

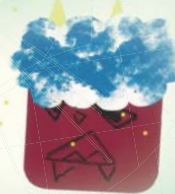
第4次 瑞浪市障害者計画

平成30(2018)年度～平成35(2023)年度

第5期 瑞浪市障害福祉計画

第1期 瑞浪市障害児福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



基本理念

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現

平成30年3月

瑞浪市

この計画書の挿絵には、東濃特別支援学校の児童生徒が描いた作品を使用しています。

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	3
4	計画の対象者	3
5	計画策定の方法	4
第2章	障がい者数の現状と制度の動向	6
1	瑞浪市の人口の推移	6
2	瑞浪市の障がい者数	7
3	近年の障がい者制度の動向	12
第3章	計画の基本的な考え方	14
1	基本理念	14
2	基本的視点	14
3	施策の体系	16
第4章	分野ごとの基本計画	18
1	支え合う市民意識の醸成【共生意識】	18
2	療育・保育・教育の充実【療育支援】	22
3	自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】	26
4	生活支援体制の充実【生活支援】	31
5	安全・安心のまちづくり【環境整備】	39
第5章	第5期障害福祉計画	43
1	指定障害福祉サービス等一覧	43
2	成果目標値の設定	44
3	指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	46
4	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	49

第6章 第1期障害児福祉計画..... 53

- 1 指定障害福祉サービス一覧..... 53
- 2 成果目標値の設定..... 53
- 3 障がい児支援の見込量と確保のための方策..... 54

第7章 計画の推進..... 55

- 1 庁内関連部局の連携..... 55
- 2 関係機関との連携..... 55
- 3 計画の進行管理..... 55

資料編..... 56

- 1 計画策定の経緯..... 56
- 2 瑞浪市障害者計画等推進委員会規則..... 57
- 3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿..... 58
- 4 計画策定におけるアンケート調査結果..... 59
- 5 用語解説..... 123
(裏表紙) 障がい者マーク

本計画における表記について

◎「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見を踏まえ、本計画では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の字が混在しています。

◎用語解説について

「※」が付いている用語については、資料編の「用語解説」に解説を掲載しています。なお、複数出てくる場合には、最初に出てくる箇所に「※」を付けています。

◎法令名称について

以下の法令については、略称で表記しています。

法令名	略称
障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）	障害者権利条約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	障害者総合支援法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）	障害者虐待防止法
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）	障害者優先調達推進法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）	障害者雇用促進法
成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）	成年後見制度利用促進法

1 計画策定の趣旨

瑞浪市では、「瑞浪市障害者計画」「瑞浪市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障がい者や家族等の高齢化、障がいの重度化・重複化により障がい福祉のニーズは複雑多様化しています。また、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。

今回、瑞浪市では、「第4次瑞浪市障害者計画」「第5期瑞浪市障害福祉計画」を策定しました。この計画は、近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、これまでの取り組みを点検し、第3次瑞浪市障害者計画、第4期瑞浪市障害福祉計画について必要な見直しを行ったものです。児童福祉法の改正により新たに策定することとなった「障害児福祉計画」については、第5期瑞浪市障害福祉計画と一体的に策定しました。

この計画により、瑞浪市の障がい者福祉の向上を図り、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる共生社会の実現」を目指します。

2 計画の性格

① 障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国・県の障害者計画を基本とし、さらに瑞浪市における障がい者の現況を踏まえ、保健・医療・教育・社会参加・防災等の各分野からの視点により、瑞浪市の障がい福祉施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

② 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込み等を定めた計画です。「瑞浪市障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的な方策や目標値を定めます。

③ 障害児福祉計画

平成28年6月の児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた計画です。瑞浪市障害福祉計画と同様、国の定める基本指針に即して定めるものとされており、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定めます。

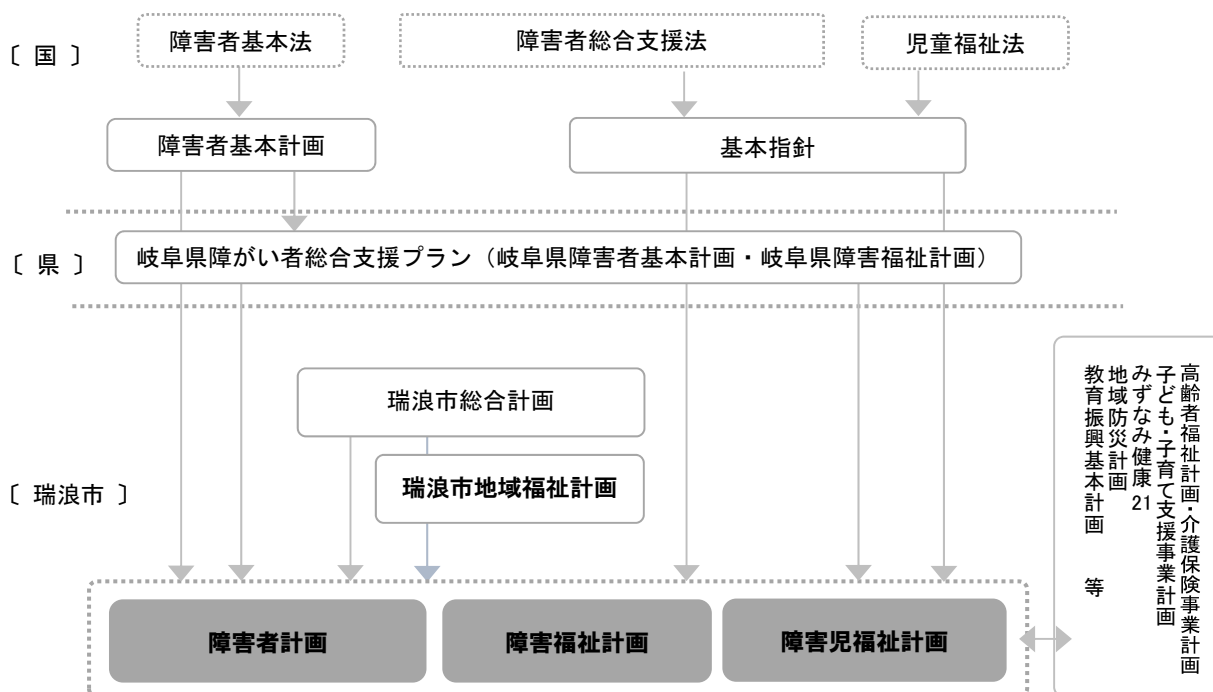
④ 計画の一体性

瑞浪市では、「第3次瑞浪市障害者計画」の中に「第3期・第4期瑞浪市障害福祉計画」を含め、一体的に策定してきました。本計画においても、施策の理念や基本方針を定める「第4次瑞浪市障害者計画」と、サービス確保の具体的な方策等を定める「第5期瑞浪市障害福祉計画」を一体的に策定します。また、今回第1期となる「瑞浪市障害児福祉計画」についても、「第5期瑞浪市障害福祉計画」と一体的に策定します。

⑤ 関連計画との整合性

本市の上位計画である「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

図1 計画の位置づけと関連計画



3 計画の期間

① 障害者計画

「第4次瑞浪市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

② 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。「第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。国の障がい福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図2 計画期間

年度	平成 24～26 年度	平成 27～29 年度	平成 30～32 年度	平成 33～35 年度
障害者 計画	第3次		第4次	
障害福祉 計画	第3期	第4期	第5期	
障害児 福祉計画			第1期	

4 計画の対象者

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

5 計画策定の方法

（1）障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、瑞浪市における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

- 人口・世帯の状況（人口構造、世帯動向）
- 障がい者の状況（手帳所持者、医療費助成、障害支援区分、特別支援学校在籍者等）
- 拠点施設の状況（保健・福祉・障がい者施設、公共施設）
- 人的資源の状況（NPO、ボランティア団体等） 等

（2）アンケート調査の実施

生活上の課題やサービス利用意向、障がい福祉施策に対する要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

① 市民アンケート

区分	一般調査	障がい者調査
調査対象	瑞浪市在住の20歳以上の方から無作為抽出(1,000人)	瑞浪市在住の障がい者手帳所持者から無作為抽出(1,000人) (身体700人、療育200人、精神100人)
実施期間	平成29年4月～5月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	23問	57問
有効回答数	485通(有効回答率 48.5%)	572通(有効回答率 57.2%)

② 関係団体アンケート

区分	当事者団体・ボランティア団体	サービス提供事業者
団体数	13団体	19団体
実施期間	平成29年11月～12月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	8問とテーマ別意見	9問とテーマ別意見
有効回答数	13通(有効回答率 100%)	19通(有効回答率 100%)

(3) 現行計画の進捗評価

① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取り組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

② 障害福祉サービスの給付実績等の分析

現行計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(4) パブリックコメントの実施

瑞浪市障害者計画等推進委員会において計画素案を審議しました。また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメント[※]を実施しました。

1 瑞浪市の人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成28年で38,812人となっています。また、1世帯あたりの人数も減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。また、高齢化率は年々上昇し、平成28年で29.22%となっています。

表1 人口の状況

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
世帯数(世帯)	14,869	14,866	14,923	15,036	15,124	15,287
人口(人)	40,531	40,090	39,802	39,408	39,018	38,812
0~17歳	6,731	6,606	6,436	6,290	6,189	6,099
18~64歳	23,585	23,078	22,639	22,109	21,587	21,371
65歳以上	10,215	10,406	10,727	11,009	11,242	11,342
1世帯あたりの人数(人)	2.73	2.70	2.67	2.62	2.58	2.54
高齢化率(%)	25.20	25.96	26.95	27.94	28.81	29.22

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



2 瑞浪市の障がい者数

(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。また、総人口に占める障がい者の割合が増加傾向にあります。

表2 年齢区分別・障害者手帳所持者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
身体障害者手帳所持者数 (A)	1,520	1,497	1,484	1,493	1,450	1,418
0～17歳	-	-	-	-	-	12
18～64歳	-	-	-	-	-	326
65歳以上	-	-	-	-	-	1,080
療育手帳所持者数 (B)	317	328	335	336	340	348
0～17歳	74	81	78	70	73	75
18～64歳	218	220	224	229	220	224
65歳以上	25	27	33	37	47	49
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (C)	160	169	185	202	216	223
0～17歳	-	-	-	2	2	2
18～64歳	-	-	-	146	153	158
65歳以上	-	-	-	54	61	63
障がい者数 (D) = A + B + C	1,997	1,994	2,004	2,031	2,006	1,989
人口 (E)	40,171	39,741	39,414	39,022	38,785	38,231
D/E × 100 (%)	4.97	5.02	5.08	5.20	5.17	5.20

資料：庁内資料（各年度末現在）

※ (A) の平成23～27年度、(C) の平成23～25年度については年齢別集計をしていない。

※ 複数の障害者手帳を所持している人がいるため、(D) は実人数ではなく延べ人数である。

② 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。障がい別にみると、肢体不自由と内部障がいの占める割合が高くなっています。

表3 等級別・身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級（最重度）	436人	439人	427人	428人	424人	425人
2級	245人	235人	227人	226人	212人	205人
3級	394人	373人	370人	371人	347人	339人
4級	305人	311人	317人	326人	326人	311人
5級	81人	75人	76人	71人	69人	71人
6級	59人	64人	67人	71人	72人	67人
合計	1,520人	1,497人	1,484人	1,493人	1,450人	1,418人

資料：庁内資料（各年度末現在）

表4 障がい別・身体障害者手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
視覚障がい	85人	79人	80人	88人	83人	83人
聴覚・平衡機能障がい	110人	113人	114人	115人	116人	109人
音声・言語・そしゃく機能障がい	15人	16人	16人	17人	14人	14人
肢体不自由	830人	828人	824人	805人	773人	754人
内部障がい	480人	461人	450人	468人	464人	458人
合計	1,520人	1,497人	1,484人	1,493人	1,450人	1,418人

資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 療育手帳

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。障がい程度では、B1・B2の中軽度の判定の割合が高くなっています。

表5 判定別・療育手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
A（※）	62人	61人	60人	55人	54人	53人
A1（最重度）	42人	41人	41人	44人	45人	43人
A2（重度）	46人	49人	50人	49人	51人	53人
B1（中度）	95人	101人	107人	109人	110人	112人
B2（軽度）	72人	76人	77人	79人	80人	87人
合計	317人	328人	335人	336人	340人	348人

※A判定は、現在の判定では使用していない。

資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。平成23年度と平成28年度を比較すると、約1.4倍の増となっています。

表6 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級（最重度）	39人	44人	47人	50人	53人	53人
2級	105人	107人	112人	128人	137人	142人
3級	16人	18人	26人	24人	26人	28人
合計	160人	169人	185人	202人	216人	223人

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

① 自立支援医療（精神通院）

精神疾患で通院する人に対し、自立支援医療※（精神通院）受給者証を交付しています。交付者数は、増加傾向にあります。

表7 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
瑞浪市	—	—	—	254人	267人	279人
東濃保健所管内	1,550人	1,638人	1,730人	1,811人	1,864人	2,006人

※平成23～25年度は市別の集計をしていない。

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

表8 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者の病名別精神患者把握数（平成28年度）

		瑞浪市	東濃保健所管内
推計患者数	推計数	1,190人	6,375人
入院・通院別精神患者届出数			
症状性を含む器質性精神障がい	アルツハイマー型の認知症	4人	41人
	血管性認知症	—人	17人
	その他	2人	31人
精神作用物質による精神・行動障がい	アルコール使用による精神及び行動の障がい	5人	14人
	覚醒剤中毒	—人	—人
	その他	1人	2人
統合失調症・分裂型障がい及び妄想性障がい		55人	493人
気分（感情）障がい		136人	900人
神経症性障がい・ストレス関連障がい及び身体表現性障がい		25人	168人
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群		1人	8人
成人の人格及び行動障がい		—人	8人
精神遅滞		3人	19人
心理的発達障がい		11人	83人
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい及び特定不能の精神障がい		5人	34人
てんかん		31人	188人
その他		—人	—人
合計		279人	2,006人

資料：岐阜県東濃保健所（平成29年3月31日現在）

② 自立支援医療（更生医療・育成医療）

更生医療※受給者は、この4～5年では大きな変動はありません。育成医療※受給者は年によって大きく異なる傾向があります。

表9 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証交付者数の推移

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
更生医療	29人	40人	41人	44人	44人	42人
育成医療	—人	—人	10人	14人	9人	5人

資料：庁内資料（更生医療：各年度末現在 育成医療：各年度実績）

※育成医療は平成25年度に県から市へ権限移譲されたもので、平成23・24年度は市で把握していない。

③ 福祉医療費助成対象者

福祉医療^{*}費助成制度のうち、障がい者にかかるものとして重度心身障害者医療と精神障害者医療^{*}があります。

○重度心身障害者医療の対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○精神障害者医療の対象者

自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

表 10 助成対象数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
重度心身障害者医療	1,303 人	1,619 人	1,628 人	1,649 人	1,612 人	1,607 人
精神障害者医療	153 人	138 人	151 人	157 人	153 人	182 人

資料：庁内資料（各年度末現在）

※重度心身障害者医療については、平成 24 年 10 月診療分から対象者の範囲が拡大された。

④ 指定難病・特定疾患

医療費助成の対象となる指定難病^{*}・特定疾患^{*}認定者数の推移です。障害者総合支援法で対象とする疾病は、指定難病よりも範囲が広がっています。

表 11 指定難病・特定疾患認定者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指定難病・特定疾患認定者	238 人	240 人	246 人	262 人	262 人	未公表

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

※平成 28 年度については、本計画策定時点では公表されていない。

（3）障害福祉サービス利用決定状況からみた動向

① 障害福祉サービス利用決定者数

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービスの利用申請を受け、市は、心身の状態や日常生活に関する調査を行います。

表 12 障害福祉サービス利用決定者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障がい者（18 歳以上）	211 人	216 人	228 人
障がい児（18 歳未満）	91 人	108 人	110 人

資料：庁内資料（各年度末現在）

② 障がい者における障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数

障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分です。6段階の区分があり、区分6が必要度が最も高いことを示します。居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、この区分に応じて内容や支給量を決定します。なお、区分にかかわらず利用できるサービスもあり、就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみを利用している場合は、「区分なし」としていただきます。

なお、児童福祉法に基づく障害福祉サービス（障害児通所給付）の利用については、障害支援区分を設けていません。心身の状況等について調査を行った後、利用決定を行います。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）を利用することもできます。

表 13 障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者数の推移

平成 26 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	3 人	3 人	5 人	0 人	11 人
	区分 2	5 人	9 人	4 人	0 人	18 人
	区分 3	5 人	21 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	4 人	15 人	0 人	0 人	19 人
	区分 5	7 人	19 人	0 人	0 人	26 人
	区分 6	16 人	34 人	0 人	0 人	50 人
	区分なし	16 人	19 人	24 人	0 人	59 人
総 数	56 人	120 人	35 人	0 人	211 人	

平成 27 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	2 人	3 人	3 人	0 人	8 人
	区分 2	5 人	9 人	5 人	0 人	19 人
	区分 3	7 人	19 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	2 人	20 人	2 人	0 人	24 人
	区分 5	8 人	19 人	0 人	0 人	27 人
	区分 6	16 人	31 人	0 人	0 人	47 人
	区分なし	16 人	17 人	30 人	1 人	64 人
総 数	56 人	118 人	42 人	1 人	217 人	

平成 28 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分 1	2 人	1 人	1 人	0 人	4 人
	区分 2	4 人	9 人	6 人	0 人	19 人
	区分 3	7 人	19 人	2 人	0 人	28 人
	区分 4	3 人	20 人	2 人	0 人	25 人
	区分 5	7 人	20 人	0 人	0 人	27 人
	区分 6	16 人	32 人	0 人	0 人	48 人
	区分なし	16 人	23 人	38 人	1 人	78 人
総 数	55 人	124 人	49 人	1 人	229 人	

資料：庁内資料（各年度末現在）

(4) 特別支援学級・特別支援学校の在籍者数

市内の公立学校数は、小学校7校、中学校5校で、特別支援学級[※]は、小学校に13学級、中学校に7学級設置されています（平成29年度現在）。市内には特別支援学校[※]はなく、市外にある東濃特別支援学校や恵那特別支援学校などに通っています。

表 14 瑞浪市立小中学校特別支援学級の在籍者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	33 人	42 人	44 人	39 人	41 人
中学校	23 人	24 人	31 人	26 人	28 人
合 計	56 人	66 人	75 人	65 人	69 人

資料：庁内資料（各年度 5 月 1 日現在）

表 15 東濃特別支援学校の在籍者数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学部	13 人	12 人	11 人	12 人	11 人
中学部	7 人	8 人	11 人	9 人	10 人
高等部	19 人	15 人	14 人	18 人	20 人
合 計	39 人	35 人	36 人	39 人	41 人

資料：東濃特別支援学校（各年度 5 月 1 日現在）

3 近年の障がい者制度の動向

① 障害者権利条約の批准

平成19年9月に日本は障害者権利条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に批准、同年2月に効力を発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置等について定めたものです。

② 障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止等が規定されました。

③ 児童福祉法等の改正

平成24年4月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。また、平成28年6月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

④ 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援等が規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

⑤ 障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法が、平成25年4月に障害者総合支援法に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることをうたっています。また、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が定められました。また、平成28年6月改正では、平成30年4月から地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

⑥ 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

⑦ 障害者差別解消法の施行

平成25年に障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に施行されました。障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

⑧ 障害者雇用促進法の改正

平成25年に障害者雇用促進法が改正され、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮^{*}の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

⑨ 成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に成年後見制度利用促進法が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度^{*}の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

⑩ 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい^{*}の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めること等が定められました。

1 基本理念

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

第 6 次瑞浪市総合計画の健康福祉分野では、「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」を定めています。

本計画においてもこの基本方針に基づき、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階と社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育、就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進することによって、障がい者の自立と障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

本計画が目指す基本理念は、第 3 次瑞浪市障害者計画の考え方を引き継ぎつつ、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」として定めます。

2 基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の視点を基本に計画を推進します。

① 地域での共生

共生社会では、地域のだれもが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障がい者自身も、ともに社会を変えていく主体としての役割をいっそう期待されています。障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、意思決定・意思表明のために必要な意思疎通手段や情報取得手段について、その選択の機会が確保されるよう取り組んでいきます。

Ⅱ ② 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁を取り除く「合理的配慮」の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められています。また、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることに鑑み、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

Ⅱ ③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが求められています。支援にあたっては、障がい者が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して実施されるとともに、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることから、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な視点をもって支援をしていきます。

Ⅱ ④ 障がいの特性に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい福祉施策は、障がいの特性に応じた個別的な支援の必要性に配慮して策定することが求められています。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは程度がわかりにくく多様化しがちである点に留意する必要があります。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい[※]、盲ろう・重症心身障がい[※]その他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解を促進していく必要があります。

女性や子どもにおいては、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められる場合があること等から当事者のおかれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

3 施策の体系

〔基本理念〕

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

〔基本目標〕

- 1 支え合う市民意識の醸成
【共生意識】
- 2 療育・保育・教育の充実
【療育支援】
- 3 自立と社会参加の促進
【就労支援・余暇活動】
- 4 生活支援体制の充実
【生活支援】
- 5 安全・安心のまちづくり
【環境整備】

〔基本施策〕

- (1) 広報・啓発の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域福祉活動、ボランティア活動の推進
- (1) 早期療育と療育支援体制の充実
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 障がい児サービスの充実
- (1) 一般就労、経済的自立の支援・促進
- (2) 福祉的就労の確保
- (3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (1) 相談支援体制の充実と人材育成
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 権利擁護体制の充実
- (1) 生活環境の整備
- (2) 情報取得や意思疎通の支援
- (3) 外出時の移動支援
- (4) 防犯・防災体制の整備

【事業】

広報紙・ホームページを活用した啓発、障害者週間等における啓発、地域福祉行事を通じての啓発、障がい者マークの普及促進、障害者差別解消法の周知促進、障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行、障害者虐待防止法の周知促進、人権施策推進指針に基づく取り組みの推進 (P18)

小中学校における福祉教育の促進、小中学校における交流・共同学習の推進、地域における交流活動の推進 (P20)

住民主体による地域活動の支援、ボランティアセンター機能の充実、ボランティア活動への参加啓発、ボランティアの育成 (P21)

保健・保育・教育・福祉の連携強化、相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現 (P22)

加配保育士・学業支援員の適正配置、特別支援コーディネーター機能の充実、保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上、特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進、適正な就学指導の実施、保育・教育における合理的配慮の提供 (P24)

事業所等との連携と適正なサービス提供、放課後等支援の充実、特別支援学校との連携による社会生活への移行支援、重症心身障がい児向けサービスの拡充、重症心身障がい児等への支援についての協議、居宅訪問型児童発達支援の実施の検討 (P25)

障がい者雇用の啓発、障がい者の就労の場の確保、障がい者の就労定着支援、市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施 (P27)

障がいの特性に応じた就労支援、優先調達推進法に基づく市の積極的な調達、就労施設製品の販路拡大、新分野との連携支援 (P28)

生涯学習講座の充実、総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進、市民図書館の点字・映像資料の充実、博物館等におけるバリアフリー対応の促進、スポーツ・レクリエーションの充実、障がい者団体主催イベントの支援、観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載 (P30)

市における相談支援体制の充実、基幹相談支援センターの設置、制度等に関する積極的な情報提供、地域総合支援協議会の充実、地域生活支援拠点の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議、専門的人材の育成・確保 (P32)

特定相談支援事業による計画相談の実施、居宅サービスの確保、日中活動の場の確保、居住の場の確保に対する支援、コミュニケーション支援の充実、レスパイトケアの充実、医療型短期入所の確保、自立生活援助の実施の取り組み、介護保険の共生型サービスとの連携、第三者評価事業の実施促進 (P35)

安全な妊娠出産に対する教育・保健指導、専門的医療機関情報の把握と提供、福祉医療費助成の実施、自立支援医療の周知と利用促進、機能訓練事業の周知と利用促進、精神疾患への理解促進と健康相談の実施、難病患者への支援とその周知 (P36)

成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の利用促進、権利擁護相談の実施、障がい者虐待対策の推進 (P38)

ユニバーサルデザインによる公共施設整備、公共施設のバリアフリー情報の提供、安全な道路整備の実施、住宅のバリアフリー化促進 (P39)

見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進、音声読み上げ等に対応したホームページの充実、公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充、申請手続き時の意思疎通支援、手話奉仕員の養成 (P40)

移動にかかる割引制度の周知、移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証、移動手段の確保にかかる検討 (P41)

地域の見守り活動の強化、消費生活相談・法律相談の実施、避難行動要支援者名簿の登録推進と活用、防災訓練の充実、福祉避難所の確保、災害時支援体制の強化 (P42)

基本目標 1 支え合う市民意識の醸成【共生意識】

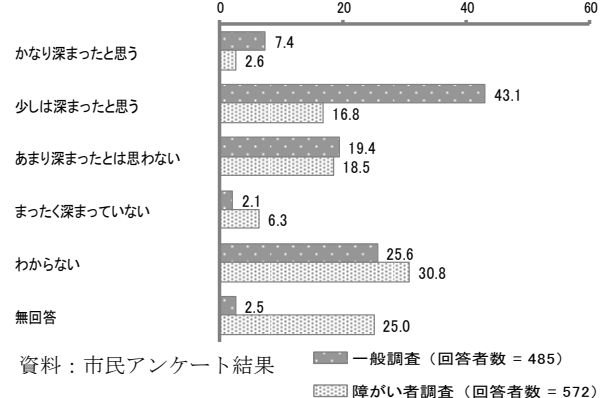
●基本施策（1）広報・啓発の推進

現状と課題

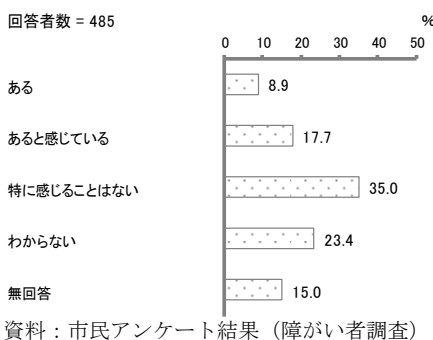
障がいの症状や程度は人によって異なります。生まれた時から障がいがある人もいれば、病気や事故、加齢により発生する障がいもあります。車椅子利用の障がい者や白杖を持った視覚障がい者のように外見からわかる障がいもあれば、聴覚障がいや内部障がい、精神障がい等のように外見だけではわからない障がいも多くあります。共生社会の実現のためには、周囲の人々が障がい者に対する正しい理解を深めることが必要です。

市民アンケートをみると、一般調査では多くの人が障がい者への理解が深まってきたと感じている一方、障がい者調査では理解不足と感じる人の方がやや多い結果となり、障がいのある人とない人で感じ方に差があることがわかります。また、日常生活において、人の視線に差別や偏見を感じる障がい者が多いこともうかがえます。

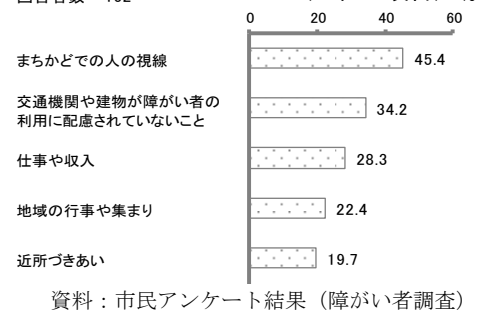
障がい者への理解の深まりについて



差別や偏見があると感じるか



どのような機会に差別や偏見を感じるか (上位5項目)



一般調査では「身近に障がい者がいないため、接し方や協力の仕方がわからない」という意見が多く寄せられました。障がいの有無にかかわらず、日常生活で不便なこと、困っていることは人によって様々です。困っている人がいたらまずは「お手伝いすることはありますか」と声をかけてみる、支援を求められたときにはできる範囲で対応する、そんな人が周りにたくさんいることが共生社会を実現する上で大切なこと

です。障がいの有無にとらわれることなく地域でともに暮らししていくことが日常となるよう、人々の心の中にある障壁を取り除く「心のバリアフリー※」を推進するとともに、障がい者への理解を深めるために、障がいの特性や障がい者の生活について知る機会を多く持つことが求められています。

具体的取り組み

- ・市や社会福祉協議会の広報紙・ホームページや行事を活用し、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発を行います。
- ・必要な支援等を視覚的に表す「障がい者マーク」について、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。
- ・障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止に向け、関連法の周知に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	広報紙・ホームページを活用した啓発	広報みずなみ、社協だより、ホームページに障がいに関する啓発記事を掲載し、障がいに関する理解が広く浸透するよう努めます。	拡充	社会福祉課 企画政策課 社会福祉協議会
2	障害者週間等における啓発	障害者週間（毎年12月）等にあわせ、障がいや障がい者に対する理解を深めるための行事や啓発活動を行います。	新規	社会福祉課
3	地域福祉行事を通じての啓発	福祉まつり、福祉映画会・講演会、福祉講座等の行事を開催し、地域住民の福祉に対する関心を高めます。	継続	社会福祉協議会
4	障がい者マークの普及促進	ヘルプマークや耳マーク等の「障がい者マーク」について県や関係団体と連携し、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。	拡充	社会福祉課
5	障害者差別解消法の周知促進	地域社会の多くの場面において環境整備や合理的配慮の提供が行われるよう、市民や事業者に対する周知を行います。	継続	社会福祉課
6	障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行	市職員対応マニュアルの周知や研修の実施により職員の資質向上を図るとともに、市が行う事業や会議等において、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、職場環境を見直し、必要な環境の整備に努めます。	拡充	社会福祉課
7	障害者虐待防止法の周知促進	積極的な啓発活動を行い、障がい者に対する虐待防止と権利擁護に努めます。	継続	社会福祉課
8	人権施策推進指針に基づく取り組みの推進	人権施策推進指針に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もがお互いを尊重し合える社会を目指した啓発活動を推進します。	継続	生活安全課



■「見えない障がい」って、どんなもの？
身体障がいのうち、内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、難聴・聴覚、小脳、肝臓、免疫機能の障がい）や発達障がい、高次脳機能障がい、知的障がい、精神障がい、発

広報みずなみ（平成29年12月1日号）
「見えない障がい」特集記事



障害者差別解消法にかかる職員研修会（平成29年12月）

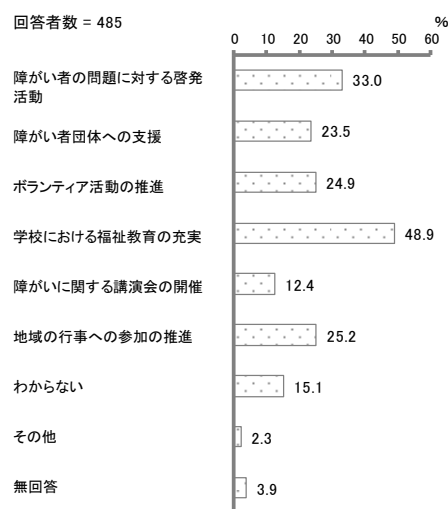
●基本施策（2）福祉教育の推進

現状と課題

市民アンケート（一般調査）では、約5割の人が障がい者への理解を深めるためには「学校教育における福祉教育の充実」が必要と回答しています。自由意見では「冊子の配布だけでなく障がい者の生の声を聴く時間を設けてほしい」「子どもの頃から障がい者と実際に触れ合う機会を重ねることで理解が深まり垣根が低くなる」「大人が手本となり障がい者への偏見をなくすことが大切」という声が寄せられています。

関係団体や障がい児の親からも、「交流できる場が少ない」という意見がありますが、同時に、「障がいの特性を理解してもらうのが難しい」「知らない人ばかりで参加をためらう。交流の場への橋渡しの存在が必要」といった声もあり、理解と交流について様々な思いを抱えていることがうかがえます。

障がい者への理解を深めるために必要だと思うもの



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- ・将来の共生社会を担う子どもたちが、障がいの存在を正しく認識し、障がい者への理解を育むことができるよう、園や学校における福祉学習や交流活動の充実を図ります。
- ・地域において、障がいのある人とない人が同じ時間を共有し、交流する機会を増やします。

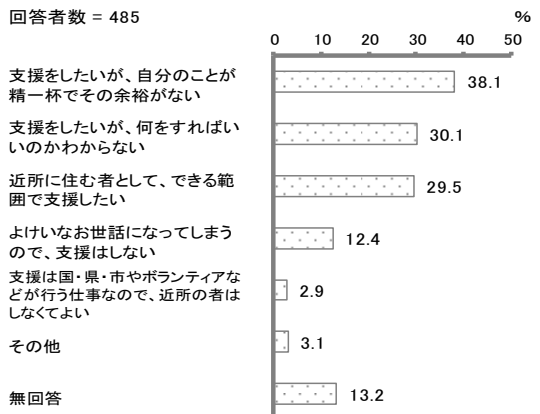
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	小中学校における福祉教育の促進	小中学校において福祉学習、障がい疑似体験、聴覚障がい者自身による手話講座等を実施する等により、障がいに対する気づきの機会を増やし、理解につなげます。	拡充	学校教育課 社会福祉協議会
2	小中学校における交流・共同学習の推進	小中学校と特別支援学校との居住地校交流、校内での通常学級と特別支援学級との交流により、相互理解の促進を図ります。	継続	学校教育課
3	地域における交流活動の推進	障がい者が地域住民・高齢者・子どもと交流する場の確保に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。	新規	社会福祉課

●基本施策（3）地域福祉活動、ボランティア活動の推進

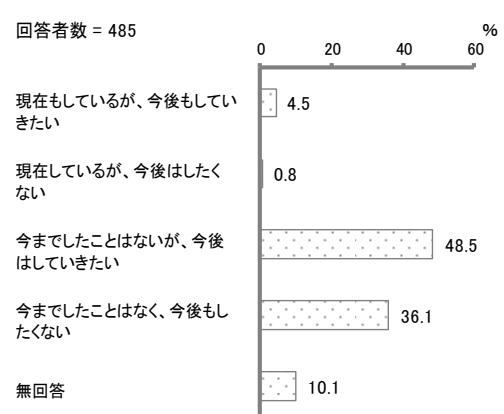
現状と課題

市民アンケート（一般調査）において、「近所に住む障がい者や家族に対して何らかの支援をしたい」と思っている人は約6割にのぼります。また、約5割の人がボランティア活動への参加意向を示しています。障がい者が日常生活においてどんなことに困っているのか、どんな支援を必要としているのかを具体的に知り、支援を求めると支援をしたい人とのマッチングを図るとともに、多くの人々が地域福祉活動・ボランティア活動への一歩を踏み出せるよう、参加のきっかけとなる効果的な周知啓発が必要です。

近所に住む障がい者や家族に対する支援について 障がいのある方へのボランティア活動について



資料：市民アンケート結果（一般調査）



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- ・地域福祉活動を行う関係者と連携しながら、身近な地域において障がい者等を見守り支え合う体制づくりを推進します。
- ・地域の課題や個々のニーズに対応したボランティア活動を推進するとともに、ボランティア活動への興味関心が行動につながるよう効果的な啓発に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	住民主体による地域活動の支援	身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、まちづくり推進組織、ボランティア団体等の活動を支援し、地域での見守りと支え合いの体制づくりを推進します。	継続	社会福祉課 市民協働課 社会福祉協議会
2	ボランティアセンター機能の充実	地域の課題や個々のニーズの把握に努め、支援を必要とする人とボランティア活動をしたい人とのマッチングを図ります。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
3	ボランティア活動への参加啓発	効果的な啓発を行い、ボランティア活動への市民の関心を高め、参加促進を図ります。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
4	ボランティアの育成	ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを担う人材の養成、確保に取り組みます。	継続	社会福祉協議会

基本目標 2 療育・保育・教育の充実【療育支援】

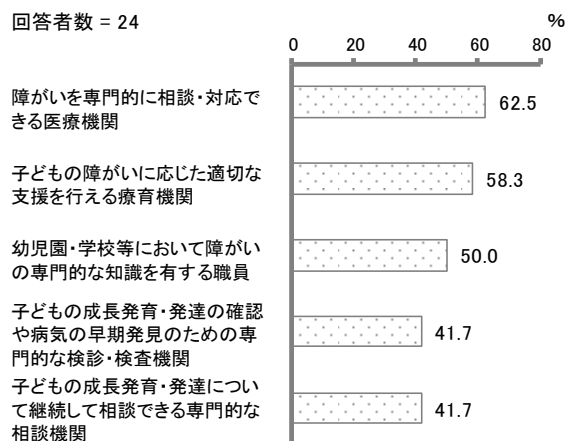
●基本施策（1）早期療育と療育支援体制の充実

現状と課題

障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から適切な支援を行い、その後も子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うことが重要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、子どもの療育※支援として「子どもの障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」と「障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」を求めた回答がそれぞれ約6割となっており、高い専門性と障がいの特性に応じた支援が求められていることがうかがえます。関係団体アンケート（当事者団体）では、「今は学校という相談の場があるが卒業後が不安」という声も寄せられています。子どもの成長段階に応じて、支援の中心となる機関が移るため、個人情報の取扱いに留意しながら関係機関との適切な引き継ぎを行うことにより情報を共有し、切れ目のない効果的な療育を行う必要があります。

子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源（上位5項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 療育コーディネーターが核となり、関係機関との「顔の見える関係づくり」を強化し、早期療育の実現と切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	保健・保育・教育・福祉の連携強化	療育コーディネーターを核とした療育支援体制の強化を図り、成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援の提供を目指します。	拡充	社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
2	相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現	保健センター、幼稚園、学校等のどの場所で相談をしても療育コーディネーターや子ども発達支援センター等の療育専門機関につながるよう、相談窓口体制を充実し、早期発見・早期療育を図ります。	拡充	社会福祉課

●基本施策（２）インクルーシブ教育の推進

現状と課題

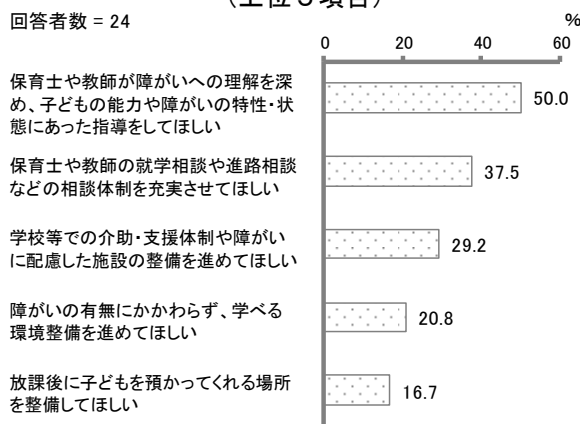
障害者権利条約では、障がい者が一般的な教育制度から排除されないことを求めており、障がいを理由に一般的な教育の機会を奪うことのないよう、障がいの有無にかかわらず、ともに遊び、ともに学ぶ「インクルーシブ教育※」の機会を提供できる仕組みを構築することが必要となっています。

関係団体アンケートでは、同じ空間で保育・教育を受けることの大切さや、障がいの有無にかかわらず「将来の市民」として当たり前に関し合える教育の大切さを訴える声が寄せられています。また、一般調査の自由意見においても、幼い頃からともに助け合って学ぶ中で、相手に興味を持ち、知り、感じ、理解していくことができたという体験談をはじめ、インクルーシブ教育を積極的に求める声が多数ありました。

インクルーシブ教育を実践する上では、保育士や教師の障がいに対する専門的知識や障がいの特性に応じた個別指導、合理的配慮の提供が必要です。また、障がい児への指導だけでなく、障がいのない子どもへの適切な指導も大変重要になります。

市民アンケート（障がい者調査）では、保育士や教師に対して「障がいの専門的な知識を持ち、障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの特性・状態にあった支援・指導をしてほしい」と求める回答が約5割となっています。子どもの力を高めるため、また、将来の共生社会を担う子どもたちが障がいへの理解を深めるため、職員の資質向上と、障がいの特性に応じた支援・指導が受けられる教育環境が求められています。

学校等の生活について望むこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）



具体的取り組み

- ・障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けることができる仕組みの構築を進めます。
- ・特別支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの支援内容について検討し、相談体制及び関係機関との連携の一層の強化に取り組みます。
- ・定期的な研修等により、保育・教育に携わる職員の資質向上を図ります。
- ・保育・教育現場における合理的配慮の提供に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	加配保育士・学業支援員の適正配置	発達に課題がある園児・児童・生徒へ加配保育士・学業支援員を適正に配置し、ともに遊び、学ぶ環境を整えます。	継続	社会福祉課 学校教育課
2	特別支援コーディネーター機能の充実	各園・小中学校に配置した特別支援コーディネーターを中心に、本人・保護者支援の充実、療育機関との連携による支援体制の強化を進めます。	拡充	社会福祉課 学校教育課
3	保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上	障がいの特性に配慮した個別支援の実現に向け、定期的な研修や事例検討会等により、職員の資質向上を図ります。	継続	社会福祉課 学校教育課
4	特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進	小中学校の特別支援教育コーディネーターが集まり、各校の課題解決に向けた研修と市内特別支援学級の子どものための交流事業を実施します。	継続	学校教育課
5	適正な就学指導の実施	教育支援委員会において一人ひとりのニーズに合った最もよい教育環境を提案し、スムーズな就学、進学ができるよう支援します。	継続	学校教育課
6	保育・教育における合理的配慮の提供	本人・保護者との可能な限りの合意形成を図った上で、障がいの特性に配慮した保育・教育環境を提供するよう努めます。	新規	社会福祉課 学校教育課



●基本施策（3）障がい児サービスの充実

現状と課題

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している「重症心身障がい児」や、医療的ケアを日常的に必要とする「医療的ケア児[※]」は、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な場合が多く、幼稚園や小中学校、障害福祉サービス事業所において、看護師等の専門的職員が配置されていない場合は、受け入れが難しい現状があります。常時介護を行っている家族への支援も含めた支援体制の充実を図ることが必要となっています。

発達障がいや強度行動障がい、高次脳機能障がい等、社会的理解が進んでいない障がいを有する子どもや、虐待を受けた障がい児、また生活困窮等複合的な困難を抱えている家庭の障がい児への支援体制の整備も求められています。

具体的取り組み

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービス提供事業所との情報交換の機会を設け、適切なサービスの質・量の確保に努めます。
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児が身近な地域に必要な支援が受けられるよう、課題を整理するとともに、東濃圏域を視野に入れた地域資源の開発に向け、関係機関との情報共有と協議を進めます。
- ・平成30年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援について、制度の周知とニーズ把握を行い、実施に向けた体制づくりを行います。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	事業所等との連携と適正なサービス提供	サービス提供事業所等との情報交換により、利用者の状況やニーズ、課題の把握を行い、サービスの適正な支給決定に努めます。	新規	社会福祉課
2	放課後等支援の充実	放課後等デイサービスによる療育の場の確保とともに、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを促進し、放課後や長期休業期間の支援の場を充実します。	継続	社会福祉課
3	特別支援学校との連携による社会生活への移行支援	特別支援学校や関係機関との連携により、就職や障害福祉サービスの利用について学習会を行い、卒業後の自立した社会生活への移行を支援します。	継続	社会福祉課
4	重症心身障がい児向けサービスの拡充	重症心身障がい児を支援する事業所の拡大のため、事業所に働きかけ、サービスの拡充に努めます。	新規	社会福祉課
5	重症心身障がい児等への支援についての協議	重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援提供体制の課題を整理し、関係機関とサービス提供体制について協議します。	新規	社会福祉課
6	居宅訪問型児童発達支援の実施の検討	障がい児の居宅での児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援の実施に向けての体制づくりを行います。	新規	社会福祉課

基本目標3 自立と社会参加の促進【就労支援・余暇活動】

●基本施策（1）一般就労、経済的自立の支援・促進

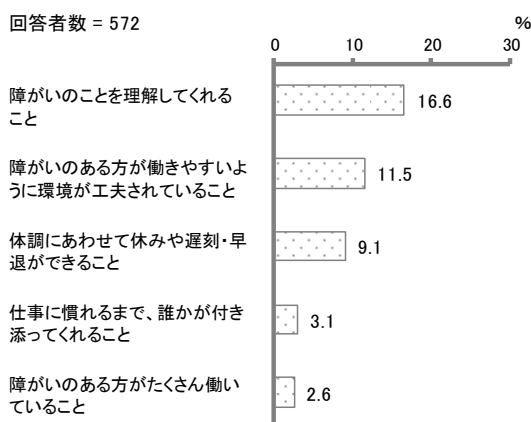
現状と課題

障がい者の就労は、収入だけでなく、社会参加の視点からも非常に重要な課題となっています。障がい者が生きがいをもって働き、社会的・経済的自立を果たし、豊かな地域生活を営むためには、企業や地域住民の障がい者雇用に対する理解や、就労訓練から職場定着に至るまでの一貫した総合的な支援が必要です。

市民アンケート（障がい者調査）をみると、多くの方が就労の場における障がいへの理解や、障がい者に適した仕事の提供、自宅近くの職場、健康状態にあわせた働き方を望んでいることがわかります。関係団体アンケート結果においても、市内で障がい者が働く場が少ないことへの指摘とともに、事業主や職場の人たちが障がい者雇用制度や障がいの特性を理解し、障がい者が安心して働く場を地元で確保することを望む声が多く寄せられました。

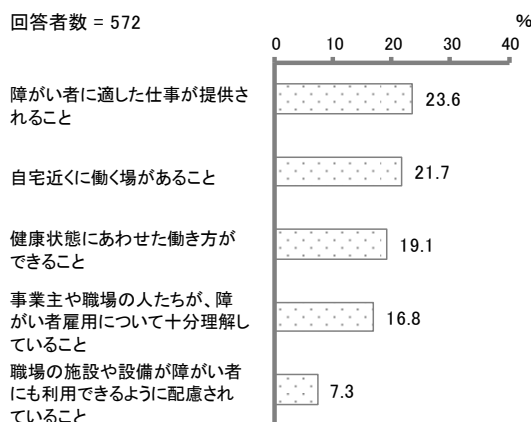
平成30年4月からは障がい者の法定雇用率が引き上げられるとともに、算定基礎に精神障がい者が加えられます。「働く障がい者」と「障がい者を雇用する事業所」の両方に対する支援を行い、障がいの特性に配慮した職場環境を整え、障がい者雇用の需要拡大と職場定着に向け積極的に取り組んでいくことが必要です。

仕事や作業、訓練の場所に望むこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

どのような就労環境が整っていることが
大切だと思うか（上位5項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- 働く意欲と能力のある障がい者が身近な地域で就労できるよう、関係機関等と連携しながら障がい者雇用の促進を図ります。
- 就労後も継続して働き続けることができるよう、障がい者本人と企業に対する職場定着の支援を行い、就労しやすい環境づくりに努めます。
- 市役所における障がい者の法定雇用率を遵守します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	障がい者雇用の啓発	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者雇用にかかる各種助成・支援制度の普及に努めるとともに、障がいの特性に対する理解を深めるための啓発を行い、障がい者雇用の促進を図ります。	継続	社会福祉課 商工課
2	障がい者の就労の場の確保	ハローワークや商工会議所等と連携し、障がいの特性と能力に応じた多くの就職先・実習先の確保に努めます。また、障がい者と企業双方の理解を深め、就職の促進を図ります。	新規	社会福祉課 商工課
3	障がい者の就労定着支援	障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所（平成30年4月創設事業）等の活動を支援し、ジョブコーチの活用や就業・生活面の一体的な支援により障がい者の就労定着を図ります。	拡充	社会福祉課
4	市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施	市職員にかかる障がい者の法定雇用率を遵守するとともに、計画的に障がい者の採用を行います。	継続	秘書課



●基本施策（２）福祉的就労の確保

現状と課題

現在、市内には就労継続支援A型事業所が1か所（定員20名）、就労継続支援B型事業所が2か所（定員合計30名）、就労移行支援事業所が1か所（定員10名）あります。事業所の選択にあたっては、個々の障がいの特性に見合う仕事内容かどうかを基準にすることもあり、市外の事業所を利用している方も多く見られます。

関係団体アンケートでは、さらなる福祉的就労^{*}の場の確保や、就労支援施設等が生産する製品の安定した受注機会と販路拡大を望む意見が寄せられました。また、農業分野と福祉分野が連携する「農福連携」の取り組みが全国各地で盛んになっている現状をとらえ、農業従事者が多い瑞浪市に適した取り組みであるとして、農業分野における障がい者の就労機会の拡大等に期待を寄せる声もありました。

具体的取り組み

- ・一般就労^{*}を目指す障がい者や一般就労が困難な障がい者に対し、障がいの特性に応じた就労支援を促進します。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等を市が積極的に調達するとともに、販路拡大等に向けた取り組みを実施します。
- ・農業と福祉の連携等、様々な分野での新たな取り組みを支援します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	障がいの特性に応じた就労支援	就労能力向上を図るため、障害者就業・生活支援センターと就労支援事業所と連携し、福祉的就労の場において心身の状態と能力に応じた就労支援を図ります。	継続	社会福祉課
2	優先調達推進法に基づく市の積極的な調達	市が発注する物品購入や役務提供について、障害者就労施設等からの積極的な調達を推進し、安定した受注機会の提供を図ります。	拡充	社会福祉課
3	就労施設製品の販路拡大	庁舎ロビー等において施設製品の展示や販売を行うことにより、販路拡大や活動の活性化、工賃向上につなげます。	新規	社会福祉課
4	新分野との連携支援	農業と障がい者就労の連携事業を推進し、具体的な取り組みにつながるよう支援します。	新規	社会福祉課 農林課

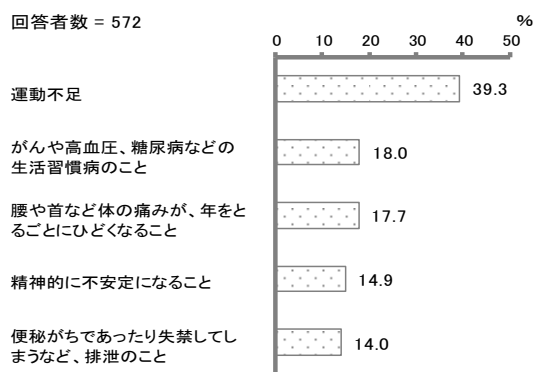
●基本施策（3）文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動に参加することは、豊かな生活や社会参加を促進する上で重要です。障がい者が参加しやすい環境を整備する必要があります。

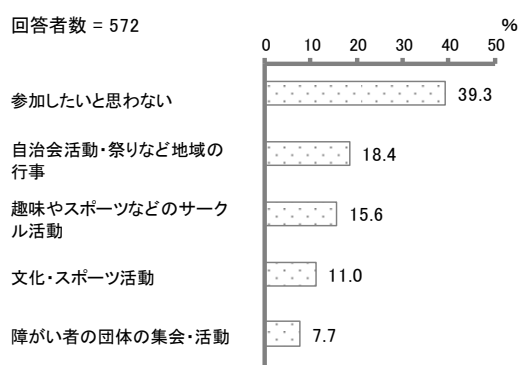
市民アンケート（障がい者調査）をみると、障がい以外の健康状態で特に不安なこととして、4割近くの人が「運動不足」と回答していますが、一方で、東濃圏域で毎年開催している岐阜県身体障害者東濃ブロック体育大会の参加者は年々減少しているのが現状です。また、「自治会活動・祭りなどの地域行事や趣味・スポーツ等のサークル活動に参加したい」という声がある一方、「参加したいと思わない」という人が4割近くにのぼっています。余暇の過ごし方に対する希望は人それぞれですが、「参加したいと思わない」という意見の背景に、参加を阻む社会的障壁が存在する可能性もあります。余暇活動の選択の幅が広がるよう、また、参加したいと思っている人が気軽に参加できるよう環境を整えることが求められます。

障がい以外の健康状態で特に不安なこと
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

どのような活動に参加したいか
(上位5項目)



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）



具体的取り組み

- ・障がい者の余暇活動の選択肢が増えるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動を推進し、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・障がい者団体が行うイベントの開催を支援します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	生涯学習講座の充実	誰もが気軽に参加できる生涯学習講座を企画し、配慮が必要な場合は参加申込の際に申し出ていただく等、障がい者にとっても参加しやすい仕組みづくりを進めます。	継続	社会教育課
2	総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進	講演会・コンサート等におけるバリアフリー対応を促進し、チラシや広報等のイベント情報に車椅子席や手話通訳があることをわかりやすく表示するよう努めます。	新規	社会教育課
3	市民図書館の点字・映像資料の充実	市民図書館において、点字資料、映像資料の充実を図ります。	継続	社会教育課
4	博物館等におけるバリアフリー対応の促進	拡大表示ができるデジタルディスプレイ等を活用し、誰もがわかりやすい館内情報案内や展示物説明に努め、来館しやすい環境を整備します。	新規	スポーツ文化課
5	スポーツ・レクリエーションの充実	誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及やイベントの企画に努めるとともに、障がい者が参加しやすい環境づくりを進めます。	継続	スポーツ文化課
6	障がい者団体主催イベントの支援	障がい者団体が主催するスポーツ大会や展示会等のイベントを支援します。より多くの方に参加・来場していただけるよう開催周知に協力します。	継続	社会福祉課
7	観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載	観光パンフレットに障がい者用トイレやスロープの有無等のバリアフリー情報を掲載し、外出しやすい環境づくりを進めます。	新規	商工課



第51回岐阜県身体障害者東濃ブロック体育大会
平成29年11月5日 瑞浪市陸上競技場

基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】

●基本施策（1）相談支援体制の充実と人材育成

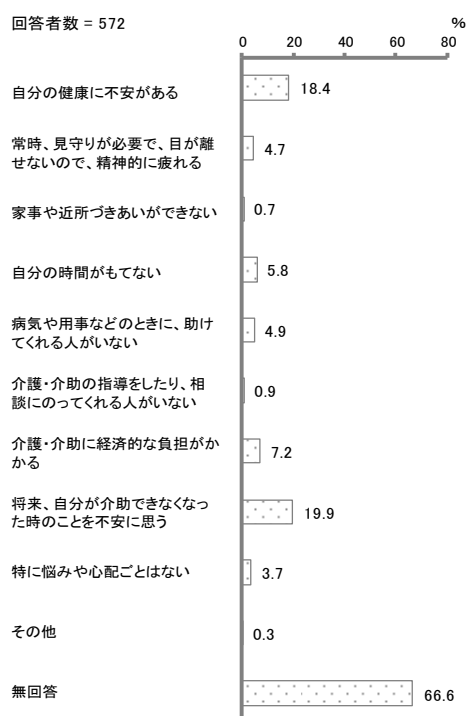
現状と課題

障がい者や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化により障がい福祉ニーズが複雑化・多様化する中、障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、孤立することなく日頃の悩みを相談できる場や、必要なサービスを適切に受けることができる体制が必要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、介護・介助者の心配事・悩み事について「将来、自分が介助できなくなった時のことを考えると不安に思う」という回答が最も多く、また、自由意見でも「一番心配なことは障がい者本人が一人残された時の生活の安定」「親が高齢になるか亡くなった場合のために重度障がい者のグループホームを作ってほしい」と、「親亡き後」の不安に対する意見が多く寄せられました。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生涯に寄り添った切れ目のない支援の提供体制が求められています。

他にも、制度やサービスの情報取得について「障害者手帳取得時の説明以降は制度やサービスを自ら調べて問い合わせなければならない」「もっと早く制度を利用できればよかった」「どんな制度があってどのように利用できるのかを教えてほしい」という声が多くあり、制度やサービスに関するわかりやすい説明と積極的な情報提供が必要とされています。

介護・介助している方の悩み・心配事



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

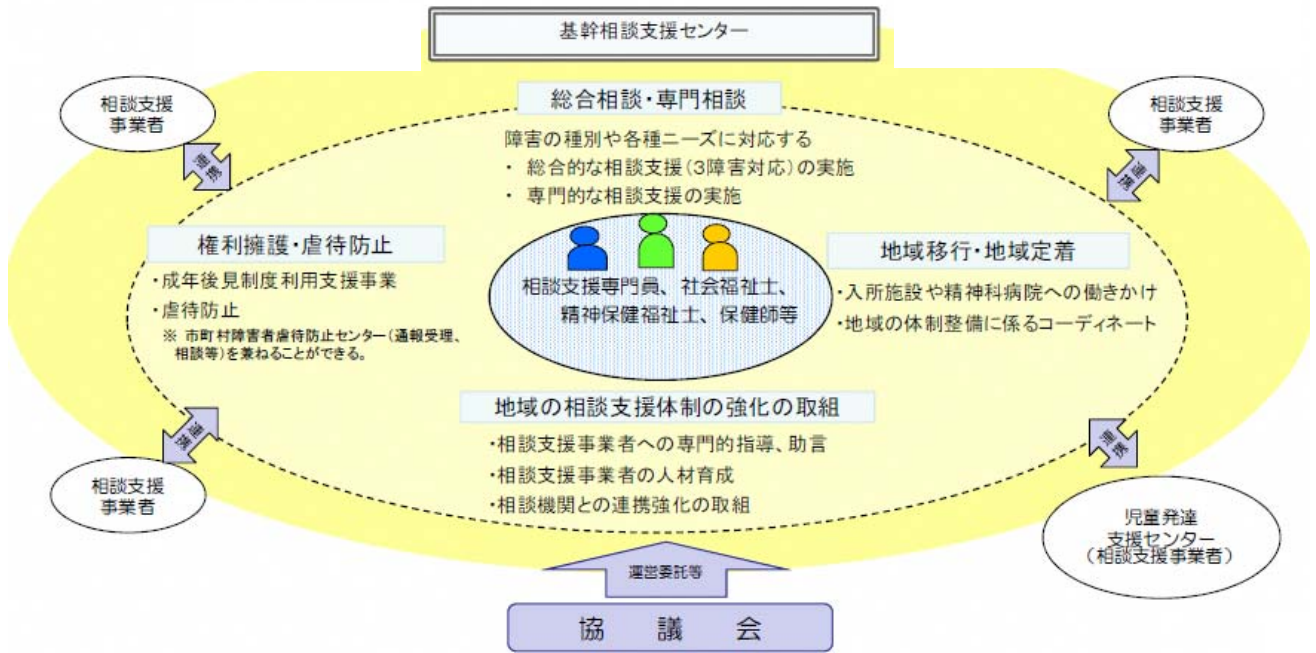


具体的取り組み

- ・各ライフステージを通じて障がいの特性に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関が相互に連携し、安心して相談できる相談支援体制を構築するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- ・適切な時期に制度やサービスの情報を得られるよう、障がい者やその家族に対する情報提供の充実に努めます。
- ・地域総合支援協議会[※]の機能を強化し、地域課題の把握と課題解決への協議を重ねることにより、制度やサービスの拡充につなげます。
- ・障がい者の日常生活・社会生活で直面する困難に着目し、障がい者の尊厳と自己決定を尊重しながら、かつ、障がい者の自立と社会参加の視点から適切な支援を行うことができる専門的人材の育成を図ります。

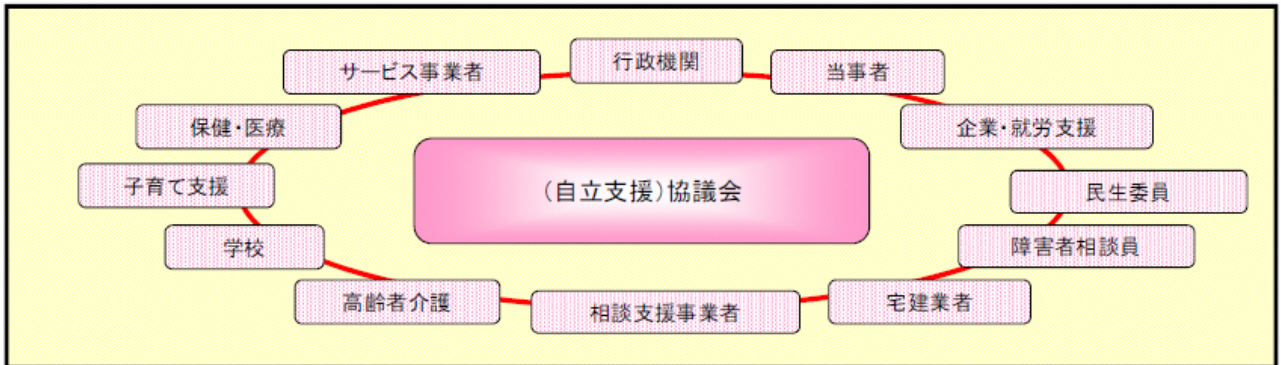
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	市における相談支援体制の充実	日常生活や福祉サービス利用等に関する身近な相談に対し、乳幼児期・学齢期・就労期・高齢期のライフステージに応じて多くの部署・外部機関と連携をとりながら、適切な支援につなげる体制を拡充します。	拡充	社会福祉課
2	基幹相談支援センターの設置	相談支援の中核的役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援を行う「基幹相談支援センター [※] 」を東濃5市で共同設置します。運営形態については協議を継続します。	継続	社会福祉課
3	制度等に関する積極的な情報提供	必要なときに必要な情報が得られるよう、制度やサービスの情報について市から積極的に発信するよう取り組みます。	拡充	社会福祉課
4	地域総合支援協議会の充実	地域総合支援協議会の機能を強化し、関係機関で構成する全体会・専門部会の設置により「地域における課題を共有し、解決に向けた協議と施策への提言を行う場」としての役割を果たします。	拡充	社会福祉課
5	地域生活支援拠点の整備	障がい者の生活を地域全体で支援する「地域生活支援拠点」の整備について、東濃圏域での面的整備に向けた協議を進めます。	継続	社会福祉課
6	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議	保健所や関係機関と連携し、精神疾患による長期入院患者が退院後に地域で自立して安心して生活を送れるよう支援体制について協議します。	拡充	社会福祉課
7	専門的人材の育成・確保	基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して指導や助言、情報提供を行い、適切な支援を提供できる人材を育成します。	拡充	社会福祉課

【基幹相談支援センターのイメージ図】

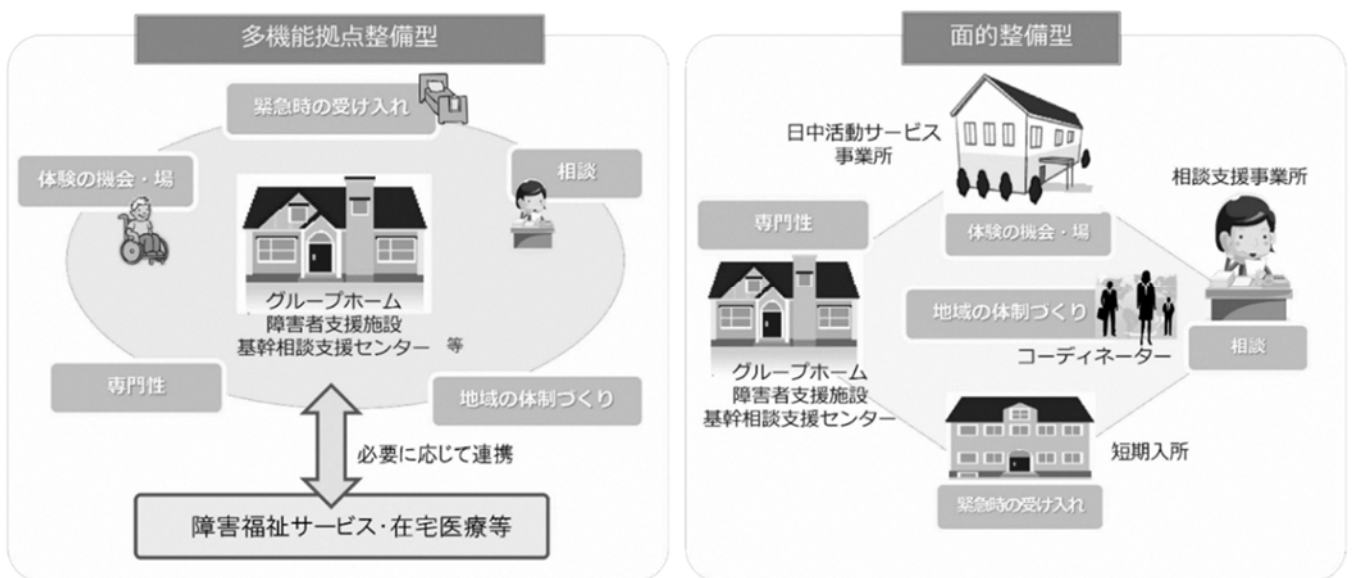


【地域総合支援協議会のイメージ図】

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



【地域生活支援拠点等の整備のイメージ図】



●基本施策（２）障害福祉サービスの充実

現状と課題

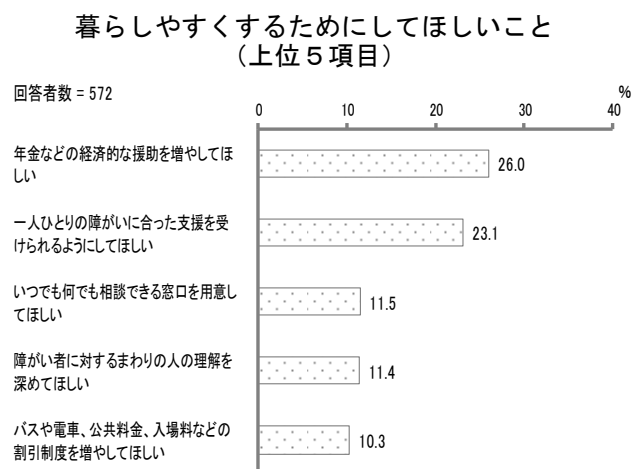
障害福祉ニーズが複雑化・多様化する中、一人ひとりの障害の特性とライフステージに応じたサービスの充実が重要です。施策の推進にあたっては、障害者の尊厳と自己決定の尊重に加え、自立と社会参加の視点から一人ひとりが生きがいを持って自分らしく生活できるよう支援する必要があります。

市民アンケート（障害者調査）では、「暮らしやすくするためにしてほしいこと」に、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」に続き、「一人ひとりの障害に合った支援を受けられるようにしてほしい」と回答した人が約 2 割と高くなっています。

一人ひとりの障害の特性や状況に応じたサービスを受けられるようにするためには、障害者本人と家族の状況、ニーズ等を的確に把握した利用計画を作成するとともに、その定期的な見直しを行う体制が必要です。障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等を行いながらサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の重要性を周知し、適切なサービスの提供につなげることが必要です。

また、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、相談支援に加え、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスや、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービスの充実も必須となります。関係団体アンケートにおいても、グループホームの増加を求める意見が多数寄せられており、施設入所や入院から地域生活へ移行していくことを求めている国の指針を背景に、今後、障害者の地域生活の基盤となる住まいを確保すること、そして、その住まいで生活を継続していくために必要な支援を展開することが求められています。グループホームを整備する民間事業者に対する支援をはじめ、民間住宅等の既存資源の活用を視野に入れた居住の場の確保に向けた取り組みが必要です。

さらに、市民アンケート（一般調査）の自由意見では、「障害者の家族への支援が必要」という意見が多数寄せられています。障害者の家族の負担軽減と休息を図る面でも、サービスの充実が求められています。



資料：市民アンケート結果（障害者調査）

具体的取り組み

- ・障がい者が地域の中で安心して自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活を支援するサービスを提供します。
- ・相談支援事業所において、障がい者や家族の状況等を的確に把握して利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応していきます。
- ・障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、レスパイトケア[※]の充実を進めます。
- ・新サービスについては、関係団体と連携を取りながら、実施に向け取り組みます。
- ・障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用推進により、福祉サービスの質の向上を図ります。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	特定相談支援事業による計画相談の実施	障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成・モニタリングの実施により、必要なサービスを適量利用できる体制を整備します。	継続	社会福祉課
2	居宅サービスの確保	障がい者の在宅生活を支援するため、居宅介護サービスを事業所と連携し、ニーズに合わせた支援を行います。	継続	社会福祉課
3	日中活動の場の確保	生活介護、自立訓練、就労支援事業や障がい者デイサービスセンターの運営により、障がい者の日中活動、生活支援のサービスを確保します。	継続	社会福祉課
4	居住の場の確保に対する支援	障がい者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を支援するとともに、多様な居住の場を選択できるよう取り組みます。	継続	社会福祉課
5	コミュニケーション支援の充実	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の利用を促進します。	継続	社会福祉課
6	レスパイトケアの充実	障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。	継続	社会福祉課
7	医療型短期入所の確保	県や近隣自治体と連携し、医療行為が必要な重度心身障がい者が利用しやすい短期入所の確保に取り組みます。	継続	社会福祉課
8	自立生活援助の実施の取り組み	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う「自立生活援助」のサービスの実施を事業者に働きかけます。	新規	社会福祉課
9	介護保険の共生型サービスとの連携	障がい者と高齢者の「共生型サービス」の活用に向け、介護保険事業所の福祉人材と社会資源を活用した障害福祉サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。	新規	社会福祉課 高齢福祉課
10	第三者評価事業の実施促進	県との連携により、障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用を促進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。	継続	社会福祉課

●基本施策（3）保健・医療サービスの充実

現状と課題

各種アンケートにおいて、保健・医療サービスの充実を求める声が多く挙がっています。特に多いのが、「発達障がい児や自閉症児の精神科医が少なく予約がとりにくい」「専門的な治療や相談は市外・県外へ行かなければならない」といった病院・医師の不足に関する意見です。障がい児については、「基本目標2. 療育・保育・教育の充実」（22ページ参照）においても触れたとおり、市民アンケート（障がい者調査）で、子どもの療育支援への対応として「障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」を求める回答が約6割という結果が出ており、身近な地域における専門的な医療機関の拡充が求められています。

具体的取り組み

- ・障がいの原因となる疾病の予防や、安全な妊娠・出産のために、教育や保健指導を実施します。
- ・障がい者が安心して地域で必要な医療を受けられるよう、情報収集・情報提供に努めます。
- ・各種手当や医療費助成制度を着実に実施し、障がい者の経済的負担軽減を図ります。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	安全な妊娠出産に対する教育・保健指導	障がいの原因となる疾病やハイリスク妊娠を予防するため、学校における性教育の授業や、母子手帳交付時、各種健診時の保健指導を継続的に実施します。	継続	健康づくり課 学校教育課
2	専門的医療機関情報の把握と提供	県や近隣自治体と連携し、障がい者がより身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制の情報収集・情報提供に努めます。	継続	社会福祉課 健康づくり課
3	福祉医療費助成の実施	障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、保険診療分の自己負担額を助成する福祉医療費助成を実施します。	継続	保険年金課
4	自立支援医療の周知と利用促進	医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生・育成・精神通院）の周知を図り、利用を促進します。	継続	社会福祉課
5	機能訓練事業の周知と利用促進	理学療法・作業療法・音楽療法による機能訓練事業の周知を図り、利用を促進します。	継続	社会福祉課
6	精神疾患への理解促進と健康相談の実施	保健所や関係機関と連携し、こころの健康相談の実施や講演会開催等を通じて、精神疾患への理解促進と相談体制の充実を図ります。	継続	社会福祉課 健康づくり課
7	難病患者への支援とその周知	保健所や関係機関と連携し、難病医療相談や生活支援制度を周知し、サービス利用につなげます。	継続	社会福祉課

●基本施策（４）権利擁護体制の充実

現状と課題

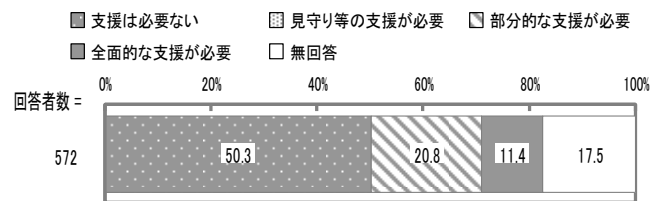
障がい者の生活支援は、障がい者本人の自己決定を尊重しながら行う必要がありますが、判断能力が十分でない障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業[※]の制度を活用し、障がい者本人の権利を守る援助者とともに適切な支援をすることが必要です。

市民アンケート（障がい者調査）では、自分の気持ちや考えを他の人に伝えるときに「何からの支援が必要」と回答した人が約３割となっており、「親亡き後」を見据えた地域生活を進めるにあたり、今後、意思決定への支援が不可欠となってくることが考えられます。

また、「成年後見制度を知らない」と回答した人が「知っている」と回答した人を上回っており、制度の周知啓発が必要な状況です。

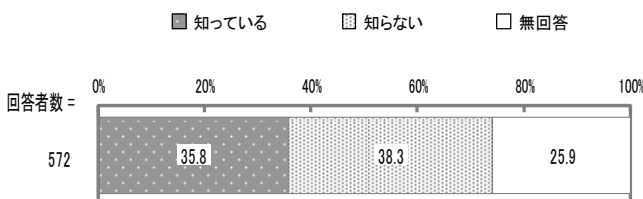
家族や福祉施設の職員、勤め先の経営者等からの身体的虐待や経済的虐待等を防ぐため、障害者虐待防止法では、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人は、市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターに通報することを義務付けています。しかし、市民アンケート（一般調査）では、この通報義務制度について「知らない」と回答した人が約７割となっており、虐待を発見した場合の具体的な行動への啓発が必要であることがわかります。

自分の気持ちや考えを伝えるとき
支援が必要ですか



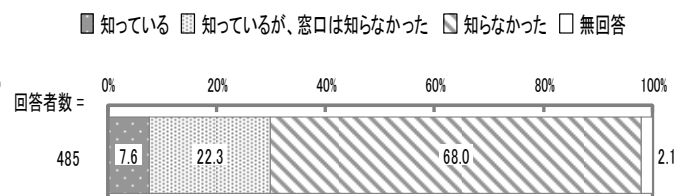
資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

成年後見制度を知っていますか



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

障害者虐待防止法の通報義務制度と
窓口を知っていますか



資料：市民アンケート結果（一般調査）

具体的取り組み

- 判断能力が十分でない障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 障がい者の権利擁護にかかる相談や啓発を実施します。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。	継続	社会福祉課
2	日常生活自立支援事業の利用促進	金銭管理等に不安を持つ障がい者に対し、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
3	権利擁護相談の実施	障がい者の権利擁護のための相談を実施し、権利擁護のための制度利用を支援します。	継続	社会福祉課
4	障がい者虐待対策の推進	障がい者虐待の防止について、県と連携し周知を図るとともに、関係機関の連携による虐待を受けた障がい者の保護体制を整備します。	継続	社会福祉課



基本目標5 安全・安心のまちづくり【環境整備】

●基本施策（1）生活環境の整備

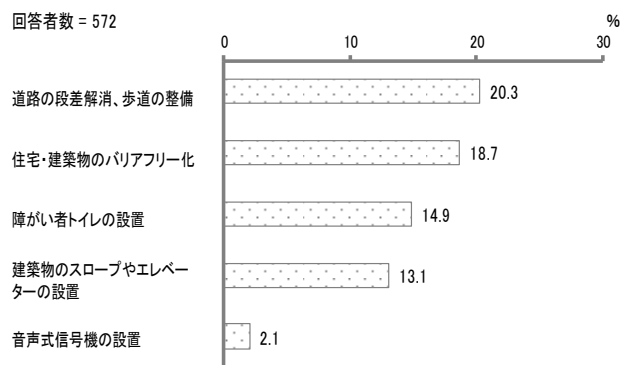
現状と課題

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、住居や施設・道路のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※によるまちづくりを行うことが大切です。

市民アンケート（障がい者調査）をみると、身の回りで整備や援助を必要とするものとして「道路の段差解消、歩道の整備」の割合が高く、次いで「住宅・建築物のバリアフリー化」「障がい者トイレの設置」の割合が高くなっています。

関係団体アンケート（当事者団体）では、「市内の公共施設に障がい者を案内し、障がい者が感じる視点を反映した対応を検討してほしい」という意見が寄せられています。

身の回りで整備や援助を必要とするもの
（上位5項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進するとともに、バリアフリー化による社会的障壁の除去を行い、障がい者が外出しやすい環境の整備に取り組みます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	ユニバーサルデザインによる公共施設整備	誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる公共施設整備を行います。既存施設については利用者目線での定期的な点検を実施し、バリアフリー化を促進します。	拡充	社会福祉課 総務課 都市計画課
2	公共施設のバリアフリー情報の提供	市内公共施設について、障がい者用トイレの有無等のバリアフリー情報を一覧にして提供し、外出しやすい環境を整えます。	新規	社会福祉課 総務課
3	安全な道路整備の実施	地域からの要望等を考慮し、交通危険箇所の道路側溝有蓋化・カラー舗装化等により歩行者の安全確保を図ります。	継続	土木課
4	住宅のバリアフリー化促進	いきいき住宅改修事業、日常生活用具給付事業の利用促進を図り、障がい者が生活する住宅のバリアフリー化を促進します。	継続	社会福祉課

●基本施策（２）情報取得や意思疎通の支援

現状と課題

障がいの特性によっては、情報の取得や意思疎通が困難な場合があります。その場合、必要な情報を円滑かつ正確に入手し、また、自分の意思を的確に伝えるために、情報伝達の手段や方法について様々な配慮が必要です。関係団体アンケート（当事者団体）では、視覚障がい者からの「様々な場所で声かけしてもらい、わかりやすく言葉で伝えてほしい」という意見や、聴覚障がい者からの「公的機関や病院に手話通訳者を設置してほしい」という意見が寄せられました。それぞれの障がいの特性を理解した上で、情報を伝える仕組みを整えることが必要です。

具体的取り組み

- ・ 広報紙やホームページ、市が作成するパンフレットや案内文書等について、誰もが等しく情報に接することができるよう、また、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいの特性に配慮した方法による情報提供を推進します。
- ・ 障がい者が適切にコミュニケーションを図り、意思決定することができるよう、意思疎通支援の充実を目指します。手話奉仕員の養成に取り組み、福祉の専門的人材の確保に努めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進	広報みずなみについて、誰もが見やすい紙面作成に努めます。また、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、視覚障がい者に対する声の広報の利用促進を図ります。	継続	社会福祉課 企画政策課
2	音声読み上げ等に対応したホームページの充実	市職員向けの継続的な研修により記事作成ルールを浸透させ、わかりやすいレイアウトやルビ機能、音声読み上げ機能に対応したホームページの充実を図ります。	継続	企画政策課
3	公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充	公文書について、わかりやすい言葉、ルビ振り、問合せ用ファックス番号・メールアドレスの記載等、障がいの特性に応じた情報提供ができるよう職員に対して周知します。	拡充	社会福祉課
4	申請手続き時の意思疎通支援	申請手続きの際、筆談や代筆、静かな場所への誘導等、障がいの特性に配慮した対応ができるよう職員に対して周知します。	拡充	社会福祉課
5	手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者の意思疎通支援に関する人材を育成します。	継続	社会福祉協議会

●基本施策（3）外出時の移動支援

現状と課題

自分自身で移動することが困難な人にとって、通勤・通学・外出時の移動手段の確保は大きな課題です。市民アンケート（障がい者調査）の自由意見では、「通勤時間帯にバスがない」「親が送迎できなくなったら働きに行くことができない」「タクシー助成制度を拡充してほしい」という声が多く出ています。関係団体アンケートにおいても、「就労や地域移行・地域生活継続の観点から、自分で車や電車を利用できない方の交通手段を充実させることが必要である」という意見が出ており、交通利便性が良くないという社会的障壁が、障がい者の自立と社会参加を阻む要因の一つとなっていることがうかがえます。障がい者の外出機会を確保するため、障がいの特性に配慮した移動支援が求められています。

具体的取り組み

- ・外出支援にかかる現行制度を引き続き実施するとともに、利用実績等を検証して制度拡充の必要性を検討します。
- ・通学・通勤・外出時の移動に関する実態と課題、ニーズを整理し、移動支援に関する施策の促進を図ります。

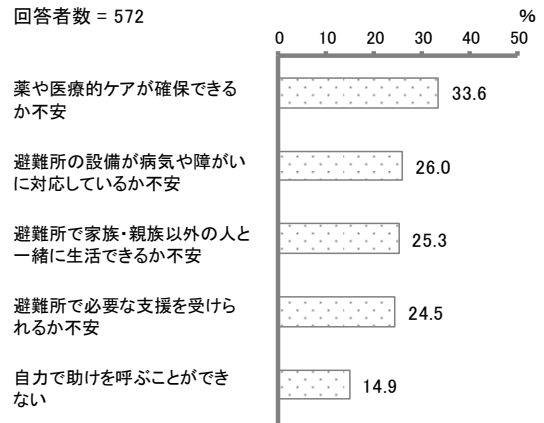
No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	移動にかかる割引制度の周知	公共交通機関や有料道路、市コミュニティバス等にかかる各種割引制度について周知し、円滑な利用促進を図ります。	継続	社会福祉課
2	移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証	福祉タクシー利用、自動車改造、交通費等にかかる各種助成制度や移動支援サービスについて周知し、円滑な利用促進を図ります。また、利用実態等を検証し、助成制度拡充の必要性を検討します。	拡充	社会福祉課 地域包括支援センター
3	移動手段の確保にかかる検討	障がい者の移動手段にかかる実態把握に努め、障がい者の視点から地域公共交通の課題を整理し、既存資源の活用を視野に入れた必要なサービスの検討を行います。	新規	社会福祉課 地域包括支援センター 商工課

●基本施策（４）防犯・防災体制の整備

現状と課題

市民アンケート（障がい者調査）をみると、災害発生時に「薬や医療的ケアが確保できるか不安」、「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安」という回答が多くみられます。自由意見や関係団体アンケート（当事者団体）においても、「福祉避難所が少ないので不安」「特別扱いではなく、障がいの特性を理解した配慮を望む」「障がい者の日頃の状況を知らない人だと、実際の場面で戸惑われると思う」という声が寄せられています。災害時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう行政と地域が連携した支援体制を整備するとともに、日頃から「顔の見える関係」をつくりながら、支援体制の周知と情報提供に努める必要があります。

災害発生時に不安に思うこと
（上位５項目）



資料：市民アンケート結果（障がい者調査）

具体的取り組み

- ・障がい者が地域で安心安全に生活できるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、地域での見守り体制の強化を図ります。
- ・地域住民や関係機関等と連携し、災害時の支援体制づくりの強化に取り組めます。

No.	取り組み	内容	方向性	担当部署
1	地域の見守り活動の強化	民生委員・児童委員等との連携により、身近な地域の中での見守り活動を強化します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
2	消費生活相談・法律相談の実施	悪徳商法等の犯罪被害から障がい者を守り、消費者トラブルの未然防止につなげるよう関係機関との連携強化を図ります。	継続	生活安全課
3	避難行動要支援者名簿の登録推進と活用	民生委員・児童委員等との連携により避難行動要支援者名簿の登録を推進するとともに、名簿を活用した災害時の支援体制を整備します。	拡充	社会福祉課 生活安全課
4	防災訓練の充実	障がい者や家族等の防災訓練への参加を促進し、住民共助による防災体制の整備に努めます。	継続	社会福祉課 生活安全課
5	福祉避難所の確保	福祉施設等との協定締結により要支援者の避難場所の確保に取り組めます。	継続	社会福祉課 生活安全課
6	災害時支援体制の強化	要支援者に対する医療、保健、福祉関係機関の連携を強化し、情報共有・意見交換を重ねながら災害時支援体制の充実を図ります。	拡充	社会福祉課 生活安全課 健康づくり課

1 指定障害福祉サービス等一覧

訪問系サービス	
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	平成30年度からの新設事業です。一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
居住系サービス	
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	平成30年度からの新設事業です。入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。
地域生活支援事業	
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
相談支援	障がい者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を提供することにより、障がい者を日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域での身体障がい者の生活を支援するために、在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に対し、訪問入浴を行います。

2 成果目標値の設定

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の第5期障害福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、平成32年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
平成32年度末の施設入所者数	65人	平成28年度末時点から現状維持 【国指針：28年度末時点から2%以上削減】
平成32年度末までの地域生活移行者数	2人	平成28年度末時点の施設入所者の3%が、平成32年度末までに施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：28年度末時点から9%以上移行】

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標 値	設定の考え方
平成32年度末までに 保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	【国指針：平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。ただし、困難な場合は共同設置も可】

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目 標 値	設定の考え方
平成32年度末までに 地域生活支援拠点を 東濃圏域に1箇所設置	【国指針：平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値		設定の考え方
平成32年度の 一般就労移行者数	2人 (2倍増)	平成32年度において福祉施設 ^{*1} から一般就労 ^{*2} へ移行させる人数。平成28年度末実績値(1人)の2倍増【国指針：平成28年度実績の1.5倍以上】
平成32年度末の 就労移行支援事業 利用者数	17人 (1割増)	就労移行支援事業の平成32年度末時点の利用人数。平成28年度末実績(16人)の1割増【国指針：平成28年度末から2割以上増加】
平成32年度末の 就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所数	1箇所 (100%)	市内に1箇所ある就労移行支援事業所の就労移行率を3割以上とする。【国指針：就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする】
平成31年度及び 平成32年度における 職場定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合【国指針：各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率80%以上】

*1 当該目標に係る「福祉施設」の範囲

：就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

*2 「一般就労」の定義

：企業等に就職すること(就労継続支援A型の利用者を除く)及び在宅就労すること。

3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	23	25	22	(21)	23	23	23
	時間分	281	222	157	(65)	208	208	208
重度訪問介護	人分	1	0	0	(1)	1	1	1
	時間分	240	0	0	(13)	13	13	13
同行援護	人分	4	3	4	(5)	5	6	6
	時間分	41	38	51	(46)	56	67	67
行動援護	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	時間分	0	0	0	(0)	0	0	0
重度障害者等包括 支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	時間分	0	0	0	(0)	0	0	0

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。
- サービス提供事業者へ専門的人材の確保とその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- 利用見込みがないサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう事業者に働きかけ、対応できる事業者の確保・増加を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人分	88	91	94	(94)	96	98	100
	人日分	1,722	1,802	1,873	(1,906)	1,969	2,033	2,099
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	人日分	0	0	0	(0)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	2	5	8	(10)	13	15	18
	人日分	44	97	179	(190)	269	310	372
就労移行支援	人分	7	8	12	(12)	14	15	17
	人日分	135	136	205	(216)	250	268	303
就労継続支援 (A型)	人分	27	33	39	(38)	39	39	39
	人日分	550	647	789	(762)	789	789	789
就労継続支援 (B型)	人分	35	35	35	(40)	42	43	45
	人日分	630	614	587	(672)	726	743	778
就労定着支援	人分					5	5	5
療養介護	人分	1	1	1	(1)	1	1	1
福祉型短期入所	人分	12	9	10	(11)	12	13	14
	人日分	54	41	38	(57)	58	60	62
医療型短期入所	人分	2	1	1	(1)	1	2	3
	人日分	14	4	4	(3)	5	7	9

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 定員の増加、多機能型事業の実施を事業者に働きかける等、障害福祉サービスの供給体制を整えることにより、必要量を確保していきます。
- 事業所に対し、運営面での指導・助言を行い、経営の安定化を支援していきます。
- 就労系のサービスにおいては、障害者就業・生活支援センターや、相談支援事業所、ハローワークと施設との連携強化を図り、サービス利用を促進するとともに、福祉施設から一般就労へ結び付ける支援を行います。
- 就労定着支援に関しては、サービス提供事業者の動向等に注視しながら、必要な見込量の確保に努めます。
- 短期入所に関しては、事業者と連携し、提供体制に努めるとともに、特に医療行為の必要な重度心身障がい者の受け入れ施設を県や近隣自治体と連携し確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
共同生活援助	人分	9	9	8	(9)	12	12	12
施設入所支援	人分	62	63	64	(65)	65	65	65
自立生活援助	人分					0	0	0

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力等に応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームの整備について指定障害福祉サービス事業者への働きかけを行うとともに、市として施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。
- 施設入所者の地域移行を目指していく中で、真に入所を必要とする人に対しては、必要なサービス提供体制を確保します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人分	30	34	35	(34)	35	37	38
地域移行支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 計画相談支援に関しては、サービス提供事業所との連携を図り、必要なサービス量が確保できるよう努めるとともに、適切な支援計画が策定されるよう、サービスの質の向上を図ります。
- 地域移行支援と地域定着支援については、本市において利用実績がなく、近隣事業所の提供体制が整っていないことを鑑み、今後も利用はないと見込みます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	無	無	有	有	有	有	有

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 実施に向けた要綱等の準備を行うとともに、障がい者等への理解を深めるための研修と啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

(2) 相談支援

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
基本相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター	実施状況	無	無	無	無	検討	設置	設置
地域総合支援協議会	設置状況	設置	設置	検討	検討	設置	設置	設置
障がい者虐待防止 センター	実施状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 東濃圏域5市の共同委託により実施している基本相談支援事業について、引き続き連携を図り、相談支援体制を確保していきます。また、平成32年度までに整備すべき地域生活支援拠点の前段階として、平成31年度から基幹相談支援センターが稼働できるよう、東濃圏域5市と協力しセンターの設置を進めます。
- 地域総合支援協議会については、機能を強化し、関係機関で構成する全体会・専門部会の設置により、障がい者に必要な支援体制がとれるよう協議会の運営に努めます。
- 虐待防止センターについては、障害者虐待防止法により市町村がその役割を担うことが規定されています。障がい者の虐待防止と発生時の対応についての体制を整備するとともに、東濃成年後見センター、相談支援事業所と協議し、委託によるセンターの設置についても検討します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用 支援事業	実利用 者数	0	1	0	(0)	1	1	1

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。

(4) 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者派遣事業	実利用 者数	9	9	8	(7)	8	8	8
要約筆記者派遣事業	実利用 者数	0	1	1	(0)	1	1	1

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- サービスが利用しやすくなるように広報等幅広く周知活動を行います。

(5) 日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護訓練支援用具	件	5	1	2	(2)	2	2	2
自立生活支援用具	件	8	4	3	(3)	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	12	13	7	(1)	7	7	7
情報・意思疎通 支援用具	件	8	2	2	(2)	2	2	2
排泄管理支援用具	件	376	401	383	(237)	405	405	405
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	件	1	2	0	(0)	2	2	2

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。
- 支給対象品目、耐用年数、給付基準額等について必要に応じて見直しを検討します。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成 研修事業	実講習 修了者数	9	9	7	(7)	8	8	8

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携により、地域における手話奉仕員等の養成に努め、必要なサービス提供体制を整備していきます。

(7) 移動支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援	実利用 者数	0	0	2	(1)	2	2	2
	延べ利用 時間	0	0	10.5	(21)	26	26	26

※平成 29 年度のみ 9 月時点

② 見込量確保の方策

- ニーズに応じた適切な障害福祉サービスを利用できるよう、指定障害福祉サービス事業者へ専門的人材の確保とその質的向上を図るよう働きかけるとともに、事業所における移動介護技術の向上を促し、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施を図り、供給体制の整備に努めます。

(8) 地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援 センター事業	箇所数	1	1	1	(1)	1	1	1
	実利用者数	53	58	61	(39)	65	67	69

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 委託事業所と連携し、安定したサービスの供給に努めます。
- 事業所と連携し制度の周知を図り、地域移行した後の精神障がい者等の利用者の拡大に努めます。

(9) その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援事業	契約事業所数	9	8	9	(10)	10	11	11
	実利用者数	43	42	42	(34)	43	44	45
訪問入浴サービス 事業	契約事業所数	3	2	2	(2)	2	2	2
	実利用者数	3	3	2	(2)	2	2	2

※平成29年度のみ9月時点

② 見込量確保の方策

- 定員規模の拡大や新たな事業所での事業開始を働きかけ、必要なサービス量を確保することにより、障がい者やその家族の支援に努めます。
- 訪問入浴については、実施事業所の確保と周知に努め、利用促進を図り、介護者の負担軽減につなげます。

第 1 期 障害児福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

1 指定障害福祉サービス一覧

障害児通所支援	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	平成30年度からの新規事業です。重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

2 成果目標値の設定

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の第1期障害児福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、平成32年度を目標年度として設定します。

● 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
平成32年度末までに 児童発達支援センター設置	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】
平成32年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	【国指針：平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
平成32年度末までに 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】

平成32年度末までに 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に 1か所	【国指針：平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可】
平成30年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	設置	【国指針：平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与した上で、圏域での設置も可】

3 障がい児支援の見込量と確保のための方策

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績				見込み		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人分	52	56	53	(51)	53	53	53
	人日分	186	199	192	(277)	288	288	288
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	(0)	0	0	0
	人日分	0	0	0	(0)	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	13	34	45	(49)	53	56	58
	人日分	31	249	387	(463)	501	529	548
保育所等訪問支援	人分	0	1	2	(0)	2	2	2
	人日分	0	3	5	(0)	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人分					1	1	1
	人日分					4	4	4
障害児相談支援	人分	19	21	24	(24)	26	27	29
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人					0	0	1

※各年度3月分まで(平成29年度のみ9月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスについては、障がいの重度化や多様化を踏まえ、事業所でのより質の高い訓練や指導を促進する等、療育の質の向上を目指します。
- 医療型児童発達支援は、近隣に実施事業所がなく利用実績がないため、平成32年度の間は利用がないと見込みます。
- 平成30年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援については、ニーズの把握と事業所との連携に努めます。
- 障害児相談支援については、近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう努めます。

1 庁内関連部局の連携

障がい福祉施策を総合的に推進できるよう、本計画では担当部署を明確にしています。保健、医療、福祉のみならず、教育、防災、まちづくり等の他分野にも関わる計画として位置付け、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、地域総合支援協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点に立って相互に連携することにより、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、国・県・近隣市町と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との一層の連携を図り、福祉サービスの質・量の確保に努めます。

3 計画の進行管理

毎年度、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し）の手法に基づき、担当部署において事業の進捗状況を点検・評価し、実効性のある進行管理を行います。また、地域総合支援協議会等の意見や市政全般の動き、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

なお、年度ごとの事業の進捗状況報告は、市のホームページ等を通じて公表します。

資料編

1 計画策定の経緯

時期	区分	議題
平成 29 年 4 月～5 月	市民アンケート調査	一般調査：1,000 人発送 障がい者調査：1,000 人発送
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回 瑞浪市障害者計画等推 進委員会	(1) 会議の運営および傍聴について (2) 瑞浪市第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画の策定について (3) 瑞浪市の障がい者の現状について (4) アンケート調査結果について (5) 瑞浪市障害者計画の体系の見直し案について
平成 29 年 10 月 27 日	第 2 回 瑞浪市障害者計画等推 進委員会	(1) 現行計画「第 3 次瑞浪市障害者計画」にかかる各課の自己評価について (2) 計画素案（第 1 章～第 4 章）について (3) 関係団体アンケート案について
平成 29 年 11 月～12 月	関係団体アンケート調査	○当事者団体・ボランティア団体：13 団体 ○サービス提供事業者：19 団体
平成 30 年 1 月 10 日	第 3 回 瑞浪市障害者計画等推 進委員会	(1) 計画素案について (2) パブリックコメント等の実施について
平成 30 年 2 月	パブリックコメント	—
平成 30 年 3 月 5 日	第 4 回 瑞浪市障害者計画等推 進委員会	(1) パブリックコメント実施結果について (2) 計画案修正箇所（パブリックコメント資料公表以降） (3) 計画案の承認について

2 瑞浪市障害者計画等推進委員会規則

○瑞浪市障害者計画等推進委員会規則

平成28年12月26日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉サービスを利用する者 4人以内
- (2) 公募による市民 2人以内
- (3) 障害者を支援する団体に所属する者 2人以内
- (4) 障害福祉関連の業務に従事する者 3人以内
- (5) 障害福祉に関する識見を有すると市長が認める者 2人以内
- (6) 障害福祉に関係する行政機関の職員 2人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、瑞浪市障害者計画及び瑞浪市障害福祉計画の策定に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿

番号	氏名	所属団体等	市規則第2条2項による区分
1	岩島 勝義	瑞浪市身体障害者福祉協会（理事）	1号
2	志水 利保	特定非営利活動法人ワークセンターいちい （就労継続支援B型事業所 どんぐり工房 施設長）	1号
3	柴田 さだ子	特定非営利活動法人東濃さつき会 （就労継続支援B型事業所 ドリームプラザ 主任）	1号
4	今井 瞳	瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと親の会（会長）	1号
5	加藤 真紀	公募委員（一般公募）	2号
6	須藤 信行	公募委員（登録公募）	2号
7	小倉 弘子	瑞浪市ボランティア連絡協議会 （手話サークルあすなる 代表）	3号
8	木村 彰男	瑞浪市手をつなぐ育成会（会長）	3号
9	高橋 良明	岐阜県立サニーヒルズみずなみ（園長）	4号
10	木村 泰宏	社会福祉法人陶技学園 陶技学園みずなみ荘 （陶技学園相談支援センター 相談支援専門員）	4号
11	原 憲作	医療法人仁誠会 大湫病院（精神保健福祉士）	4号
12	江口 研	一般社団法人土岐医師会 （医療法人仁誠会 大湫病院 院長）	5号
13	伊藤 明芳	社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会（事務局長）	5号
14	小鞠 清子	岐阜県東濃保健所（健康増進課長）	6号
15	保母 朋子	岐阜県立東濃特別支援学校（教諭）	6号

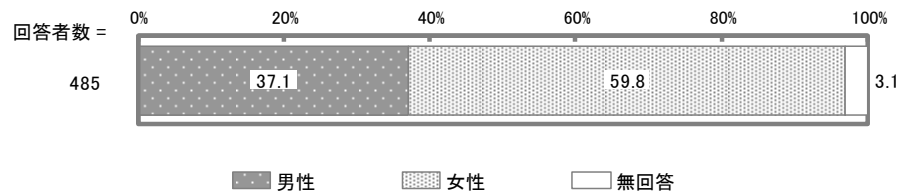
(順不同、敬称略)

4 計画策定におけるアンケート調査結果

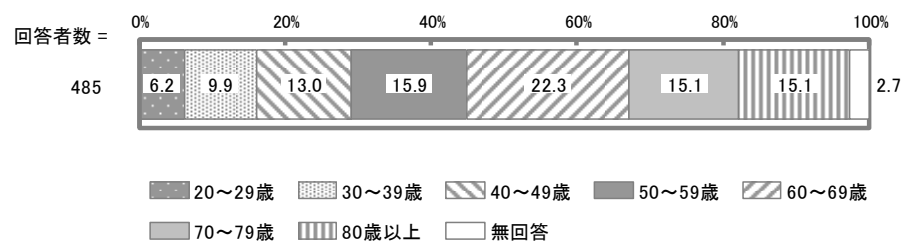
●（1）市民アンケート調査の結果

① 一般調査

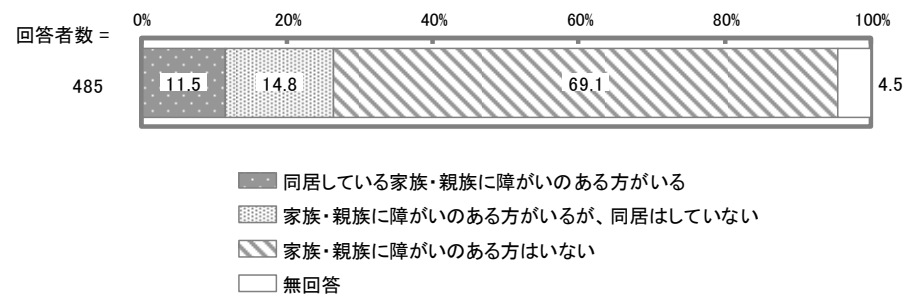
問1 あなたの性別をお答えください。（どちらかに○）



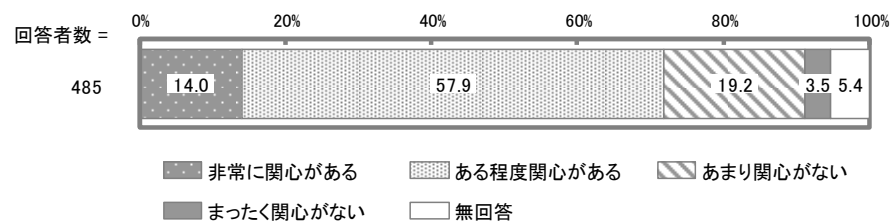
問2 平成29年4月1日現在のあなたの年齢をお答えください。（1つに○）



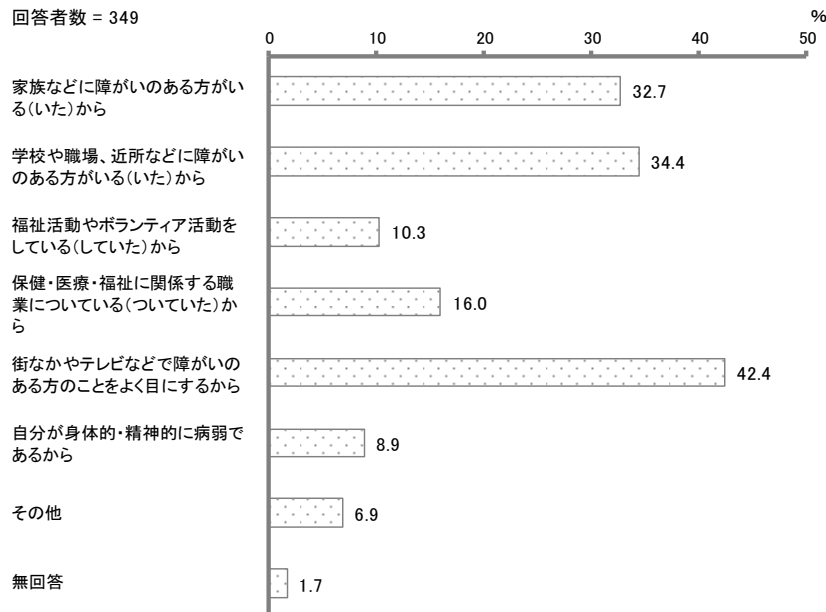
問3 あなたの家族・親族に障がいのある方はいますか。（1つに○）



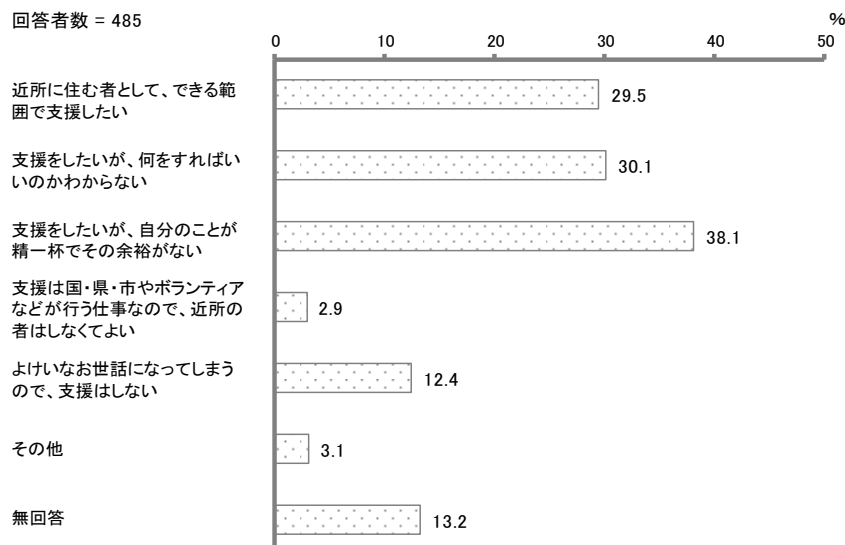
問4 あなたは障がい福祉について関心がありますか。（1つに○）



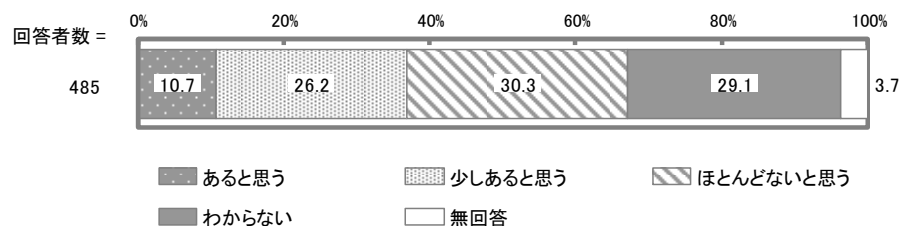
問5 問4で「1. 非常に関心がある」「2. ある程度関心がある」と答えた方にお伺いします。どのような理由から、関心をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)



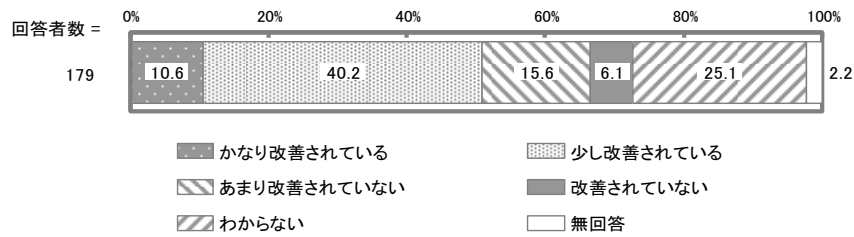
問6 近所に住む障がいのある方やその家族に対する日常的な支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(○はいくつでも)



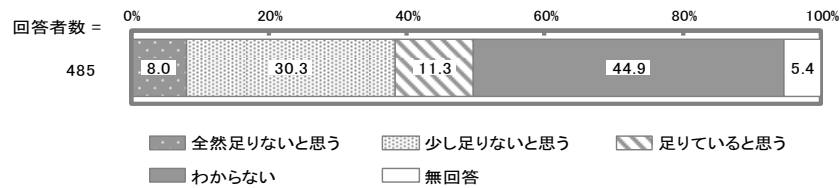
問7 あなたは、あなたが住む地域では障がいがある方に対して差別や偏見があると思いますか。(1つに○)



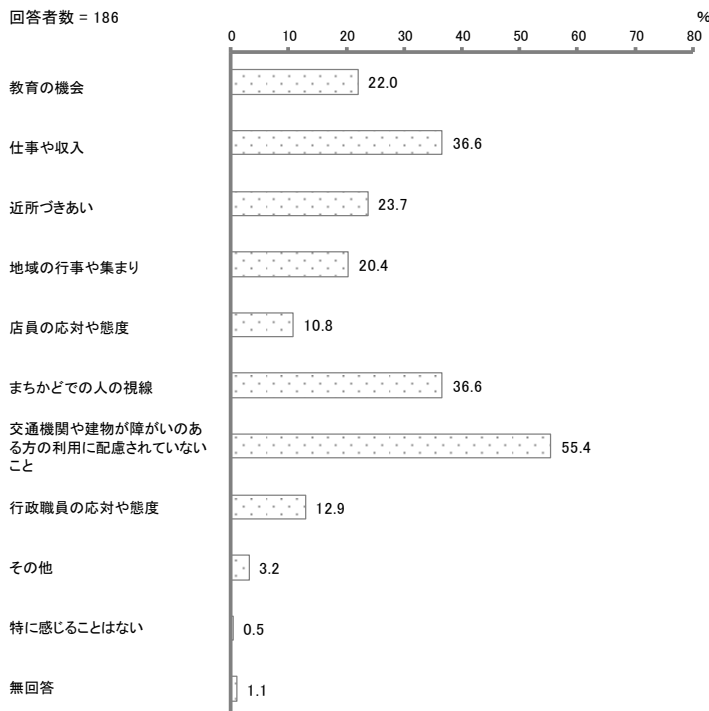
問8 問7で「1. あると思う」「2. 少しあると思う」と回答した方にお聞きします。以前と比べて、差別や偏見は、改善されていると思いますか。（1つに○）



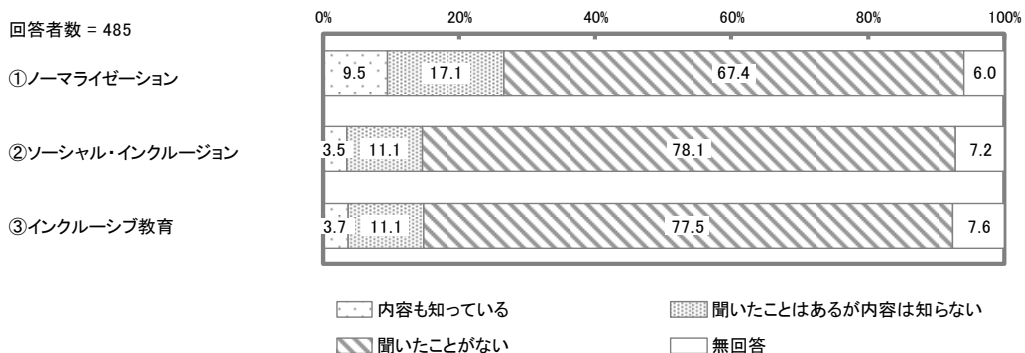
問9 あなたは、普段の生活の中で、あなたが住む地域では障がいのある方への配慮や理解が足りないと思いますか。（1つに○）



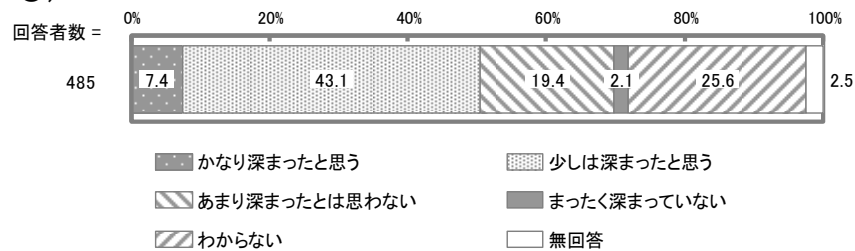
問10 問9で「1. 全然足りないと思う」「2. 少し足りないと思う」と回答した方にお聞きします。それはどのような場合ですか。（あてはまるものすべてに○）



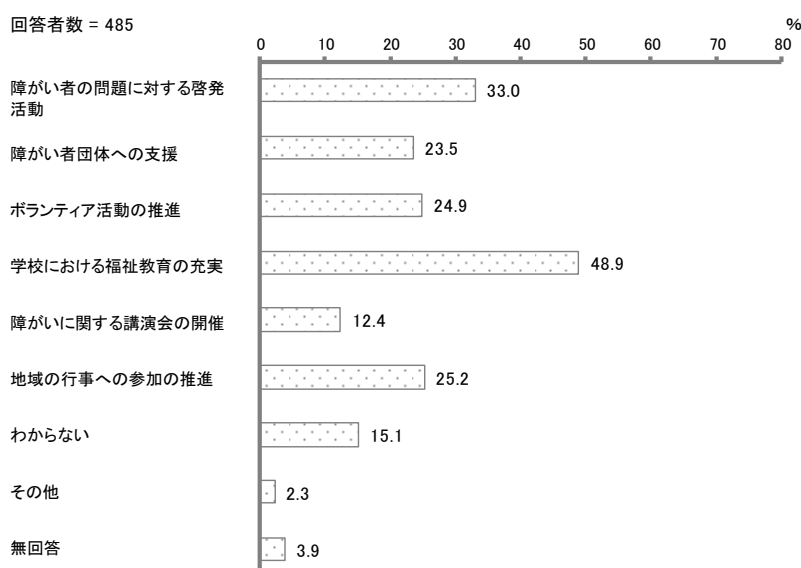
問11 次の言葉を聞いたことがありますか。（それぞれ1つに○）



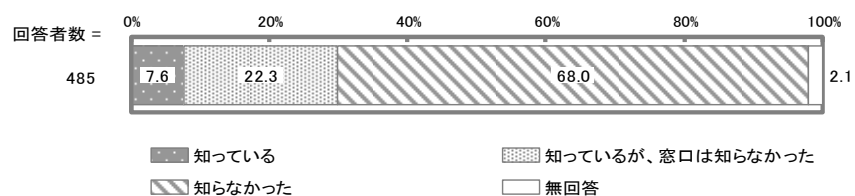
問 12 社会全体で障がいのある方への理解が以前より深まったと感じますか。
(1つに○)



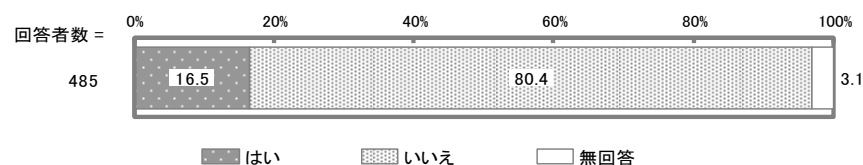
問 13 社会が障がいのある方への理解を深めるためには、何が重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



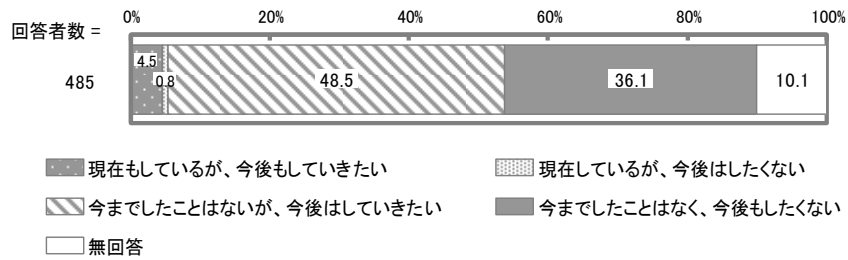
問 14 平成 24 年 10 月 1 日から障害者虐待防止法が施行され、障がいのある方への虐待を発見した場合、役所などへの通報義務がありますが、通報義務制度及びその窓口について知っていますか。(1つに○)



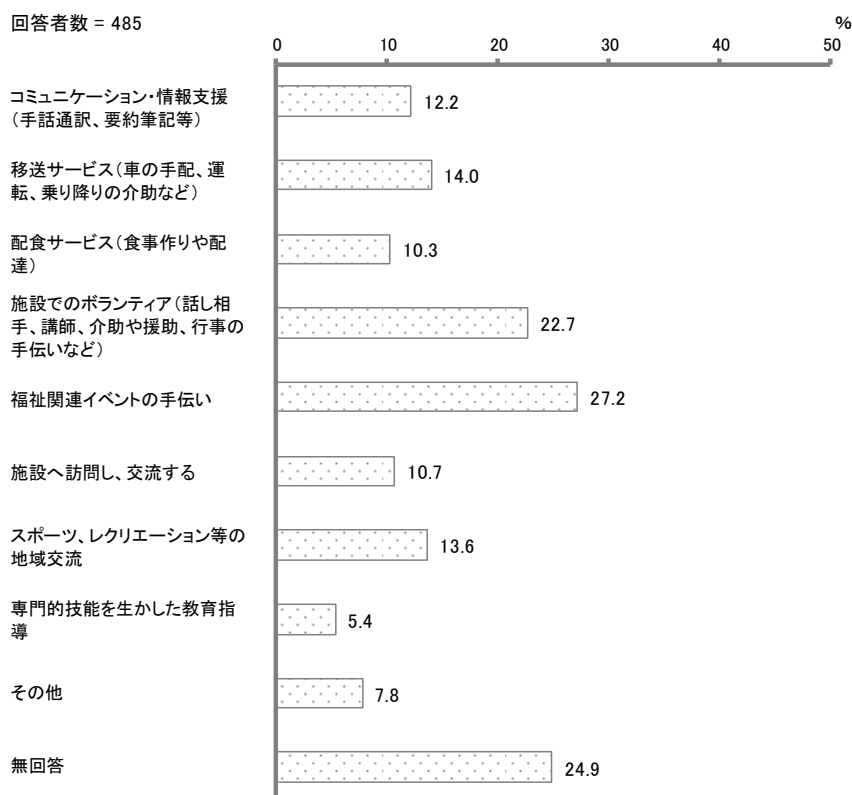
問 15 あなたは、平成 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行されたことを知っていますか。(1つに○)



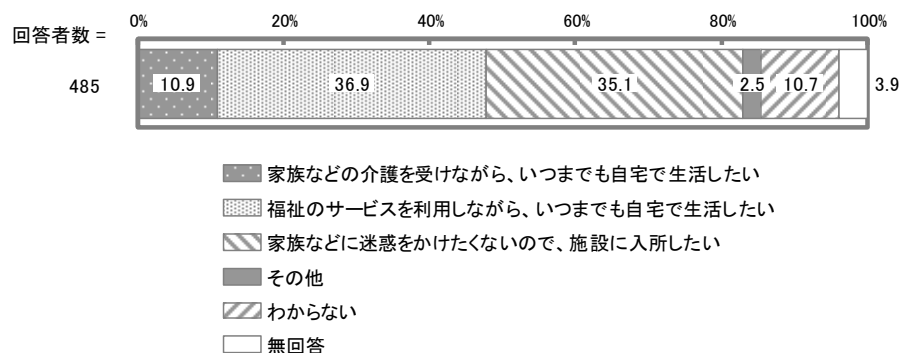
問 16 あなたは、障がいのある方へのボランティア活動をしていますか。また、してみたいと思っていますか。具体的な活動内容もお書きください。（1つに○）



問 17 あなたは、今後障がいのある方に対してどんな支援や活動をしてみたいですか。（あてはまるものすべてに○）

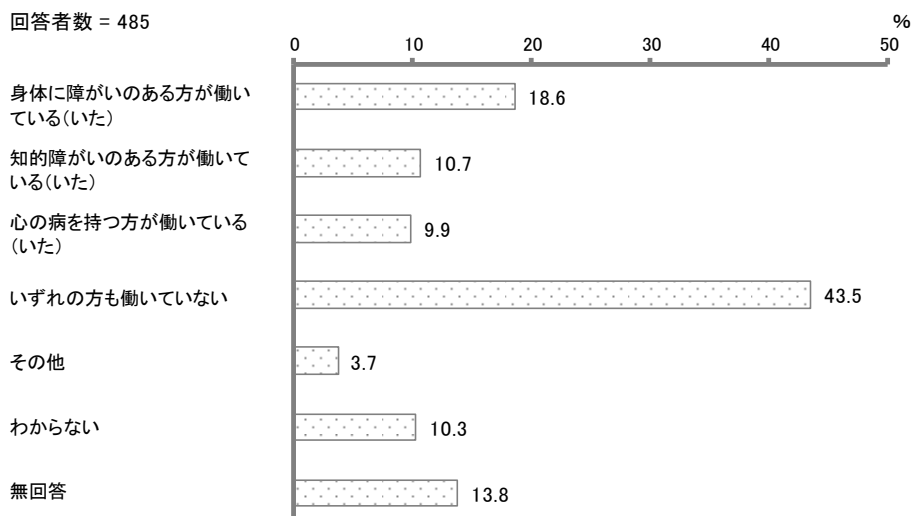


問 18 もし、あなたご自身が、介護（支援）が必要な状態になったら、どのように暮らしたいですか。（最も近いもの1つに○）



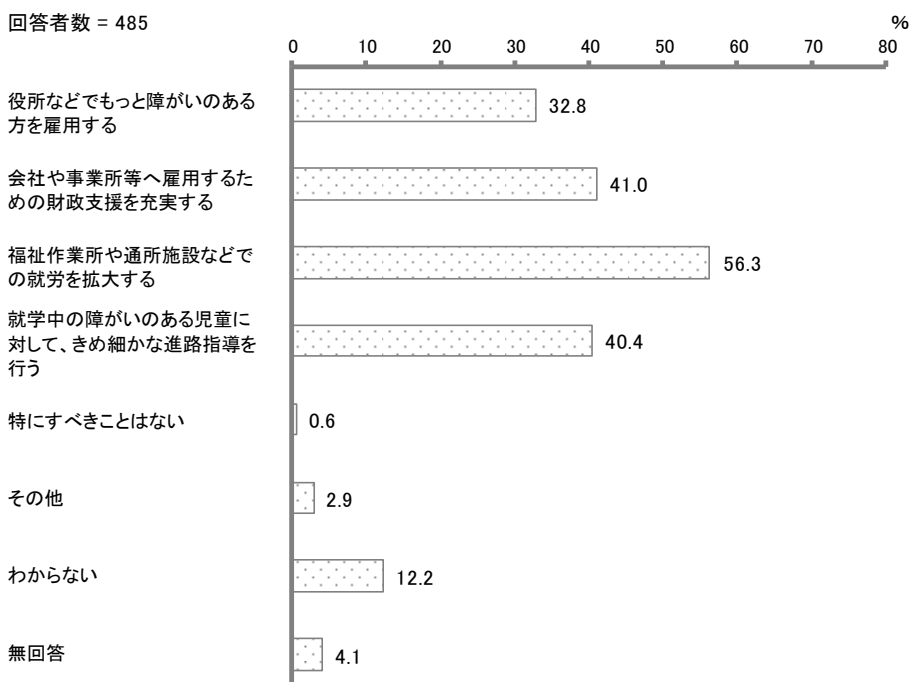
問 19 あなたの現在の職場では、障がいのある方が働いていますか。(いましたか。)
(あてはまるものすべてに○)

回答者数 = 485

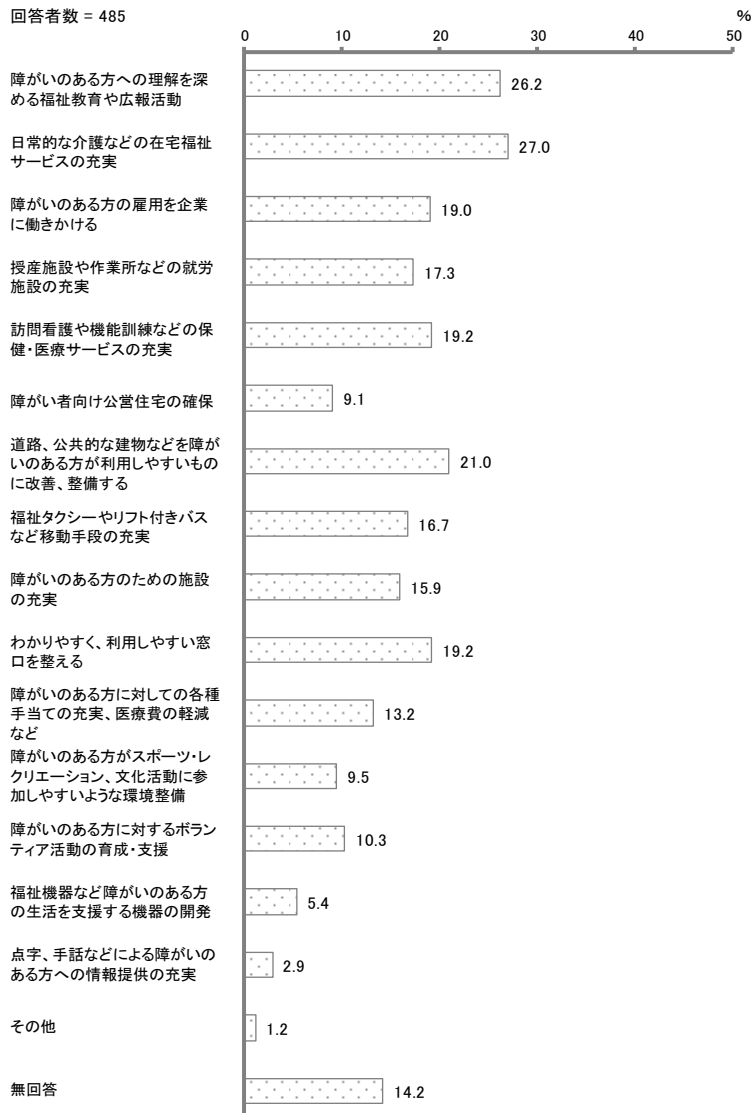


問 20 瑞浪市で障がいのある方がもっと働けるようになるためには、どうすればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

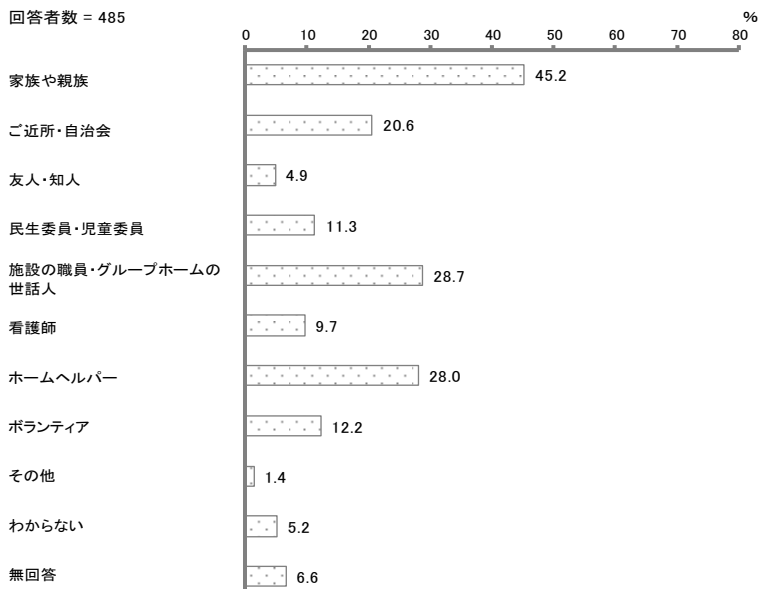
回答者数 = 485



問 21 障がいのある方にとって住みやすいまちをつくるためには、どのような活動が重要だと思いますか。あてはまるものをお答えください。（3つまで選んで○）



問 22 障がいのある方をサポートする支援者として、行政以外では、次のうちどなたに期待しますか。（2つを選んで○）



問 23 自由記載【原文どおり記載】

①福祉サービス全般

- ・精神障がい者としてサービスを受けている人に、本当にサービスが必要なのか。と思う人が多過ぎる。本当に困っている障がいのある方へのサービスが充実するとよいと思う。
- ・単独市の施策では限界があるので広域的に取り組むことが必要だと思います。
- ・障がい者とは何らかの原因によって日常生活及び社会生活に影響がでる制限を受けている人物を指すが身体障がい、精神障がい、発達障がいならびとして私的障がい等多岐にわたる。対象が広範囲に及ぶため個々の障がいに対応できる柔軟な施策が必要ではないでしょうか。具体的施策として経済的支援の限界もあるため、それぞれの障がい者に対応できるボランティアの育成が急務ではないでしょうか。
- ・障がいのある方の御家族が亡くなられた後に、自立した生活ができるよう一般労働の手助けが大切だと思う。受け入れ企業も必要なので、ソニー跡地等を利用し、企業誘致も積極的に行ってもらいたい。障がい福祉サービスの供給安定に不可欠な人材確保のためには資金の助成も必要だと思う。大きな地震や災害などが起きたときにも、避難所に指定されている施設のバリアフリー化(特にトイレ)も必要だと思う。教育現場では冊子の配布や、冊子を使った勉強だけではなく、障がいのある方の生の声で、本当の考えを聞ける時間を設けてほしい。
- ・障がいのある方の現状を理解していないですが、生活を維持できるように若い方には雇用対策と医療費の軽減を、年をとった方には、サポート支援者や在宅福祉サービス等、充実できたらと思います。障がいのある方へのますますの理解が市民に深まるよう願っております。
- ・発達障がいなど見た目にはわかりづらい障がいをもつ人々が生きやすい世の中になるようにどうしたらよいか。その人の持つ障がいを他人が理解し受け入れるのは難しい問題だと思う。それでもハンディもある人々を受け入れられるように福祉活動・広報活動を行ってほしいです。また雇用問題についても積極的に取り組んでいただきたいです。

②生活環境

- ・車椅子を利用する方のトイレが増えるとよい(お店・飲食店など)。
- ・道路の改善、特に山田方面の歩道が途中で切れている場所があります。障がいの方、子どもにとってとても危険と思われます。早く改善をお願いします。そもそも障がいという言葉は嫌いですが、すべてバリアフリーとなりどこへでも行けるようになったらよいですね。障がい者差別解消法をもっとアピールし、みんなが楽しく仲良く生活できるようになればと思います。
- ・障がいがあっても障害者手帳配布されない程度の人だ。調子が悪くてうまく歩けない時でも、障がい者用のものが使えないのでその点融通をきかせて配慮してほしいと思います。手帳を持っている人でも自分より調子がよさそうな時、ゆずってほしいと思います。

③交通・外出支援

- ・障がいのある方々が出かけやすい環境をつくるのが行政のまずやるべきことではないかと思います。バリアフリー・手すりなど、行くための手段である交通機関の充実とか、または理解しやすい案内であるとか。

④経済的支援

- ・あすはわが身で、すべての料金が安くできるようにお願いします。
- ・家族や親族が自宅でサポートする場合は、支援費を手当てするようにしないと、施設入居等になるのではと思います。

⑤情報提供・相談支援

- ・瑞浪市からパラリンピックの代表になる方がいるようでしたらよいかもしれませんが、現在そのような方が生活したり働いたりできる環境や企業が瑞浪にあるかどうかわかりません。パラリンピックは稀な例ですが、それくらい瑞浪市は暮らしている障がい者の方がどんな生活をされてどんなところで働いておられるのかまったくわかりません。市の財政をみると東京都のように高度な社会制度やきめ細かく整った公的環境(道路、エレベーター、バス、福祉施設)も難しく、気持ちとしてはこのままではいけないとは思っているものの、なかなか進めることは難しいだろうとも思ってしまいます。50名以上の法定雇用率とそれを達成している民間企業の実例をもっと広報してもよいのではないかと思います。
- ・困った時に相談できる窓口があるとよいと思います。
- ・市内の障がい者の具体的(実態)状況を示していただきたい。地域別に知ることが大切だと思います。
- ・社会全体という大規模な意見ではなく、まずは地域、市の意識をもっと高めるべきです。市でも、窓口の方だけでなく、役所全体が、もっと笑顔で対応できるようになって、受け入れていただけるとありがたいです(相談しにくい雰囲気です)。
- ・瑞浪市の行事に障がいがある方も参加していただきたい。参加する場をつくってもらいたい。ボランティアに参加したくてもボランティアにどうやって参加したらよいかわからないので広報に載せてもらいたい。
- ・障がい者施設等が市内にいくつあるのか、場所はどこなのか、私はわかりませんので、案内用ポスター

等の配布もお願いします。

- ・プライバシーを守りながら、いろいろ相談できる窓口・施設があるとよいと思う。また相談後も親身になって先々まで管理していけるシステムがあれば、当事者も少しは安心できると思う。
- ・急速に高齢障がい者が(瑞浪市全体・各地域とも)増加すると考えられます。施設・支援者の増強によるサービス体制の充実を図ってほしい。高齢者に障がいに関する福祉教育や広報活動を定期的実施してほしい。(70歳・75歳・78歳・80歳に達した時。)
- ・現在47歳男性で、家族4人ですが、3級障がい者です。20年前に脳内出血で倒れ約1年半で障害手当金は切れしました。左半身不自由と視力がせまく、年齢が上がるにつれて障がいもひどくなっているようです。20年前のカルテも病院にないようですし、医者も当時の人は転勤して不明です。改めて障がいの再確認をするにはどうしたらよいのか不安です。国民年金もかけていません。親に生活費を援助してもらっていますが、高齢となり、いつまでも頼っておれません。なかなか、市役所の福祉課に相談も恥ずかしくいけないので困っています。
- ・どんな障がいの人がいてどんな手助けが必要なのか知らないことが多い。そういったことがわかるような冊子などがあるとよい。

⑥生きがい・趣味

- ・現在精神疾患のため休職していますが、一日中やることなく、家に引きこもる状態が続いています。アルバイトに行ける程回復しておらず、他にできることも思い浮かばず、ただ何かをしたいと思いますが、特に見つかりません。疾患はほぼ完治しているので、そういった障がいの程度の軽い者が参加できる教室等を開いていただけるとありがたいです。

⑦地域活動

- ・自分にできるお手伝いができるならば喜んでやらせてください。レクリエーション等、手品、歌とか。
- ・子どもからお年寄りまで広く交流できる機会を身近にとり入れてほしい。接することでよくも悪くも、人とのかわりをお互い学ぶことができると思う。お互い知るきっかけになると思う。
- ・地域住民の偏見がまだまだ根強い周辺地域の中で、安心して生活できる場所であってほしいと思っています。そのためにどんなことが必要かと聞かれましても今のところよくわかりませんが、行政の方で地域で集まれる企画を多くつくっていただけるとありがたいです。大萩町の場合は人口が少ない分、障がい者も少なく、その人たちだけの集まりは困難だと思います。よって高齢者の方と一緒に集まれる場、催しを計画していただけるとありがたいです。そんな計画をしていただけたら声をかけていただければ一緒にお手伝い等させていただきます。

⑧医療・医療費

- ・妻が20年前から土岐総合病院にお世話になっております。重ねてお世話になっております。
- ・障がいの学習をしてもっと障がいについて市民が知る必要がある。条例、法律(国)などでもっとサポート体制を強化する必要がある。障害認定ができる医師が少な過ぎる。医療関係の充実が必要だが、この施策が十分ではない。
- ・入院期間を長くできないでしょうか。(現3か月以内)を本人の希望により無期限とする。

⑨施設サービス

- ・公共施設(まずは学校、保育園など)に看護師の導入(経験のある)。以前保健センターに保健師がいる時、相談に行った。また、1か月訪問で無知の人がとても困った。
- ・もう少し施設をつくってあげたほうが家族の方も少しはたすかるのではないかな。

⑩就労

- ・障がいのある方が、一般の会社で働くうえで他の社員たちへの理解をしっかりと求めてあげてほしい。
- ・障がい者のできることを考えて、職場紹介をする。駅前か人通りの多いところで、障がい者によるショップ店を開店する。「みずなみブランド」製品を考える。みずなみの特産品として販売する。障がい者の話を心から聞ける人や場をつくる。
- ・施設に入ることができる人は、それなりの支援が受けられるが、入ることができない人をどのように支援するか。障がいのある人が企業で働きががんばる姿はとてもよいと思うが、その企業ははたしてどうかと思う節がある。
- ・息子は出生時手術をして、後遺症として障がいが残りました。中学卒業時、進路を決める際に初めて、県の指導者の方にお会いし、障害年金の申請をするよう言われましたが、市役所では受けてもらえませんでした。その後県の障害判定のたび、障害年金の申請をするよう言っていただきましたが、そのたび市役所の福祉課では難しいから無理との返事でした。会社をリストラされ、国民年金を払うのも大変でしたが、支援センターの方の助言をいただき、病院申請の仕方などいろいろ助けていただきました。福祉課では早くて3か月・6か月はかかると言われましたが、2か月かからず障害年金を支給していただくことができました。感謝しております。私がどうしても納得がいかなかったのは、県の方から申請してくださいと言われていたのに瑞浪市役所の福祉課では、申請は無理と言われつづけたことです。今後このようなことがないよう、よろしくお願

いします。瑞浪市は障がい者に対する雇用を受け入れる事業所・会社の理解がないと思います。

- ・ 交通需要。健常者でも仕事がないのに障がい者をもっとないと思う。障がい者が自らできるような、アイデアを出す助けになる指導者や場所はないでしょうか。
- ・ 看護師の免許をもっていても、給料が安く働けないという意見を聞いたことがあります。

⑪自立・自助

- ・ 問 22 の質問にきて、ハタと手が止まってしまった。行政以外となると、この時代個人のプライバシーを優先するあまり、近隣住民の病歴などは表に出ず、近くにそんな方がと驚く場合すらある。認知症で被害妄想があればもちろん手も出さない。また 65 歳まで働く時代(へたすれば近未来は 70 歳まで年金受給が伸びるかも)それからボランティアとなると、もうされる側になってしまっている。障がい者も程度によっては、ボランティアされるばかりを考えるより、してやるという発想も少しはあってもよいのかもと考えたりします。家族に負担をかける(子どもたちも 70 歳くらいまで働かねばならない時代で親の介護は無理)。結局自分1人が残ったら施設か。団魂世代、入る施設も不足している。じゃあ手厚い看護・介護はなしにしてもらい、もちろん延命治療も拒否して孤独死か。そういう風にならないよう、健康には気を付けようと思っている。
- ・ 十人十色で障がい者それぞれの程度により、対応することが必要です。自立機能を高め、身体共にサポートをしていくことが大事です。住環境の整備がなにもないので、同じ社会で支えることが大切です。老々介護のこの世の中です。老若男女すべてが理解していくことです。

⑫障がいへの理解・啓発

- ・ 障がいといいますが、何でも知的や身障だけが障がいではありません。障害者手帳もありませんが、性同一性も障がいがつくので、あくまで障がい者に入ります。よい感じはしませんが、もっと障がいの知識を広くもってほしいです。その中で知的障がいや身体障がいそして性同一性障がいの人も気持ちよく暮らせ、働けるそんな市にしてください。田舎ほど理解が遅れており、受け入れてもらえません。瑞浪は好きなので性同一性を受け入れてくださるとうれしいです。イベントをひらく、講演をひらく、何かしらやれることはあります。都会にだけ性同一性(LGBT)がいるのではありません。
- ・ まずは障がい者本人に聞くことが大事だと思います。人それぞれに希望もちがうから。
- ・ 体験者の意見をよく聞いて一番困ったこと・助かったこと・こうしてもらえたらよかったこと等いろいろとあると思うので、それを基に障がい者が少しでも快適に日々を過ごせるように。
- ・ 共存・共栄のできる明るい社会の現実を希望します。
- ・ いろいろな障がい者が居るように様々な接し方があると思います。しかし健常者は自分ができることは誰でもできると思いがちです。接し方が皆にわかれば手助け等しやすと思います。マニュアル等があれば、離れて見ていた人も介助してくれると思います。
- ・ 障がい者が自分自身の考えを伝えられる環境を大切にしたい。
- ・ 健常者も障がい者も同じ人間です。世の中が皆平等になんてことは不可能なことです。その人がよりよく生活できるように一人一人が意識を持つことが大切だと思います。また小学校、中学校でも障がい者の方と一緒に学ぶことを積極的におすすめしたいです。また大人が子どもに障がいを持つ方への偏見の目をなくすことを教えていくこと、自分が生きていくうえで無関心にならないことなど、ごく当たり前のことを大人がお手本になってあげること。正直何をどうしたらよいか、具体的なことはわかりませんが一人一人の思いが改善につながるのではないのでしょうか。
- ・ 日本ではまだまだ、かくす方向の対応がみられます。「守る」ことを考えると仕方ないかもしれませんが、実際私も、彼らへの知識が乏しく、「知らないものは何となくこわい」と感じてしまい、身構えて接してしまう所があります。ただ、まったく避ける、関わらないという選択はありません。なぜなら子どもの頃、同じ学校に障がいをもつ子が共に通っていたからです。少しだけ知っているのも、身近とまではいなくても気になるのです。でもすべてはそこからだと思います。皆がまず興味をもつこと。相手を知ること。大人からでは難しいと思います。小さな頃からできるだけ共に過ごし、肌で相手がどういう人か、感じることを重ねていけば理解のある人が増えていき、もっと垣根が低くなると思います。障がいのある人を守る立場の人、親などからみれば、心配だと思うのですが、もっとお互い知り合ってちょうどよい距離がわかる関係がつかれるとよいと思います。
- ・ 障がいのある人への理解する心と自分と違う立場の人を理解し認めることのできる心を子どもの時から教育し、親や社会もゆとりをもてる心ができないと共存は難しいと思います。
- ・ 障がい者の方への偏見を親や大人からなくしていきたいものです。一生懸命学校で「平等に」、「みんなちがってみんなよい」と道徳教育を受けても大人の心ないひと言でくずれてしまいます。
- ・ 障がい者への偏見が少しでもなくなり、平和な暮らしができることを願っています。自分も含め、誰もがいつ障がい者になるかわからない意識を持つことが大切だと思います。
- ・ 障がいのある方への声のかけ方、支援の仕方等、よくわからず、相手の方に失礼ではないかと、ついつい見て見ぬふりをしてしまいがちです。障がいのある方と、実際にふれ合う機会があると、今よりもっと自然に接することができるのではないかと考えています。
- ・ 障がい者のためのQOLは必要であるが、必要以上の線引きや意識を感じない施策によるものは障がい者自身の向上心を生み出せない。
- ・ 障がいのある方はもちろん、家族の方も大変だと思います。健常者が声をかけたり、手を差しのべたりする時、障がい者の方がどう受け入れるか、ここにコミュニケーションがなかったらやはりおせっかいになってしま

うので、大変難しい場合もあります。話し合いですね。障がいのある方が運転される時は車に障がい者が運転もしくは同乗していることを示すシールのような物を貼ることは約束されていますか。ぜひ貼ってほしいです。他のドライバーは気をつけます。

- ・ 先天的な障がいはある確率である。有性生殖の宿命と聞く。たまたま障がいがなく生まれた人は、障がいを持って生まれた人に関心を持たなければいけない。行政は画一的にしないでほしい。平等公平ではないから。察し付けた指導・教育は難しい。本人が目的のために欲している情報の提供が必要。個性・性格などを考え、それぞれが持っている能力が発揮できれば最高。その人が生きがいをもって喜んでできることが望ましい。仕事と考えず、楽しむこと、楽しめることを目標に。周りの人も元気をもらえる。これは福祉に限らない。
- ・ ノーマライゼーションが当たり前の社会になりたい。障がい者は1つの特性であり普通の人間として尊重されるべき存在であると考え。だから必要に応じた現況の意識は整えられるべきであるが、ことさら障がい者を取り上げて過度な押し付けや障がいを持つ方が引け目を感じるようなことにつながらないように思う。障がい者も障がいをもっていない者も共に大切な存在として尊重されることが大切。障がい者の自立を妨げるような過度(的外れ)な施策ではなく本当に必要としていることに耳を傾け障がいを持つ方が心豊かに社会の一員として胸を張って生きられるような施策を期待する(つまり障がいのある方のことに耳をよく傾け心の中の声を施策に。大いに期待する)総合文化センターを利用してみんなで歌う集い、瑞浪福祉の歩み展など、誰でも参加し合える多彩な催しも期待します。
- ・ 仕事で障がいのある子どもたちと過ごす機会がありました。その笑顔・優しさに私自身がいやされたり、元気をもらったりしました。ただ一方で、自分をコントロールできない子どもたち、若い世代の方が、同じように過ごし、理解があるように感じます。どの世代の方にも1つの個性だと、自分も助けられることがあり、人と人との助け合いだと、理解される社会がくることを願います。
- ・ 差別のない社会の充実を期待します。
- ・ 身近に障がいのある方がいないため、接し方が今一つわからない。差別扱いのようなことをしてしまいそうです。そんな教育を皆さんにしてほしい。

⑬療育・教育

- ・ 健常者に対する組織的な教育の必要性、新しいボランティア文化の育成。
- ・ 障がいのある方の少しでも役に立てたらと思いますが、育児中の限られた時間の中ではなかなかできないのが現状です。でも空いた時間等に点字や手話等を覚えたいと思っていますが、参加できる場がありません。親が障がい者への偏見を持たなければ子どもたちもこれからそのような方と接する機会があった際に何を話すべきかどのように接するか自分で少し考えてくれると信じています。まず子ども連れで参加できる機会、そして小学生や中学生にも学べる場があればよいと思います。
- ・ 障がいにも様々なものがあるので、支援や整備の方法も異なると思います。瑞浪市は就学前の健診などで、発達に遅れがある場合でも「様子をみましょう」で終わってしまうと聞いた。年齢が低いうちにきちんと支援していくことで、発達を助長したり、自立を促したりすることができると感じます。多治見市では1歳半健診で気付いてすぐに支援する施設へ告げてくれています。瑞浪市はぼけつとありますが、特別な支援が行われていないように感じます。個々のつまずきに合わせた支援が行える支援員を確保していく必要があると思います。多治見市は個別指導、グループ指導などその子に合わせ支援も変えられています。年齢が低いうちから支援していくことで、就学するまでに成長できる子もいると思います。そうすることで障がいと呼ばれる方も減るのではないかと思います。

⑭障がい者の家族への支援

- ・ 障がい者自身からの希望、要望はなかなか満足な答えは得られないと思いますので、周囲の身近な人が一番、当人はもとより、信頼し理解している存在だと思えます。障がい者本人、ならびに障がい者を心身共に支えている家族や施設の職員の方々のご苦労に少しでも支援できる施策の充実こそがこれからの社会で最も大切だろうと考えています。
- ・ 障がい者の家族が孤立しやすい。障がいを認めたくないという心情もあり、世間から孤立しやすい。恒久的な福祉教育を根本に本人なり家族が相談しやすい窓口・相談員の充実。まわりから手をさし伸べることが美德とされる風潮があるが、本人や家族が積極的に援助・支援を求められるような当たり前の社会をめざす。
- ・ 障がいのある家族や親族の交流の場が増すとよいと思う。
- ・ 障がい者をもつ家族への支援(精神面でも)がもっと増えてよいと思う。
- ・ 障がいのある方の家族の負担をできるだけ軽くして、社会全体で支える体制づくりを願う。
- ・ 障がいのある方の家族の方へのサポートも大変だと思う。障がいのある方の賃金アップ→家族の人が助かる。介護する方の賃金アップ→人手不足解消。
- ・ 障がいのある方のいる家族の心を開くための集まりなど周りで支える人のケアや支援も重要だと思います。特に目で見てわかる障がいではなくわかりづらいグレーの方や、心的な障がい児を持つ親御さんは自らがまず受けとめられず、対応や支援が遅くなってしまうので、何かよい方法があるとよいと思います。勉強会や話し合いの場、悩みを打ち明けられるとすごく楽になると思います。
- ・ 障がい者を介護している家族が一番大変だと思います。介護している人(家族)に支援をしていただけたらといつも思っています。

- ・このように行政が前向きに種々の施策を行ったり近くの方々が前向きに考えてくださったりする反面、障がいのある方を家族にもつてみえる方が今以上にオープンに前向きなことも大切なのではないかと思います。家族で障がいのある方を隠す(家の中から外へ出さない)ような光景もよく見ます。

⑮アンケート調査

- ・身体的な障がい者の方と分けて質問しなくてもよいのですか。そこで回答が大きく違ってくると思います。正直、精神に障がいのある方と共存生活を送るのはとても難しいと思います。どこまでをあてはめて、どこから特別扱いをするのか、その線引きがあいまいなうちは実現してほしくないです。以前、精神障がいをもつ男性が信号を無視し、横断歩道を渡り始めてしまうところを目撃してからは、自分が車を運転していたらと思うと怖くて仕方ありません。また、知り合いの女の子が髪の毛を舐められた時、ショックで泣いてしまいましたが、警察の方も取り合ってくれず、後見人の方は謝罪の手紙をくださいましたが、その後も舐めた方と会う度に怖くて震えてしまうという話を聞いたことがあります。それ以来考え方が変わりました。もちろん、一部だということは知っています。ですから、その線引きとなる認定基準があいまいなうちはできることはないですし、できるかぎり遠ざけてしまうことを選びます。無責任ですが、お互い様だと思います。長文失礼しました。
- ・サービス・充実・支援・医療・医療費等、公共の費用、または人、そればかりの支援を考えていてもよくならない。自活する方法とかを考えていかなくては。お金さえ出せばよい(つかえば)等、出費をおさえてできることを考える。今回のアンケートでも内容があまりにもサービスとか、充実・軽減等あり過ぎる。こんなアンケートでよいのだろうか。もう恩恵をうけている人もいるはずだ。裏をかいて金をねらっている人も。
- ・施策に関することではありませんが、10年程前に他府県のある駅でのこと、階段にはスロープがなく車イスの男性はとても困ったのでしょ。大きなどなり声で周りの人に皆で車イスを上まで運べと命令していました。整備されていないことが一番の問題ですが、車イスの男性の発言も問題だと思いました。結局どなたも手伝いませんでした。今回のアンケートはとても難しかったです。自分のことで精一杯の方が多くいのではないのでしょうか。
- ・障がいと一口に言っても程度もあるし、他害があるかどうかによっても大きく違うと思います。地域で受け入れたい思いもありますが、小さい子どもの親としては他害のある人については受け入れがたいです。このアンケートについても、どのような人を想定したらよいのか少し答えづらかったです。
- ・障がいのある方がどなたかわからなくなった。当初、要介護の老人も含めてよいと思い回答を進めたが、問14あたりから障害者手帳を交付されている方が対象なのではないかと思った。問18でやはり老人も含めて考えてよいのかと思った。心身に何らかの不自由がある人全般に対してのアンケートでよかったのでしょうか。

⑯その他

- ・私の近所に障がいの方は住んで見えませんので、あまりよくわかりません。
- ・障がいのある方に出会ったことも見たこともないからどうしたらよいのかわかりません。
- ・障がいのある方自身も「私は障がいがあるから周りの人が私にすべて気を遣うよう生活すべきだ」という解釈をすてるべきだと思います。
- ・障がいのある人が支援を受けて当然。受けるべきという考え方が適切なのであるか疑問である。
- ・瑞浪市が市民・障がい者に優しい市であると思います。
- ・私の子ども、三女の娘が支援していただいています。本当にありがたく思っています。
- ・施策に対する意見ではありませんが、一言に障がいには様々な状況がある訳で、同情致しますが、気を遣っておせっかいになったり、本当に手を借りたい方もいたり、接し方が難しいと思っています。
- ・障がいのある部位は人によって違うので、今の自分には具体的に何をすればよいのかわかりません。意思疎通ができれば身近な人であれば意見を言ってくるので、過剰な施策にならないようにしてください。
- ・国や県、市等が充実した施策を計画し、それを実行してもその中で働く人たちの意識改革がなければ本当の福祉国家とは言えないのではないのでしょうか。また私たち個人一人一人が自分自身のこととして、家庭で常にそういうことを話し合う場を設けることも大事なことだと思います。
- ・健康でくらしなくてもいろいろあるので、体が不自由な分、人一倍がんばらないといけないので大変だと思いました。
- ・市役所の受付はいつも座っているだけで、あいさつもしない。ただ座っているのであれば、足が不自由な方であいさつや応対できる方でもよいと思う。でも年功序列の給料はやめてほしい。
- ・家族、親族、ご近所に障がいのある方がおられないですが、現実的には困った方がみえると思います。人様には親切に言葉をかけ、喜ばれることはさせていただきたいと思います。
- ・障がい者と接する機会が今までほとんどなかったため、障がい者の方や家族の方がどのような悩みをかかえているのかとか、考えることがほとんどありませんでした。
- ・必要な施策、支援、ニーズに関してはやはり直接当事者や障がい者とその家族に聞くべきです。
- ・申し訳ないが、身近にそういう方がいないので、どうも想像ができません。少し目を向ければ、いらっしゃるとは思うのですが、かかわったことがないので、どうも関心がうすいです。
- ・関係ないことかと思いますが、よく耳にすることの1つ、独居老人国民年金で生活している者のひとりごと。「障がい者の中にもいろいろあってそれぞれに大変だということはよくわかるけれど、中には大きな車や新車そしていろいろ援助があって裕福そうに見えるし楽しそう。これはひがみだろうか。私も生活保護を受けたい

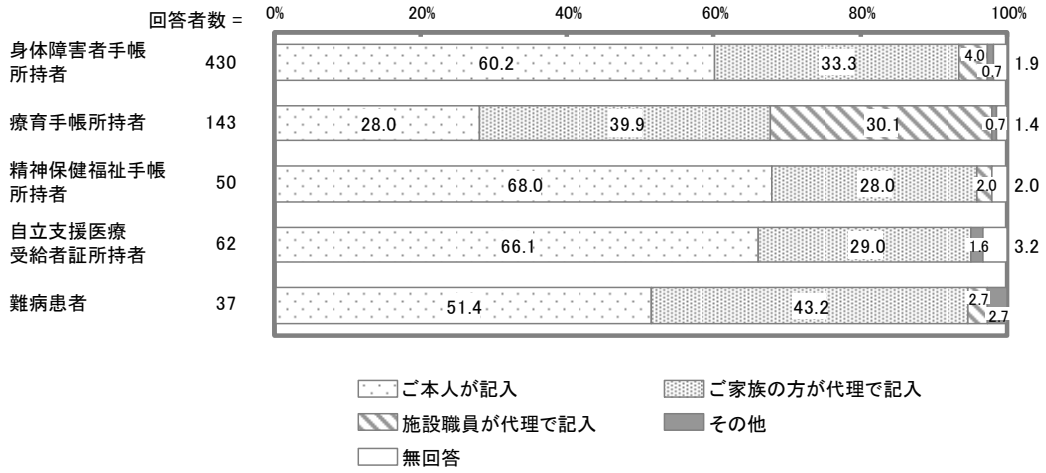
くらい。障がい者でもないし。」障がいを持って見る方、障がいにもいろいろあるからなんとも言えないけれど、中に「返納した」という人もあると。障がいのある方やその家族はいろいろ大変だと思いきえさせられる。独居老人のひとりごとでした。他人事ではないと。

- ・ 実際になってみないと細かい所がわからないので、車イスとかで街中を移動してみたりするとよいです。自分は厚生病院に入院していましたが、図書館に行く時とても難し過ぎました。ほんの少しの段差が越えられないのです。障がいのある方にどうするかも大事だと思いますが、黙って見守ることも大事だと思います。怪しい宗教と思われると思いますが、三軸修正法と機能姿勢がわかるといつでもどこでも立っていても寝ていても瞬時に身体と心も楽になるので学んでほしいなと思います。
- ・ 身近に障がい者がいないのでわかりづらい。
- ・ 障がいのある方と接したことがないので心得ている。すべての内容をうまく体験してないので、満足に答えられませんでした。お許しくださいませ。
- ・ 自分の身内や身近な人など自分の周りにいないのでなんだかピンとこないというのが正直な意見です。だからどう協力したらよいかわかりかねます。きっと私のような考え方の人はそこそこいるのではと思います。自分の生活も決して楽なわけではないのでなかなか他人を思いやれる余裕がありません。障がいのある方と接触する機会があり、助けのいる場面であれば手助けしたいとは思っています。例えば困っていて助けを求められたりしたときなど。ほんのささいなことしかできませんが、できる限りで。
- ・ 障がいとは、どこからどこまでが障がいかわからない。

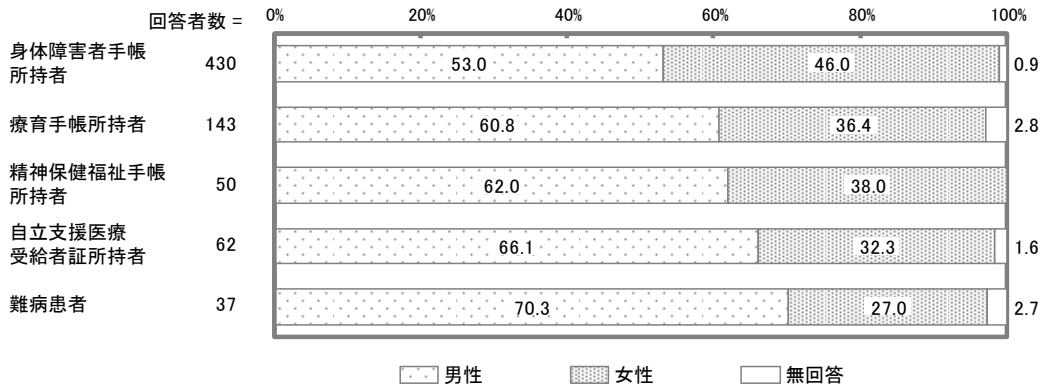
② 障がい者調査

(枝設問は省略)

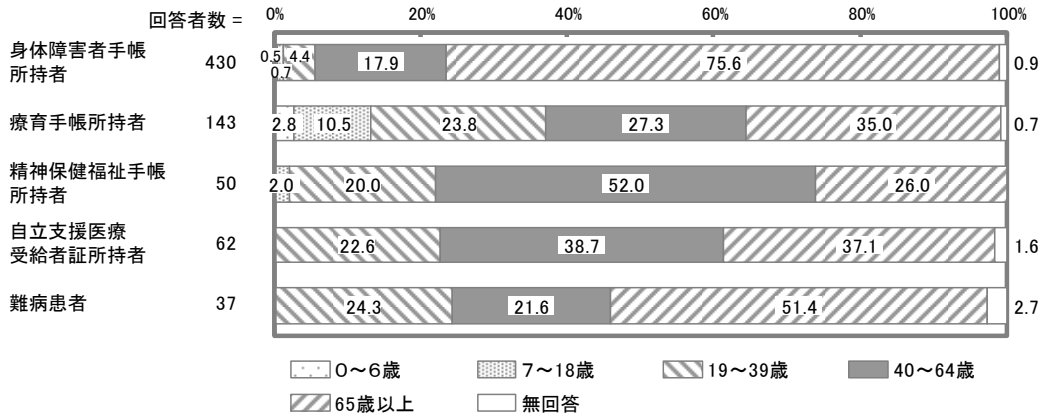
問1 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。(1つに○)



問2 あなた(対象者ご本人)の性別をお答えください。(1つに○)



問3 平成29年4月1日現在のあなたの年齢をお答えください。(1つに○)

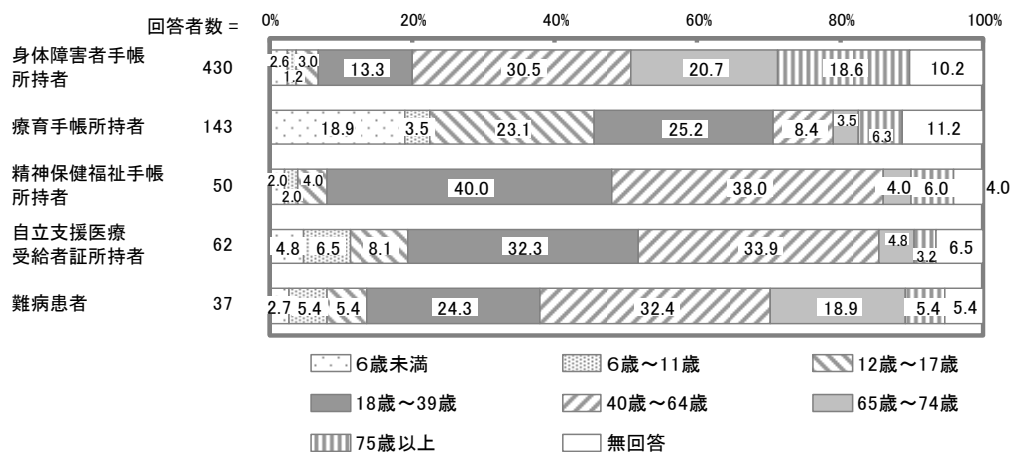


問4 あなたは、障害者手帳等をお持ちですか。（あてはまるものすべてに○）

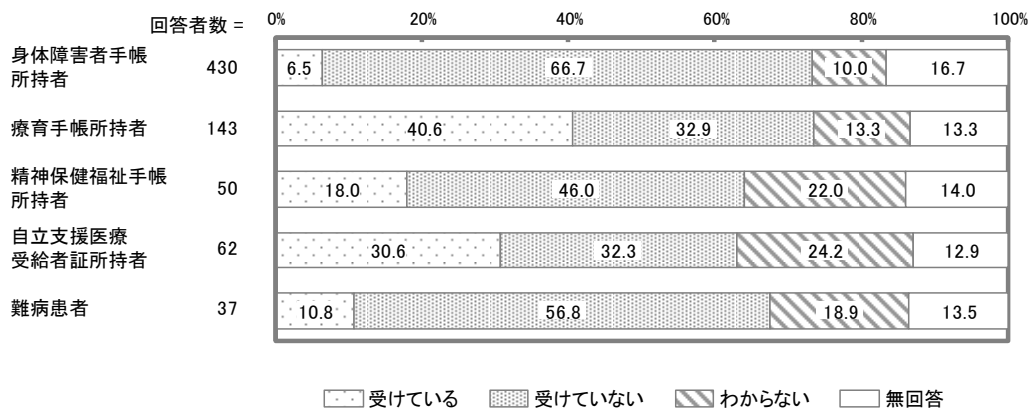
単位：％

区分	有効回答数（件）	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	自立支援医療受給者証所持者	難病患者	無回答
身体障害者手帳所持者	430	100.0	10.2	3.0	7.4	7.7	—
療育手帳所持者	143	30.8	100.0	7.0	14.0	4.2	—
精神保健福祉手帳所持者	50	26.0	20.0	100.0	56.0	4.0	—
自立支援医療受給者証所持者	62	51.6	32.3	45.2	100.0	9.7	—
難病患者	37	89.2	16.2	5.4	16.2	100.0	—

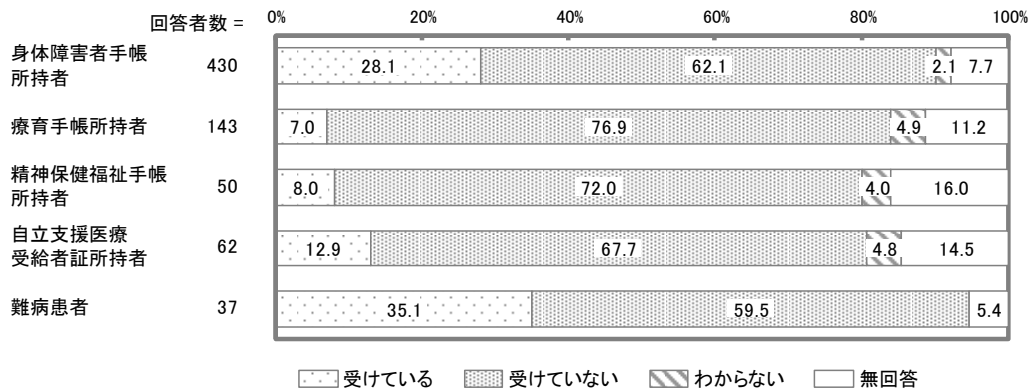
問5 あなたが、手帳を取得されたのは何歳の時ですか。複数の手帳をお持ちの方は、最初の手帳を受けた年齢をお答えください。



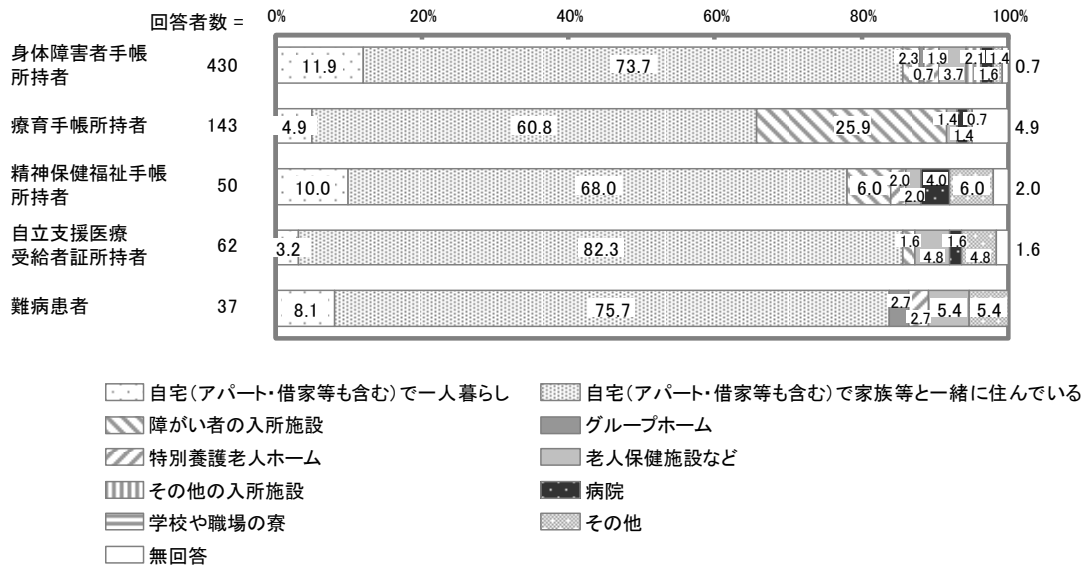
問6 あなたは、障害者自立支援サービスの障害支援区分認定を受けていますか。



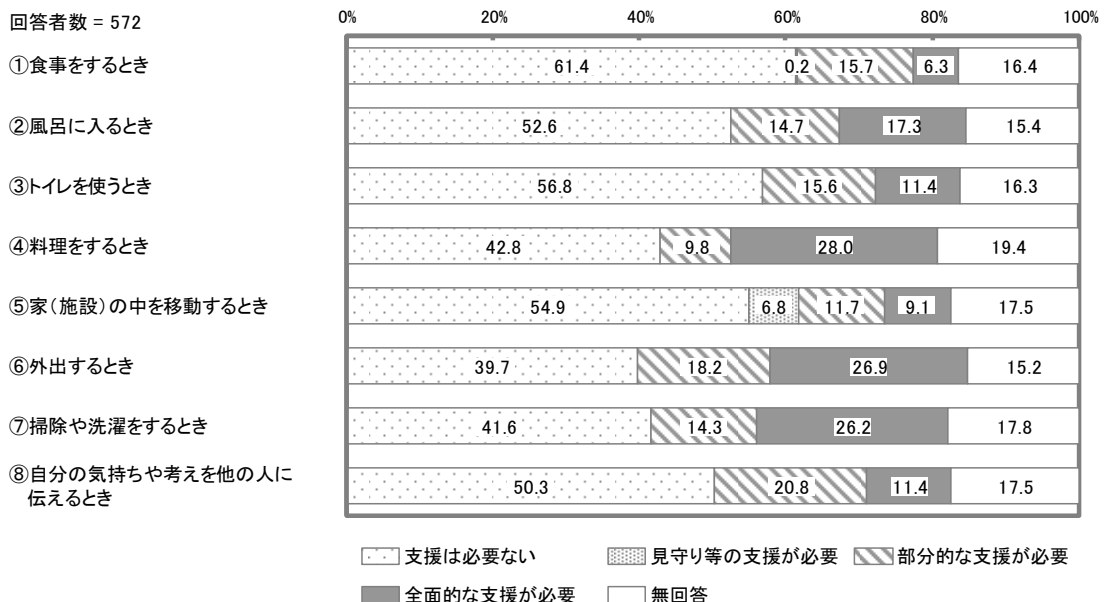
問7 あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。(1つだけ○)



問8 あなたが現在、暮らしているお住まいはどこですか。(1つに○)



問9 あなたは、次の①～⑧のことをするとき、どのような支援(介護・介助・援護)が必要ですか。車いすや補聴器などの用具・補装具・自助具を使用した状態で教えてください。(それぞれ1つに○)



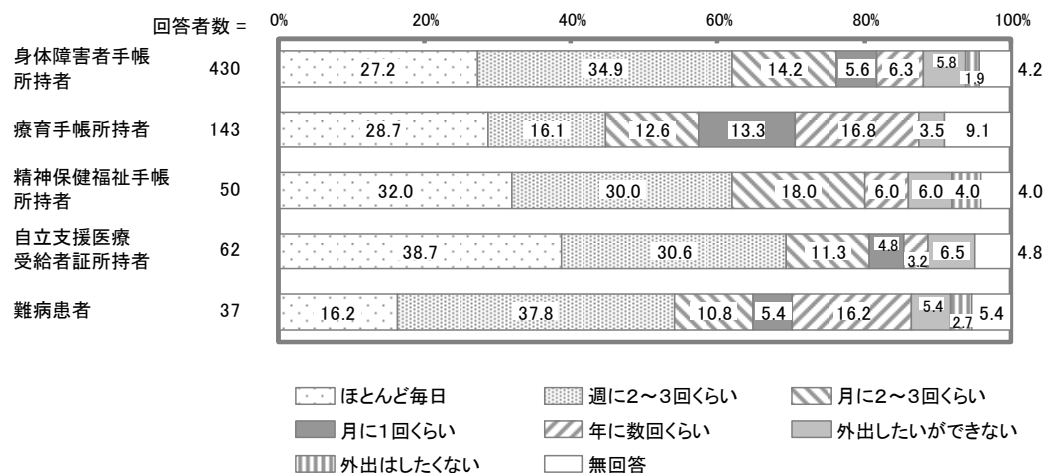
問10 問9の①～⑧の動作を行う場合に支援（介護・介助・援護）が必要な場合、支援（介護・介助・援護）を行う方はどなたですか。（3つまで選んで○）

単位：％

区分	有効回答数 (件)	夫または妻	父または母	兄弟姉妹	配偶者 子ども、 またはその	親戚 その他の家族や	友人・知人や近所
身体障害者手帳所持者	206	35.9	10.7	5.3	39.8	6.8	4.9
療育手帳所持者	103	2.9	39.8	15.5	2.9	5.8	—
精神保健福祉手帳所持者	28	32.1	42.9	17.9	14.3	3.6	—
自立支援医療受給者証所持者	35	28.6	51.4	8.6	5.7	2.9	—
難病患者	19	42.1	36.8	10.5	21.1	5.3	10.5

区分	施設 の職員・ グループ ホームの 世話人	看護師	ホームヘルパー	ボランティア	その他	誰もいない	無回答
身体障害者手帳所持者	33.5	10.2	7.8	1.0	2.9	1.5	4.4
療育手帳所持者	41.7	2.9	2.9	—	1.9	—	12.6
精神保健福祉手帳所持者	25.0	7.1	3.6	—	10.7	3.6	—
自立支援医療受給者証所持者	22.9	5.7	11.4	—	8.6	2.9	2.9
難病患者	47.4	5.3	15.8	—	5.3	—	—

問11 あなたは普段、どのくらい外出をしていますか。（1つに○）



問 12 あなたが外出する時の主な交通手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

単位：％

区分	有効回答数(件)	徒歩	車いす (電動及び手動)	自転車、バイク	電車	自家用車 (本人運転)	自家用車 (家族の運転)	タクシーまたは 施設の送迎車	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	430	25.8	7.4	5.6	8.8	38.1	40.5	27.0	4.4	2.8
療育手帳所持者	143	21.7	0.7	9.8	12.6	13.3	55.9	37.1	7.0	7.0
精神保健福祉手帳所持者	50	34.0	—	12.0	22.0	36.0	44.0	18.0	10.0	2.0
自立支援医療受給者証所持者	62	40.3	3.2	9.7	24.2	45.2	40.3	17.7	4.8	1.6
難病患者	37	24.3	16.2	5.4	10.8	32.4	54.1	21.6	8.1	2.7

問 13 あなたは普段、昼間はどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

単位：％

区分	有効回答数(件)	幼稚園などに通っている	通園施設(発達支援センターなど)に通っている	特別支援学校(養護学校など)に通っている	小・中学校の特別支援学級に通っている	小・中学校の普通学級や高校・大学・専門学校などに通っている	会社などに勤めている	通所施設などに通っている	自分で事業や商売をしている(農業も含む)
身体障害者手帳所持者	430	—	0.2	0.2	0.2	0.7	10.5	3.0	7.0
療育手帳所持者	143	2.8	3.5	7.0	2.1	0.7	13.3	14.0	1.4
精神保健福祉手帳所持者	50	—	—	—	—	—	24.0	10.0	—
自立支援医療受給者証所持者	62	—	—	—	—	—	29.0	16.1	4.8
難病患者	37	—	—	—	—	—	18.9	13.5	8.1

区分	家業を手伝っている(農業も含む)	自宅で内職をしている	病気・障がいなどで治療、または機能訓練を受けている	入所施設で暮らしている	家事や子育てをしている	特に何もしていない	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	5.8	1.4	14.9	8.8	7.2	20.9	15.1	11.6
療育手帳所持者	3.5	—	8.4	12.6	2.1	8.4	4.2	25.9
精神保健福祉手帳所持者	6.0	—	30.0	8.0	10.0	14.0	10.0	6.0
自立支援医療受給者証所持者	6.5	—	16.1	6.5	8.1	8.1	9.7	3.2
難病患者	—	—	32.4	10.8	5.4	13.5	8.1	8.1

問 14 あなたが日々、楽しみにしていることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

単位：％

区分	有効回答数 (件)	働くこと	買い物	観たりすること スポーツをしたり、 観たりすること	仲のよい家族や友人と 過ごすこと	テレビやラジオ、 映画や音楽	花や木などを育てる こと	ペットとふれあうこと
身体障害者手帳所持者	430	13.3	23.7	14.2	24.7	52.1	19.8	8.1
療育手帳所持者	143	14.0	28.7	7.7	26.6	46.9	4.9	6.3
精神保健福祉手帳所持者	50	14.0	36.0	8.0	26.0	42.0	20.0	12.0
自立支援医療受給者証所持者	62	24.2	32.3	14.5	29.0	53.2	17.7	9.7
難病患者	37	16.2	29.7	10.8	29.7	67.6	10.8	10.8

区分	絵をかいたり 詩を作ること	パソコンをすること	読書・勉強	旅行	その他	特にな い	無回 答
身体障害者手帳所持者	4.2	6.5	12.8	17.7	10.9	11.2	5.3
療育手帳所持者	7.7	8.4	6.3	11.9	14.0	7.7	13.3
精神保健福祉手帳所持者	10.0	24.0	20.0	18.0	18.0	4.0	4.0
自立支援医療受給者証所持者	11.3	19.4	14.5	27.4	9.7	6.5	1.6
難病患者	10.8	10.8	13.5	13.5	5.4	8.1	5.4

問 15 生活する上で必要だと思う補装具・日常生活用具があれば具体的にご記入ください。

（例：車いす・ストマ用装具等）

項目	件数
車いす	60
つえ	41
補聴器	15
ストマ用装具	17
義足	9
歩行補助具	6
電動ベッド	5
歩行器	5
パソコン	2
携帯	2
コルセット	2
その他（寝具作業療法士、体位交換器具、電気式人口 喉頭機、膝の硬性装具、コンプレッサー式ネブライザ、ポ ータブルトイレ、メガネ、脚用装具、酸素吸入器、紙オム ツ、手すり、補聴器）	14

問 16 あなたの身の回りで、整備または援助を必要とするものは何ですか。
(3つまで選んで○)

単位：％

区分	有効回答数(件)	住宅・建築物のバリアフリー化	道路の段差解消、歩道の整備	建築物のスロープやエレベーターの設置	障がい者トイレの設置	誘導ブロックの設置	音声式信号機の設置	その他	特にない	無回答
身体障害者手帳所持者	430	22.1	23.0	16.3	16.3	1.9	2.3	2.1	40.2	16.3
療育手帳所持者	143	11.2	13.3	4.2	11.9	1.4	2.8	2.1	34.3	37.8
精神保健福祉手帳所持者	50	6.0	12.0	6.0	2.0	—	—	6.0	56.0	24.0
自立支援医療受給者証所持者	62	11.3	17.7	14.5	12.9	4.8	4.8	6.5	45.2	16.1
難病患者	37	27.0	27.0	27.0	18.9	—	—	5.4	35.1	16.2

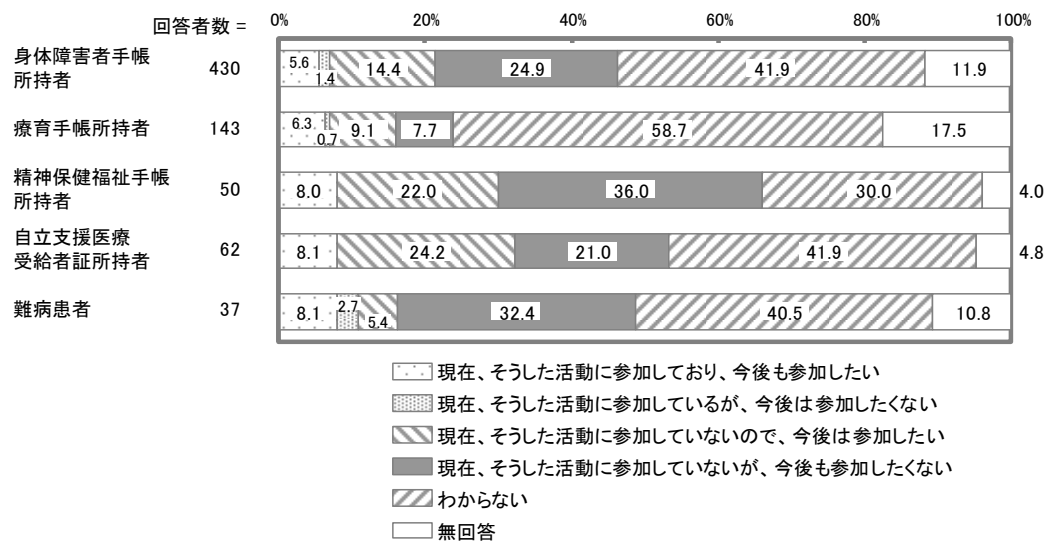
問 17 あなたは、障がい以外の健康状態のことで、特に不安なことはありますか。
(3つまで選んで○)

単位：％

区分	有効回答数(件)	食生活が不規則なこと	栄養のバランスが悪いこと	運動不足	薬の管理のこと	がんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病のこと	周囲の人に体調が悪くてもわかってもらいにくいこと
身体障害者手帳所持者	430	5.1	7.4	42.1	7.2	20.9	9.1
療育手帳所持者	143	5.6	7.7	36.4	8.4	9.1	9.8
精神保健福祉手帳所持者	50	8.0	14.0	26.0	12.0	12.0	18.0
自立支援医療受給者証所持者	62	8.1	17.7	30.6	9.7	14.5	14.5
難病患者	37	10.8	8.1	40.5	5.4	18.9	8.1

区分	有効回答数(件)	長時間ベッドや車いすの上で過ごすことによる床ずれのこと	腰や首など体の痛みが、年をとることにひどくなること	便秘がちであったり失禁してしまうなど、排泄のこと	精神的に不安定になること	その他	特に不安はない	無回答
身体障害者手帳所持者	6.5	21.6	15.6	10.9	2.8	18.4	9.5	
療育手帳所持者	1.4	7.0	11.2	16.1	2.8	14.0	19.6	
精神保健福祉手帳所持者	2.0	10.0	8.0	44.0	—	8.0	16.0	
自立支援医療受給者証所持者	3.2	9.7	6.5	25.8	—	17.7	12.9	
難病患者	8.1	27.0	16.2	8.1	—	16.2	10.8	

問 18 あなたは、同じ悩みなどを持つ方が話し合ったり、交流する場に参加したいですか。（1つに○）



問 19 あなたは、自治会の活動など、地域で行われる活動や行事に参加していますか。（3つまで選んで○）

単位：％

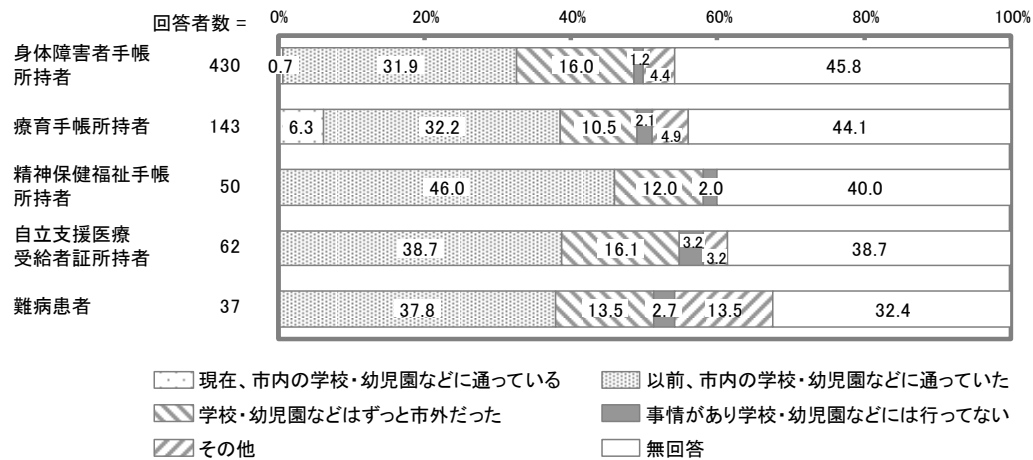
区分	有効回答数（件）	文化・スポーツ活動	セミナー・講演会	障がい者の団体の集会・活動	自治会活動・祭りなど地域の行事	趣味やスポーツなどのサークル活動	ボランティアなどの社会貢献活動	その他	参加していない	無回答
身体障害者手帳所持者	430	4.4	4.0	3.5	22.3	8.1	6.3	1.9	57.0	10.0
療育手帳所持者	143	2.1	1.4	5.6	28.0	2.1	3.5	1.4	46.9	17.5
精神保健福祉手帳所持者	50	4.0	—	4.0	10.0	2.0	6.0	6.0	74.0	2.0
自立支援医療受給者証所持者	62	6.5	—	1.6	14.5	1.6	11.3	3.2	64.5	9.7
難病患者	37	2.7	8.1	2.7	10.8	2.7	2.7	2.7	64.9	8.1

問 20 あなたは、次のなかでどのような活動に参加したいと思われますか。（3つまで選んで○）

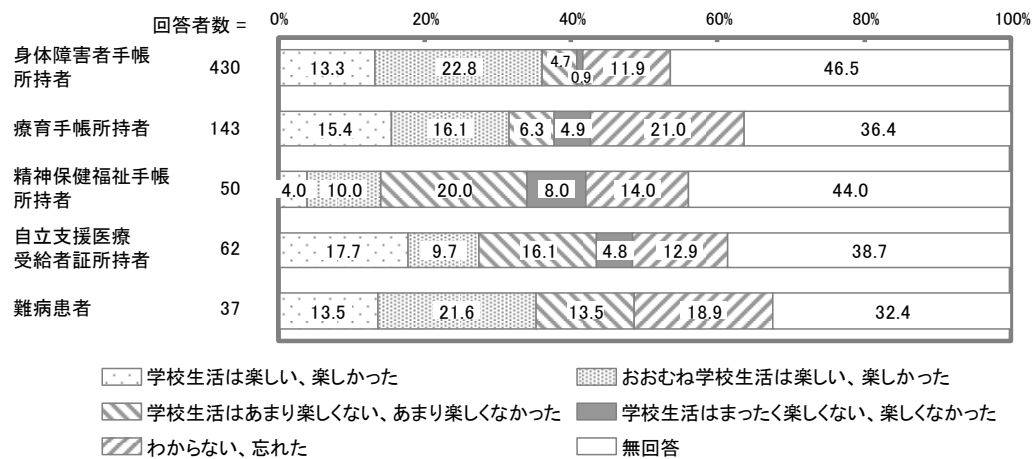
単位：％

区分	有効回答数（件）	文化・スポーツ活動	セミナー・講演会	障がい者の団体の集会・活動	自治会活動・祭りなど地域の行事	趣味やスポーツなどのサークル活動	ボランティアなどの社会貢献活動	その他	参加したいと思わない	無回答
身体障害者手帳所持者	430	10.0	4.9	7.9	15.1	15.1	7.0	4.0	41.9	17.4
療育手帳所持者	143	14.7	2.1	8.4	35.7	10.5	2.8	0.7	28.0	22.4
精神保健福祉手帳所持者	50	14.0	8.0	4.0	6.0	24.0	8.0	—	46.0	14.0
自立支援医療受給者証所持者	62	19.4	8.1	9.7	12.9	22.6	11.3	1.6	41.9	9.7
難病患者	37	8.1	5.4	8.1	5.4	16.2	5.4	2.7	54.1	10.8

問 21 あなたは、瑞浪市内の学校・幼稚園などに通っていますか、または通っていましたか。(1つに○)



問 22 学校生活について、どのようにお感じですか。(1つに○)

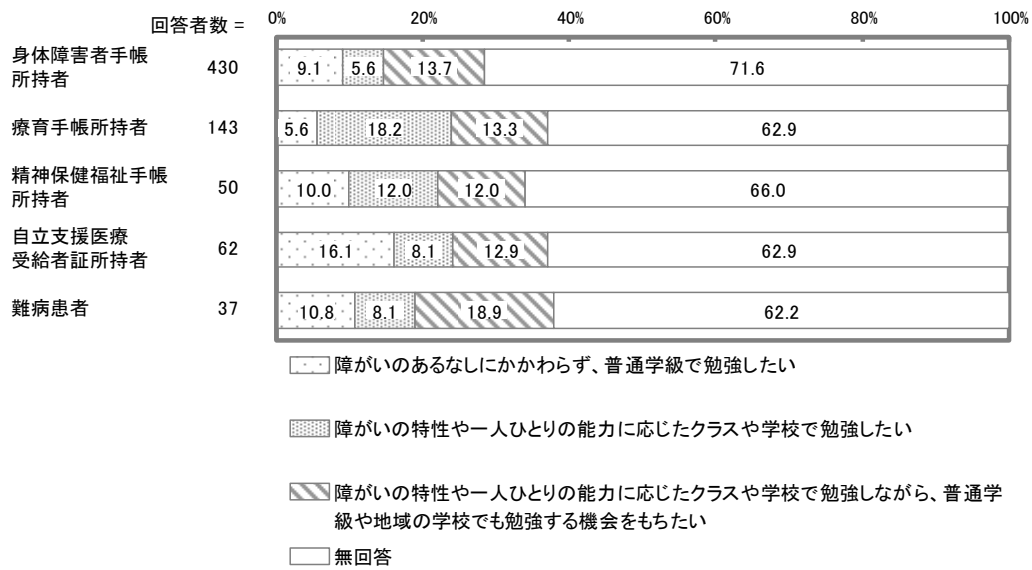


問 23 通園・通学していて特に困っていることがありますか。(あてはまるものすべて)

単位：%

区分	有効回答数(件)	通うのがたいへん	授業についていけない	障がい者や階段の設備が	トイレや階段の設備が	園内・学校内での介助が	十分でない	友だちができない	理解がえられない	先生の配慮や生徒たちの	導尿等)が受けられない	医療的なケア(吸入・	その他	特にな	無回答
身体障害者手帳所持者	430	5.8	1.2	1.9	—	0.5	0.9	0.2	2.3	26.0	63.0				
療育手帳所持者	143	7.0	9.8	2.1	0.7	7.7	7.0	—	2.8	21.7	55.9				
精神保健福祉手帳所持者	50	6.0	8.0	—	—	8.0	16.0	2.0	2.0	22.0	52.0				
自立支援医療受給者証所持者	62	6.5	4.8	—	—	6.5	9.7	—	—	29.0	54.8				
難病患者	37	10.8	2.7	—	—	—	—	—	—	27.0	59.5				

問 24 学校で勉強する場合に、どの形を望みますか。（1つに○）

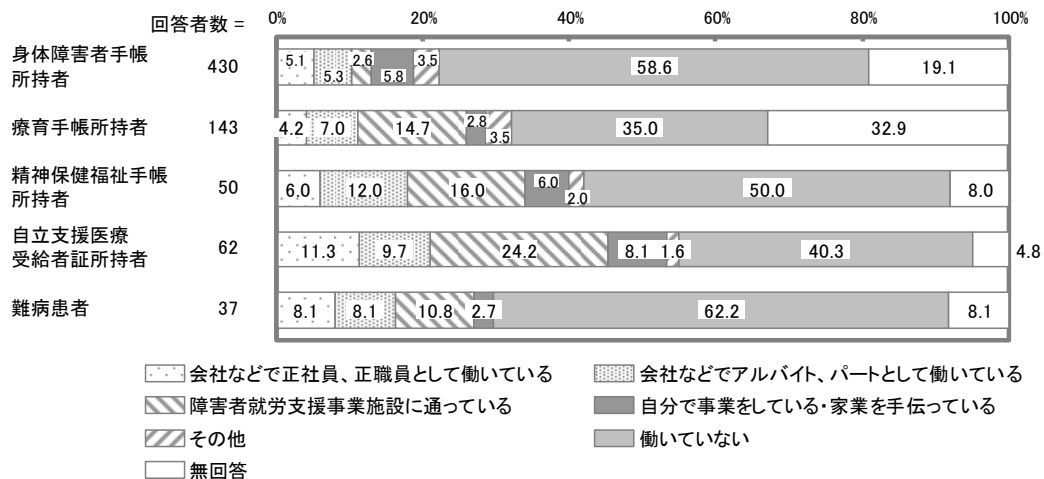


問 25 学校教育に望むことはどのようなことですか。（あてはまるものすべて）

単位：%

区分	有効回答数 (件)	就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい	能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい	施設・設備・教材を充実してほしい	個別的な支援を充実してほしい	普通学級や地域の学校との交流の機会を増やしてほしい	その他	特にない	無回答
身体障害者手帳所持者	430	9.8	14.7	7.2	7.0	5.1	1.6	10.7	64.2
療育手帳所持者	143	14.7	24.5	13.3	17.5	9.1	2.8	9.8	58.0
精神保健福祉手帳所持者	50	14.0	20.0	6.0	12.0	4.0	—	16.0	58.0
自立支援医療受給者証所持者	62	16.1	21.0	11.3	11.3	8.1	1.6	17.7	53.2
難病患者	37	8.1	24.3	8.1	8.1	2.7	2.7	13.5	56.8

問 26 現在、仕事や作業、訓練をしていますか。（1つに○）



問 27 【仕事や作業、訓練をしている方はお答えください】

仕事や作業、訓練の場所にどうやって通っていますか。(あてはまるものすべてに○)

単位：％

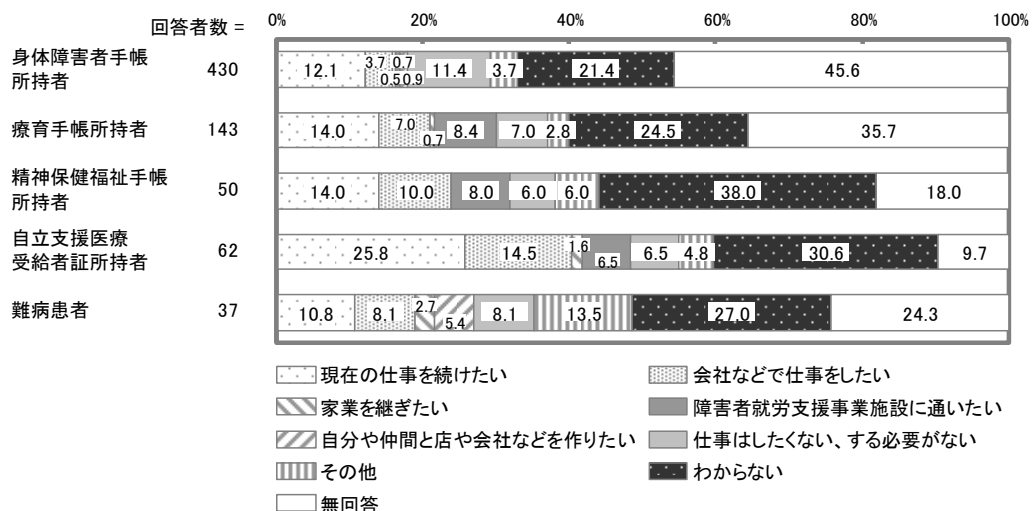
区分	有効回答数(件)	自分の家が仕事場である	車・バイクを自分で運転して通っている	徒歩や自転車、バスや電車で通っている	施設の職員などに送迎してもらっている	家族や知り合いに送迎してもらっている	無回答
身体障害者手帳所持者	96	17.7	42.7	15.6	8.3	5.2	19.8
療育手帳所持者	46	6.5	19.6	32.6	21.7	26.1	15.2
精神保健福祉手帳所持者	21	—	42.9	23.8	—	19.0	19.0
自立支援医療受給者証所持者	34	8.8	38.2	29.4	17.6	11.8	8.8
難病患者	11	—	36.4	18.2	27.3	18.2	9.1

問 28 仕事や作業、訓練の場所に、特に望むことはありますか。(3つまで選んで○)

単位：％

区分	有効回答数(件)	遅刻・早退ができること	体調にあわせて休みや	障がいのことを理解してくれること	働いていること	障がいのある方が働きやすいように環境が工夫されていること	仕事に慣れるまで、誰かが付き添ってくれること	その他	わからない	特にない	無回答
身体障害者手帳所持者	430	7.0	12.6	1.4	1.2	10.0	0.2	4.2	17.0	62.1	
療育手帳所持者	143	6.3	20.3	6.3	5.6	14.7	—	15.4	9.1	51.7	
精神保健福祉手帳所持者	50	28.0	42.0	2.0	14.0	16.0	2.0	6.0	8.0	40.0	
自立支援医療受給者証所持者	62	21.0	45.2	8.1	14.5	25.8	1.6	8.1	16.1	22.6	
難病患者	37	8.1	10.8	—	—	18.9	—	5.4	21.6	54.1	

問 29 あなたは、今後(将来)、どのように仕事や作業をしたいですか。(1つに○)



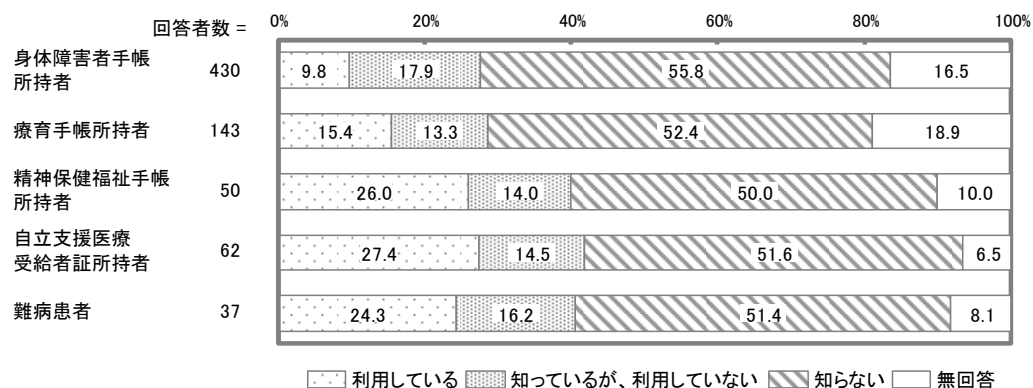
問 30 障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。（おもなもの3つまで）

単位：％

区分	有効回答数（件）	自宅近くに働く場があること	健康状態にあわせた働き方ができること	障がい者に適した仕事を提供されること	就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること	職業訓練など、技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること	民間企業が積極的に雇用できるように助成制度などが充実していること
身体障害者手帳所持者	430	21.6	19.5	21.9	5.1	4.7	17.2	5.3
療育手帳所持者	143	21.7	10.5	24.5	7.0	4.9	11.2	4.2
精神保健福祉手帳所持者	50	26.0	36.0	28.0	10.0	6.0	14.0	2.0
自立支援医療受給者証所持者	62	27.4	35.5	38.7	9.7	9.7	19.4	4.8
難病患者	37	18.9	29.7	21.6	2.7	2.7	21.6	10.8

区分	職場の施設や設備が障がい者にも利用できるように配慮されていること	介助者と一緒に働けること	同じような障がいのある仲間と一緒に働けること	ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	その他	わからない	無回答
身体障害者手帳所持者	8.4	1.9	3.5	3.0	—	14.4	42.8
療育手帳所持者	4.9	1.4	7.7	6.3	1.4	18.9	37.1
精神保健福祉手帳所持者	—	2.0	10.0	18.0	—	14.0	28.0
自立支援医療受給者証所持者	4.8	—	11.3	14.5	—	17.7	16.1
難病患者	5.4	5.4	2.7	13.5	2.7	18.9	27.0

問 31 相談支援事業所※のことをご存知ですか。（○は1つだけ）



問 32 生活の場として施設入所を利用したいですか。(あてはまるものに○)

単位：％

区分	有効回答数(件)	利用したい	現在、施設入所(グループホーム含む)しているが、今後は利用したくない	現在は利用していないが、今後は、施設入所(グループホーム含む)を利用したい	現在は利用しておらず、今後利用したくない	わからない	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	430	9.5	0.2	13.7	17.9	33.5	1.9	24.0
療育手帳所持者	143	26.6	—	12.6	11.2	28.0	0.7	21.0
精神保健福祉手帳所持者	50	8.0	2.0	8.0	32.0	32.0	2.0	16.0
自立支援医療受給者証所持者	62	6.5	1.6	12.9	27.4	38.7	—	12.9
難病患者	37	13.5	2.7	5.4	29.7	32.4	2.7	13.5

問 33 【現在施設入所中でない方はお答えください】

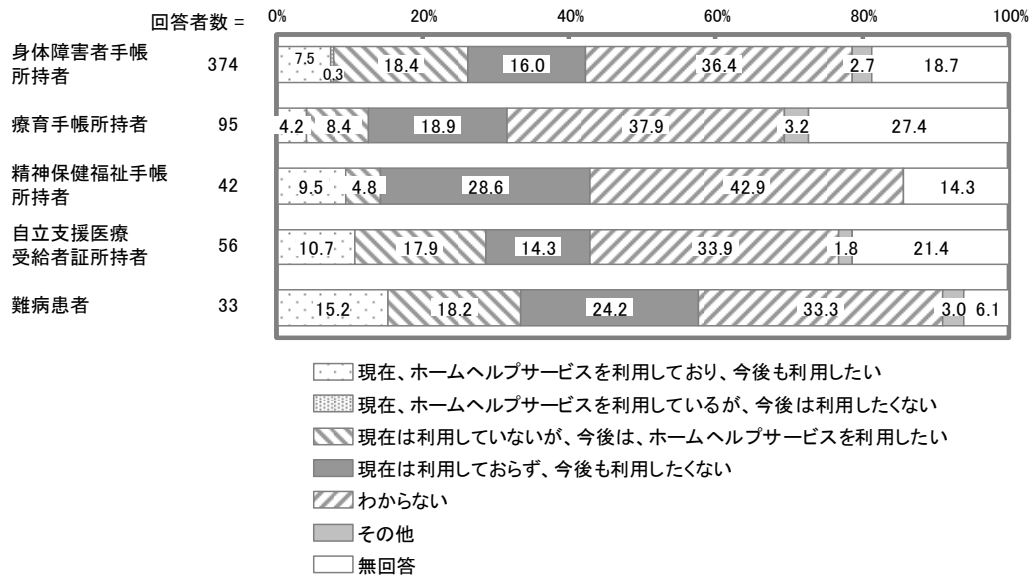
移動支援(ガイドヘルプ)を利用したいですか。また、どのような時に利用したいですか。(あてはまるものすべてに○)

単位：％

区分	有効回答数(件)	医療機関を利用するとき	買い物に出かけるとき	役所など公的機関を利用するとき	移動で電車やバス、車を使うとき	映画など余暇活動に出かけるとき	参加するとき	友人との交流や学習会に参加するとき	その他	現在も今後も利用したくない	無回答
身体障害者手帳所持者	374	24.3	14.2	11.5	10.2	1.9	2.7	8.0	19.3	42.2	
療育手帳所持者	95	22.1	18.9	12.6	15.8	6.3	2.1	6.3	20.0	40.0	
精神保健福祉手帳所持者	42	26.2	14.3	9.5	11.9	—	2.4	2.4	31.0	35.7	
自立支援医療受給者証所持者	56	30.4	23.2	14.3	19.6	5.4	3.6	5.4	21.4	35.7	
難病患者	33	27.3	15.2	12.1	24.2	6.1	3.0	12.1	21.2	33.3	

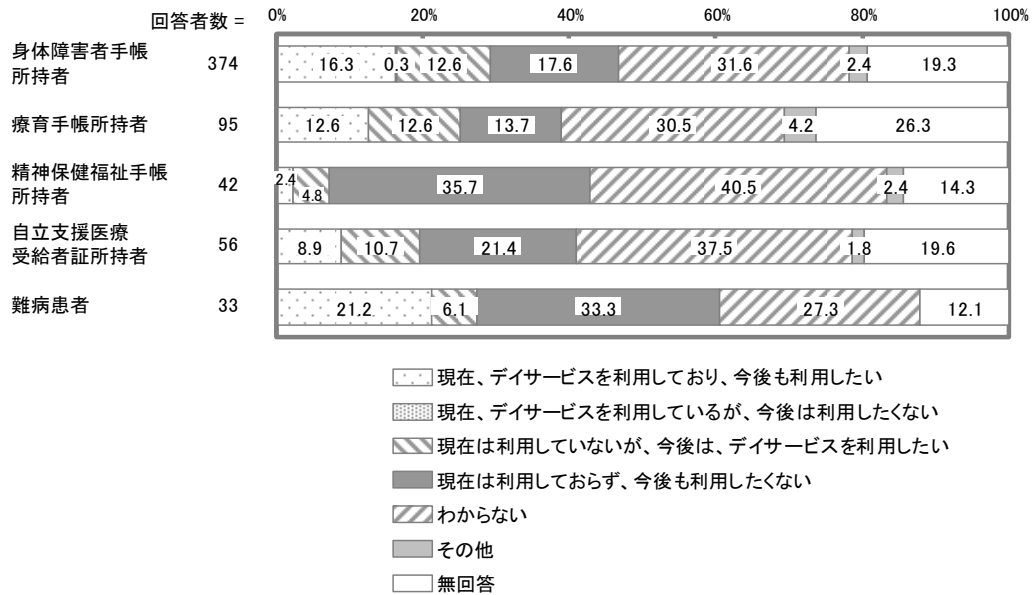
問 34 【現在施設入所中でない方はお答えください】

ご自宅にお住まいの方は、居宅介護（ホームヘルプサービス）を利用したいですか。（1つに○）



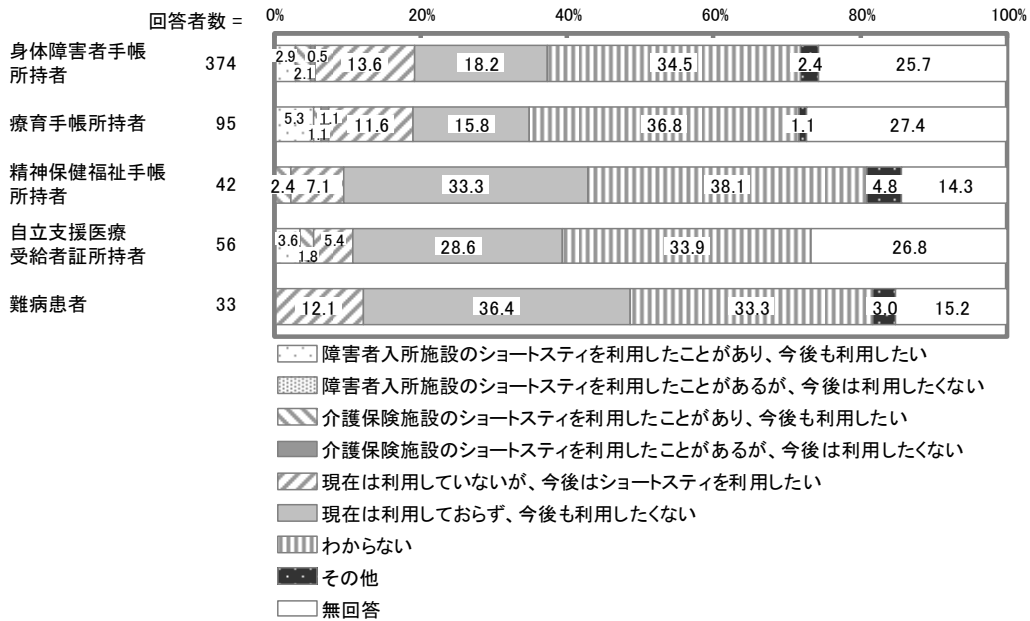
問 35 【現在施設入所中でない方はお答えください】

ご自宅やグループホームにお住まいの方は、デイサービス（日帰りの通所）を利用したいですか。（1つに○）

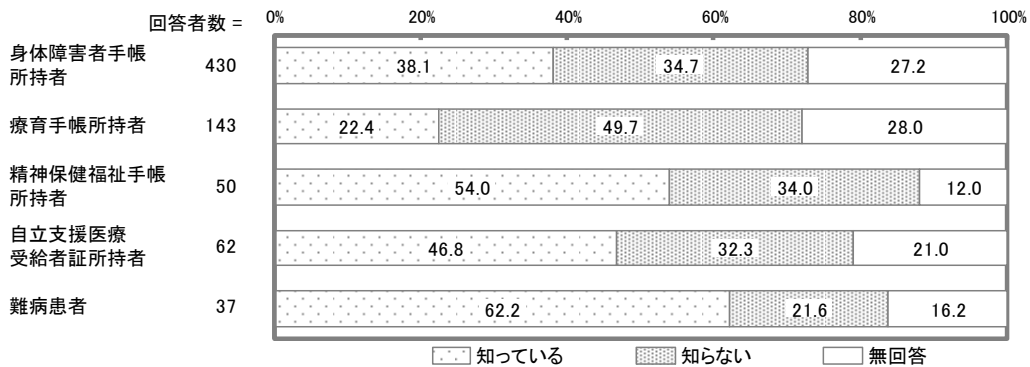


問 36 【現在施設入所中でない方はお答えください】

ご自宅にお住まいの方は、障害者入所施設でのショートステイ（短期入所）を利用したいですか。（1つに○）



問 37 成年後見制度は、知的障がい・精神障がいなどのために十分な判断ができない方の権利を守る制度ですが、あなたは成年後見制度について、ご存知ですか。（1つに○）



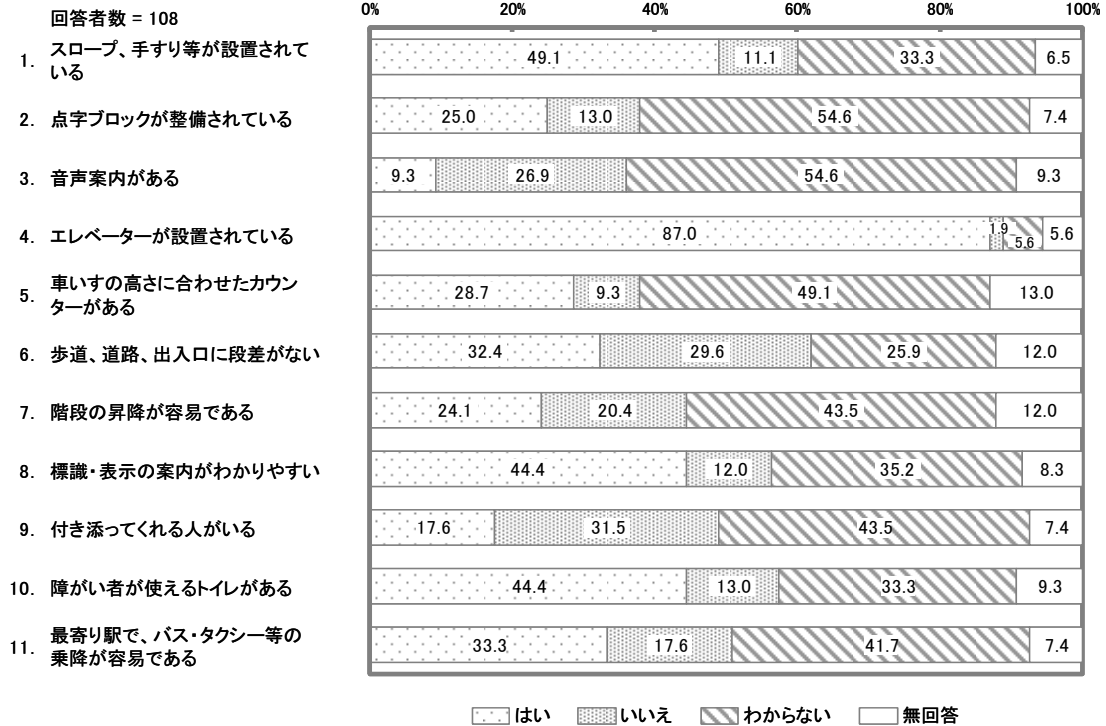
問 38 ふだんよく利用する市内の公的機関や施設、民間事業所等は、どのような所ですか。（3つまで選んで○）

単位：%

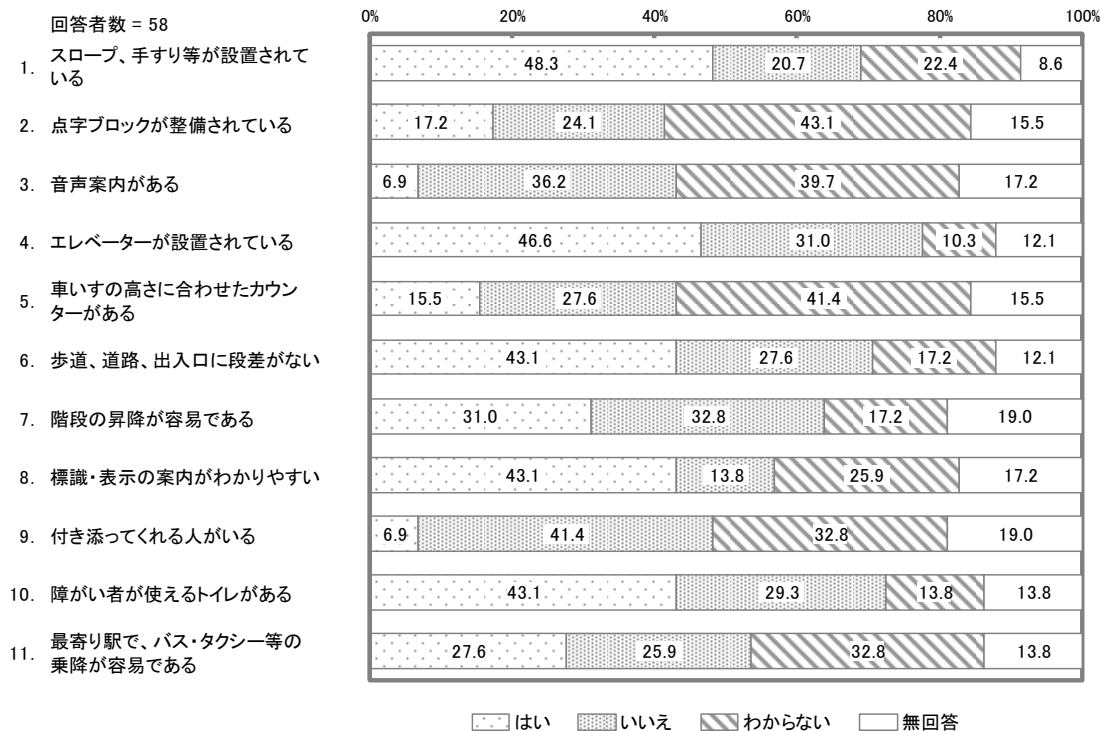
区分	有効回答数(件)	行政庁舎(役所等)	公民館、文化施設等	体育館、武道場等	会社その他の勤め先	教育機関 学校その他の 教育機関	商業施設(商店等)	医療機関 病院や薬局等の 医療機関	その他	特にな い	無回 答
身体障害者手帳所持者	430	24.0	15.3	2.1	4.7	2.1	20.2	57.9	2.8	10.9	23.3
療育手帳所持者	143	13.3	4.9	0.7	6.3	9.8	16.8	44.8	0.7	11.9	37.1
精神保健福祉手帳所持者	50	46.0	18.0	2.0	12.0	—	20.0	76.0	—	14.0	10.0
自立支援医療受給者証所持者	62	38.7	16.1	4.8	14.5	—	19.4	66.1	—	12.9	11.3
難病患者	37	27.0	8.1	—	5.4	—	21.6	64.9	5.4	13.5	10.8

問 39 問 38 の設問で選んだ市内の機関、施設等におけるバリアフリーの状況や障害への配慮の状況等をお答えください。（カッコの中に問 39 の設問で選んだ番号をご記入後、該当するものそれぞれ 1 つに○）

<行政庁舎（役所等）>



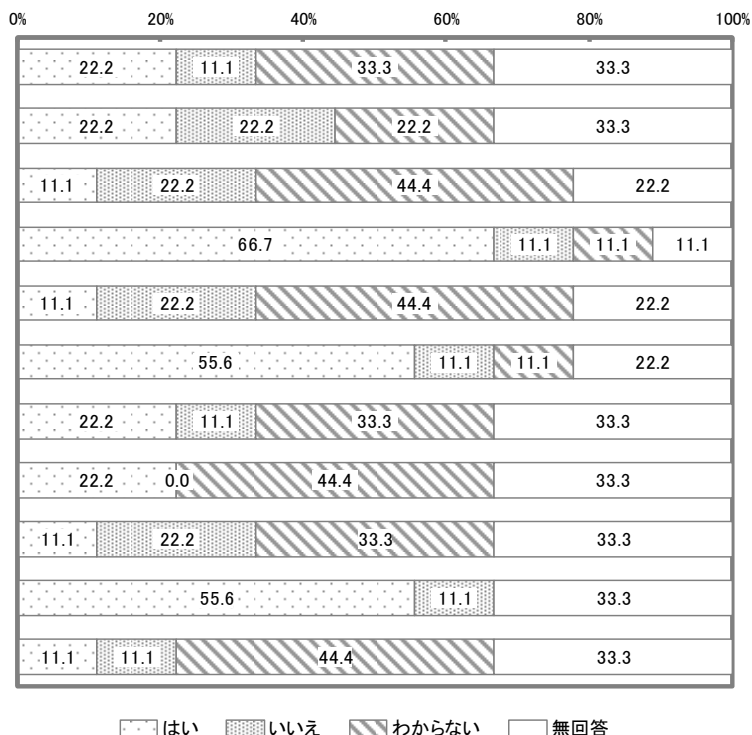
<公民館、文化施設等>



<体育館、武道場等>

回答者数 = 9

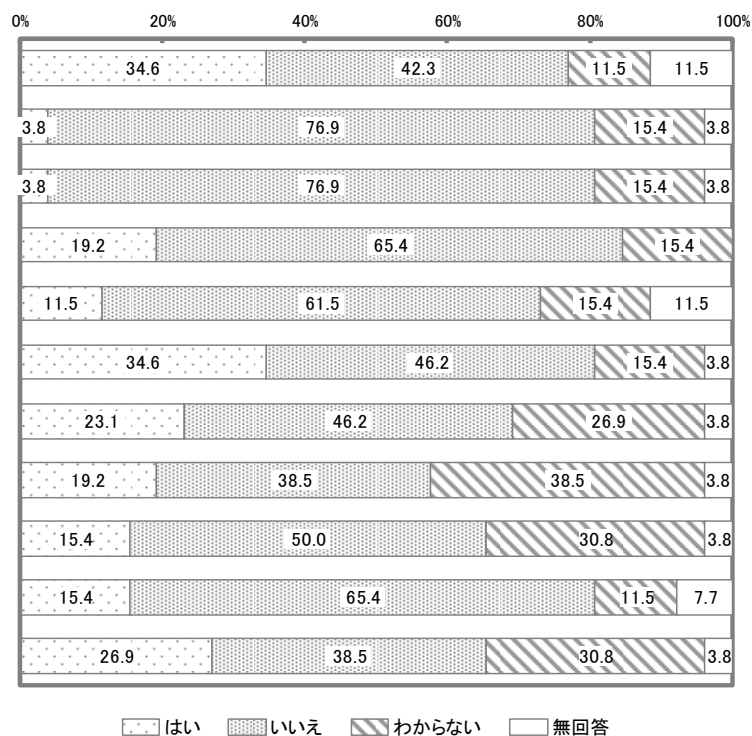
1. スロープ、手すり等が設置されている
2. 点字ブロックが整備されている
3. 音声案内がある
4. エレベーターが設置されている
5. 車いすの高さに合わせたカウンターがある
6. 歩道、道路、出入口に段差がない
7. 階段の昇降が容易である
8. 標識・表示の案内がわかりやすい
9. 付き添ってくれる人がいる
10. 障がい者が使えるトイレがある
11. 最寄り駅で、バス・タクシー等の乗降が容易である



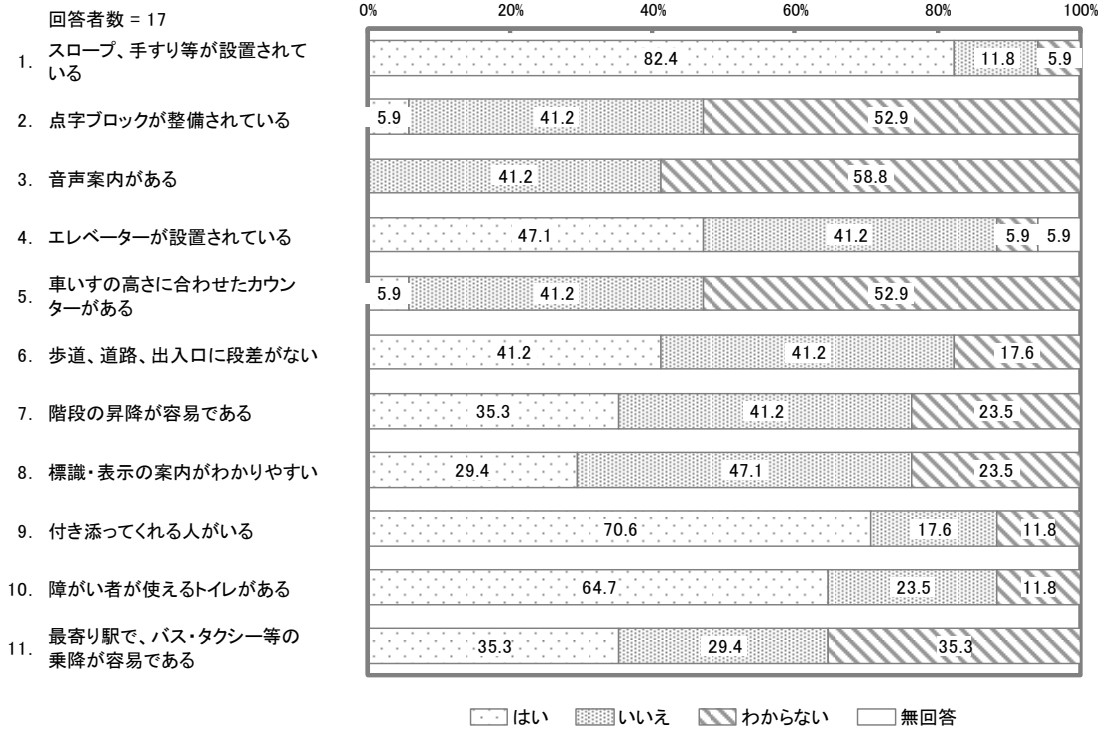
<会社その他の勤め先>

回答者数 = 26

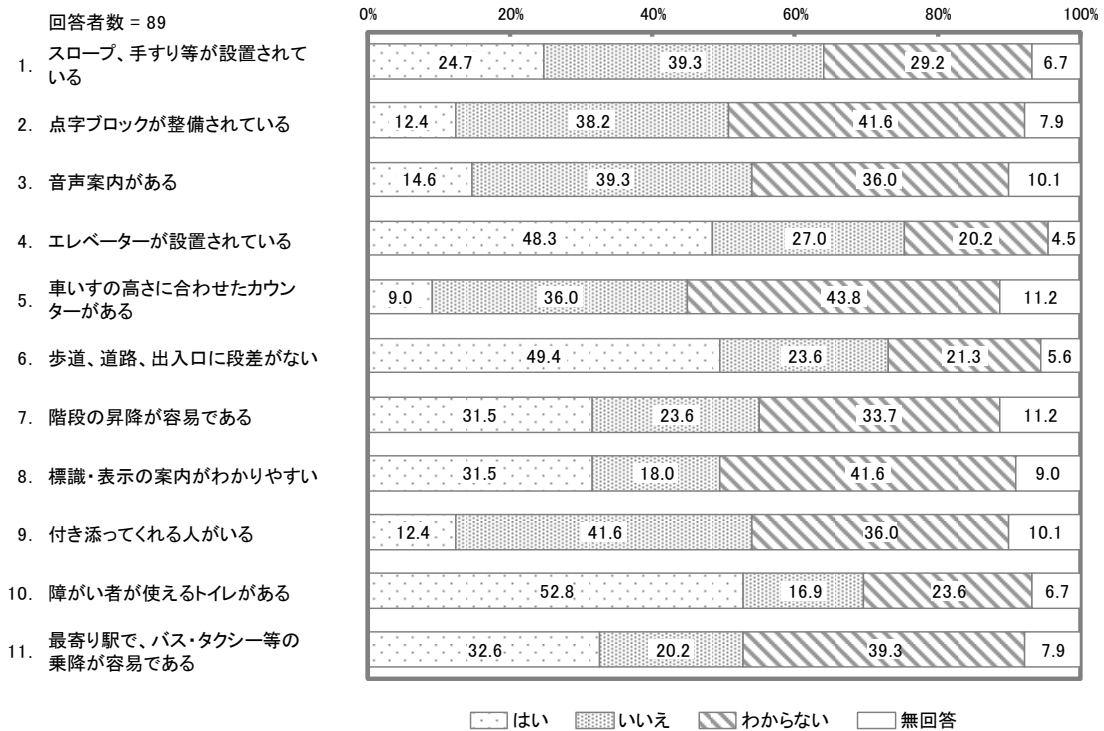
1. スロープ、手すり等が設置されている
2. 点字ブロックが整備されている
3. 音声案内がある
4. エレベーターが設置されている
5. 車いすの高さに合わせたカウンターがある
6. 歩道、道路、出入口に段差がない
7. 階段の昇降が容易である
8. 標識・表示の案内がわかりやすい
9. 付き添ってくれる人がいる
10. 障がい者が使えるトイレがある
11. 最寄り駅で、バス・タクシー等の乗降が容易である



<学校その他の教育機関>



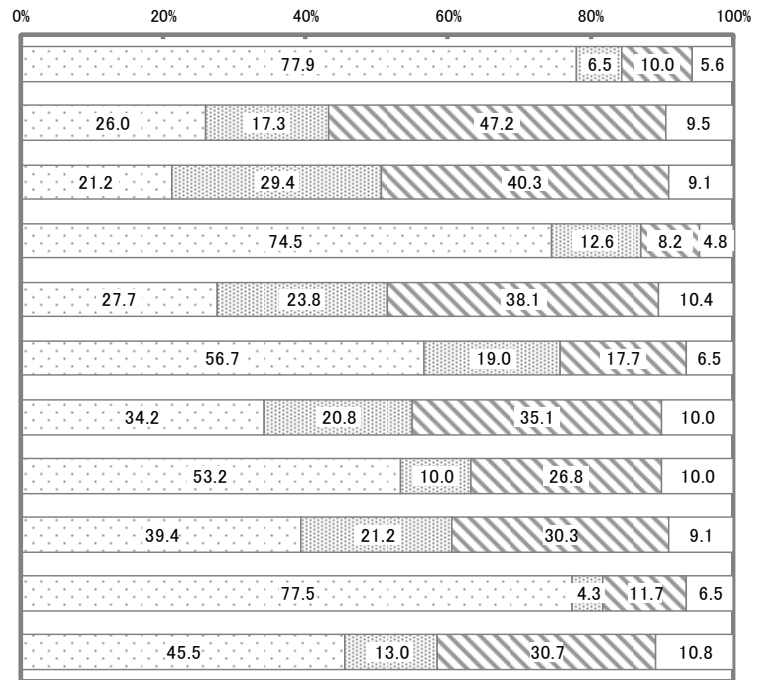
<商業施設（商店等）>



<病院や薬局等の医療機関>

回答者数 = 231

1. スロープ、手すり等が設置されている
2. 点字ブロックが整備されている
3. 音声案内がある
4. エレベーターが設置されている
5. 車いすの高さに合わせたカウンターがある
6. 歩道、道路、出入口に段差がない
7. 階段の昇降が容易である
8. 標識・表示の案内がわかりやすい
9. 付き添ってくれる人がいる
10. 障がい者が使えるトイレがある
11. 最寄り駅で、バス・タクシー等の乗降が容易である



はい
 いいえ
 わからない
 無回答

問 40 あなたが、暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。（3つまで選んで○）

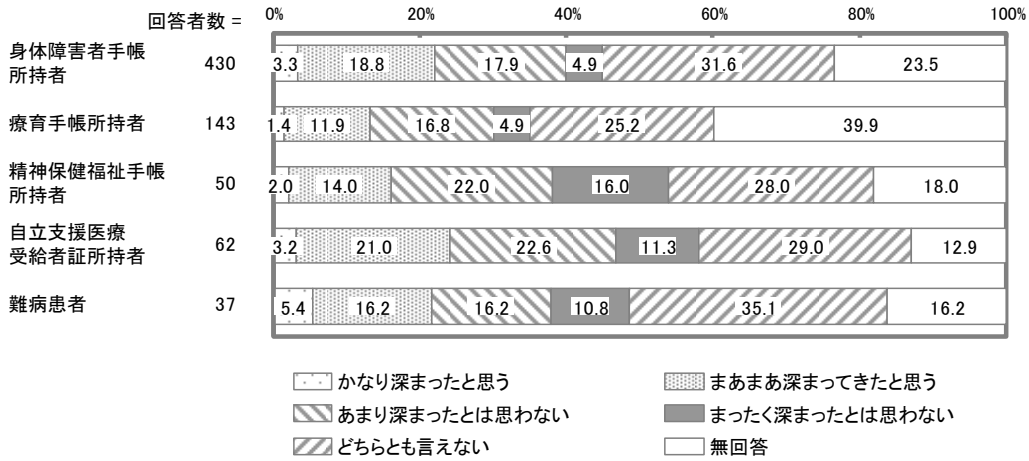
単位：％

区分	有効回答数（件）	一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるようにしてほしい	障がい者に対するまわりの人の理解を深めてほしい	ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを充実してほしい	通所による生活介護などのサービスを充実してほしい	働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい	リハビリ訓練の場所を増やしてほしい	障がいに適した設備を持った公営住宅を建設してほしい
身体障害者手帳所持者	430	20.5	9.8	7.2	3.7	5.3	7.7	2.3
療育手帳所持者	143	30.1	10.5	0.7	4.2	9.1	4.2	0.7
精神保健福祉手帳所持者	50	32.0	24.0	—	2.0	24.0	12.0	2.0
自立支援医療受給者証所持者	62	32.3	17.7	1.6	4.8	24.2	3.2	—
難病患者	37	37.8	18.9	8.1	5.4	10.8	5.4	5.4

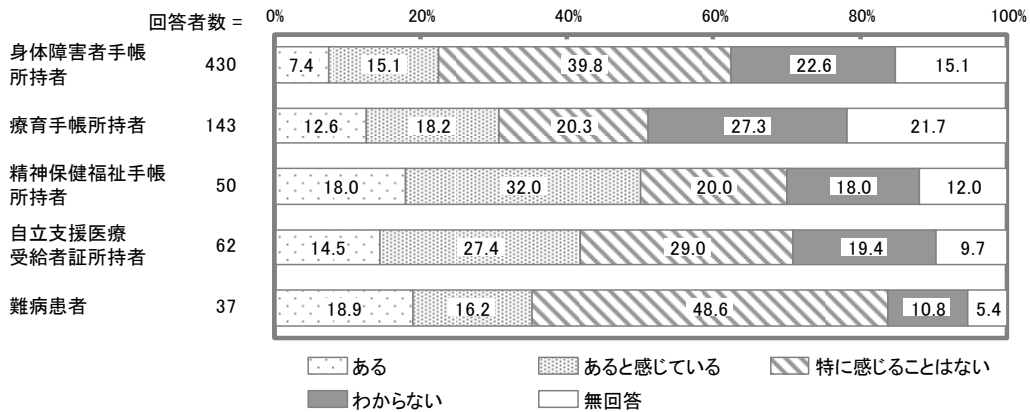
区分	バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい	年金などの経済的な援助を増やしてほしい	いつでも何でも話し合える相談相手や仲間がほしい	いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい	入所施設を増やしてほしい	障がいのある友達と一緒に暮らすグループホームなどを増やしてほしい	ガイドヘルパーの養成や福祉タクシー、リフト付タクシーなどの移動手段への支援対策を充実してほしい	外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい
身体障害者手帳所持者	9.5	26.5	4.0	11.6	8.8	2.6	7.2	10.2
療育手帳所持者	9.1	16.8	8.4	8.4	10.5	7.0	1.4	6.3
精神保健福祉手帳所持者	14.0	30.0	12.0	12.0	2.0	8.0	2.0	8.0
自立支援医療受給者証所持者	12.9	30.6	3.2	14.5	6.5	9.7	6.5	6.5
難病患者	10.8	29.7	—	16.2	10.8	2.7	10.8	8.1

区分	防災・災害対策や防犯対策を充実してほしい	その他	特にない	無回答	親の用意した財産などを管理・運用し、本人に必要な世話をしてくれる組織を設置してほしい	スポーツ・レクリエーション・文化活動に対する援助をしてほしい	点字、手話などによる情報提供を充実してほしい	各種サービスや制度、医療機関などの情報提供を充実してほしい
身体障害者手帳所持者	5.8	1.4	13.3	21.9	1.2	1.6	1.4	7.0
療育手帳所持者	3.5	2.1	6.3	29.4	5.6	2.1	0.7	5.6
精神保健福祉手帳所持者	—	2.0	10.0	14.0	6.0	—	—	10.0
自立支援医療受給者証所持者	6.5	—	11.3	16.1	6.5	—	3.2	6.5
難病患者	8.1	2.7	8.1	10.8	—	—	2.7	5.4

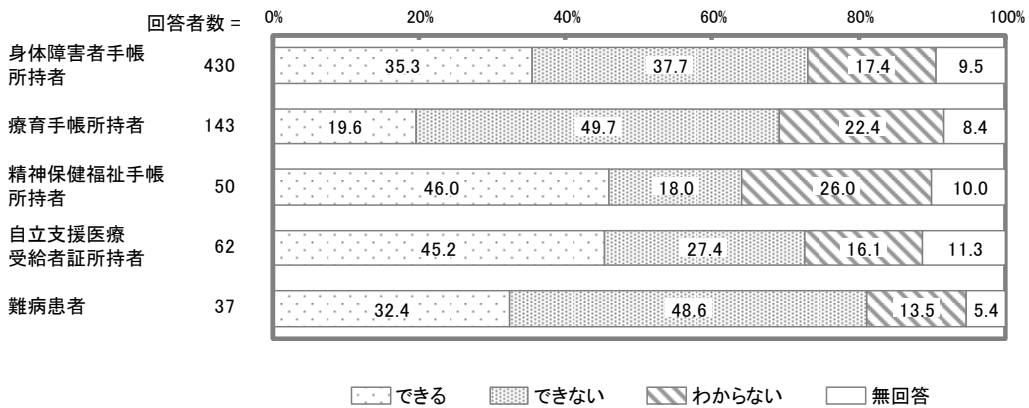
問 41 障がい者に対する市民の理解についてどのように感じていますか。(1つに○)



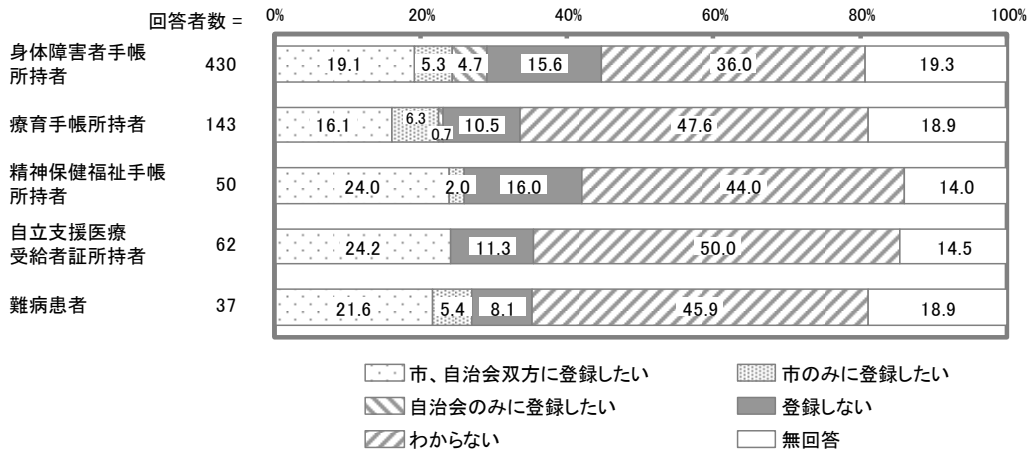
問 42 ふだんの暮らしの中で、障がいのある方への差別や偏見があると感じますか。(1つに○)



問 43 あなたは、地震などの発生時に、自力で避難することはできますか。(1つに○)



問 44 地震などの災害発生時に備えて、市、自治会で管理する災害時避難行動要支援者名簿に登録を希望しますか。（1つに○）

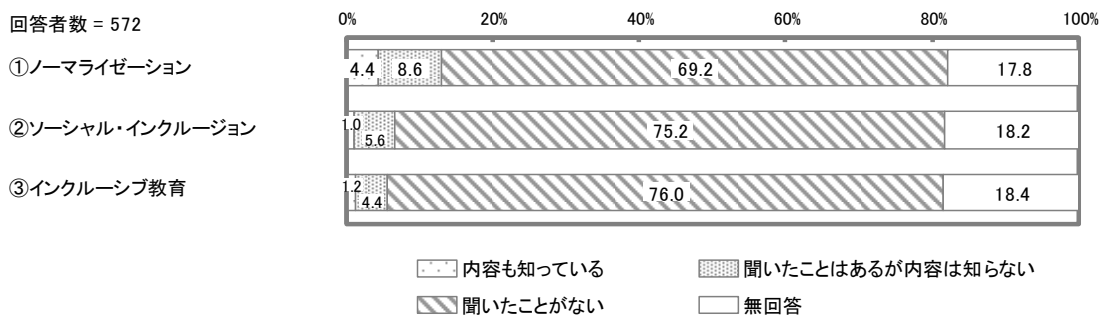


問 45 あなたは災害発生時に不安に思うことはありますか。（3つまで選んで○）

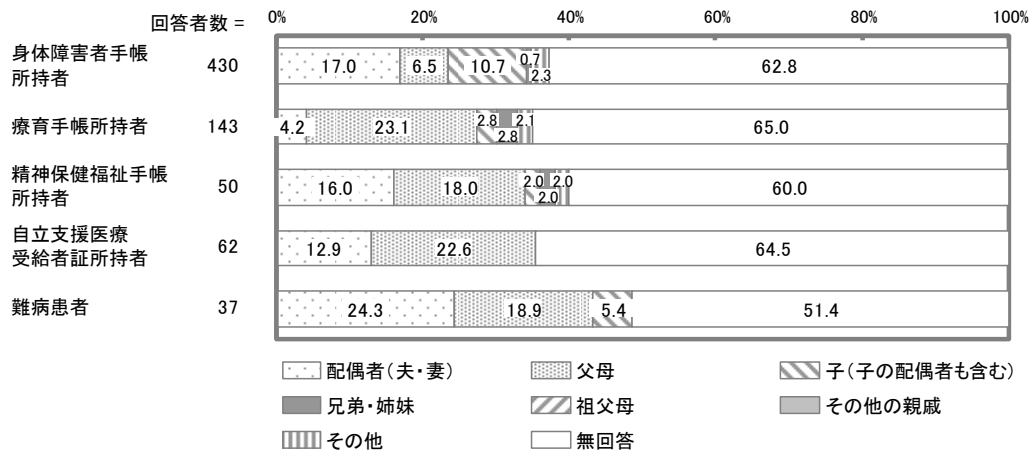
単位：％

区分	有効回答数(件)	避難する事ができない	自力で助けを呼ぶことができない	災害に関する情報を得るのが難しい	避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安	避難所で必要な支援を受けられるか不安	避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安	薬や医療的ケアが確保できるか不安	特に不安に思うことはない	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	430	10.2	12.3	8.4	27.4	26.3	23.7	37.2	12.1	2.1	20.2
療育手帳所持者	143	13.3	21.0	14.7	16.1	17.5	31.5	13.3	6.3	2.1	36.4
精神保健福祉手帳所持者	50	10.0	10.0	8.0	28.0	20.0	24.0	58.0	8.0	2.0	18.0
自立支援医療受給者証所持者	62	11.3	16.1	12.9	22.6	17.7	29.0	41.9	8.1	1.6	19.4
難病患者	37	10.8	16.2	2.7	37.8	16.2	24.3	56.8	16.2	5.4	13.5

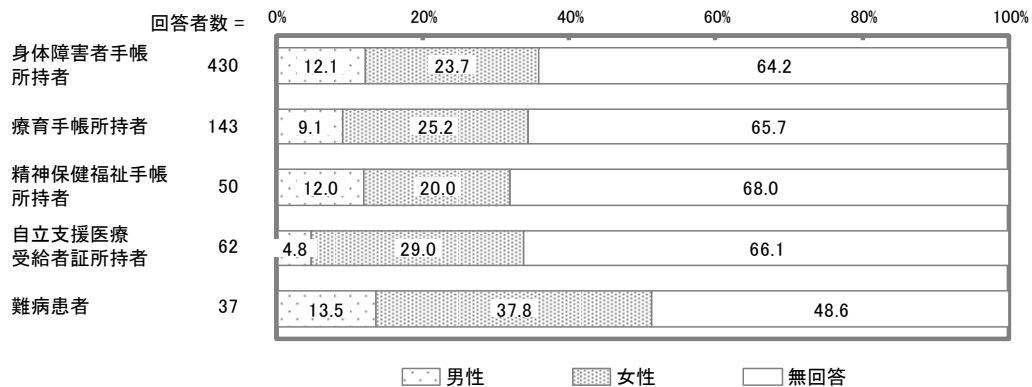
問 46 次の言葉を聞いたことがありますか。（それぞれ1つに○）



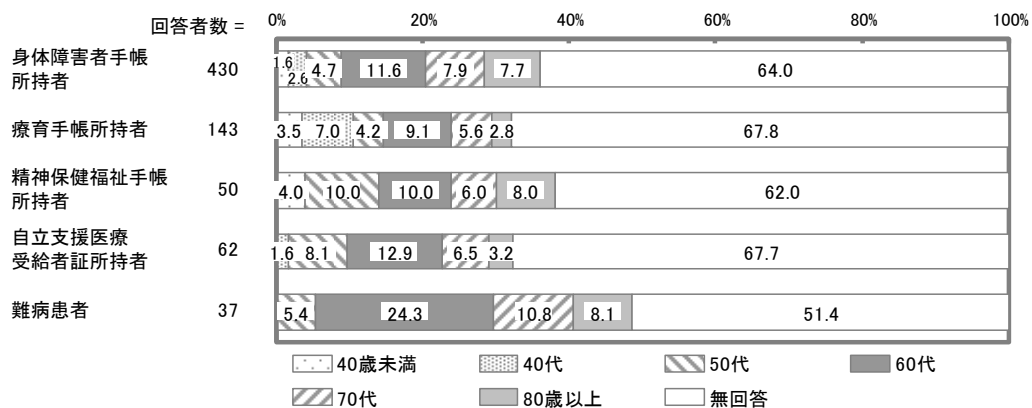
問 47 主に介護・介助をしている方はどなたですか。(1つに○)



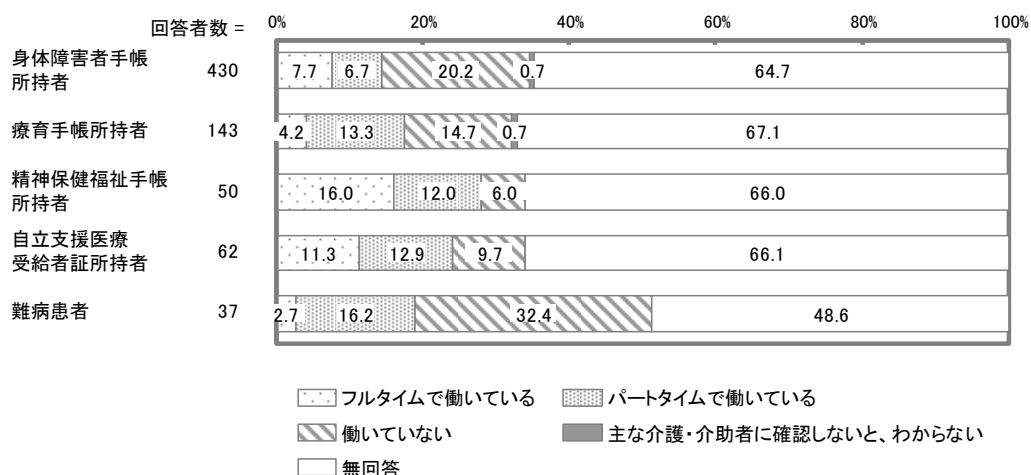
問 48 主に介護・介助をしている方の性別をお答えください。(1つに○)



問 49 主に介護・介助をしている方の年齢をお答えください。(1つに○)



問 50 主に介護・介助をしている方の現在の勤務形態をご回答ください。（1つに○）



問 51 介護・介助をしている方は、何か悩みや心配ごとがありますか。（3つまで選んで○）

単位：%

区分	有効回答数（件）	自分の健康に不安がある	常時見守りが必要で、目が離せないで、精神的に疲れる	家事や近所づきあいができない	自分の時間がもてない	病気や用事などのときに、助けてくれる人がいない	相談にのってくれる人がいない	介護・介助の指導をしたり、かかる	介護・介助に経済的な負担がかかる	将来、自分が介助できなくなった時のことを不安に思う	特に悩みや心配ごとはない	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	430	20.2	4.7	0.9	6.7	5.6	0.5	7.9	17.7	4.0	0.5	66.3	
療育手帳所持者	143	14.0	5.6	1.4	3.5	2.8	0.7	2.1	21.0	2.8	—	69.2	
精神保健福祉手帳所持者	50	18.0	6.0	—	4.0	6.0	2.0	8.0	26.0	2.0	—	66.0	
自立支援医療受給者証所持者	62	21.0	6.5	—	3.2	6.5	1.6	8.1	22.6	4.8	—	66.1	
難病患者	37	37.8	8.1	—	13.5	5.4	2.7	16.2	35.1	2.7	—	48.6	

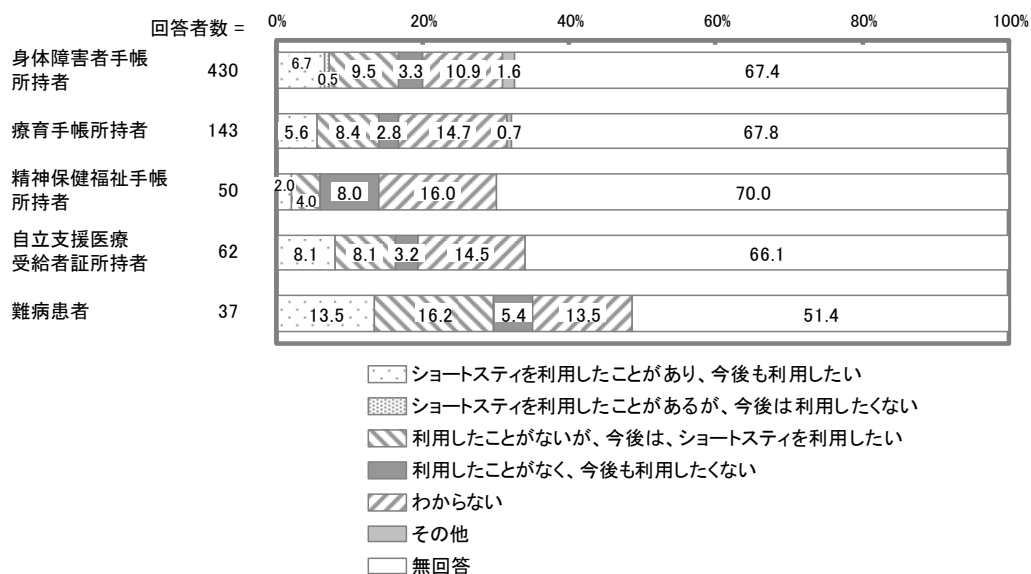
問 52 日常の介護・介助の中で、他の人に代わってもらえると助かることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

単位：％

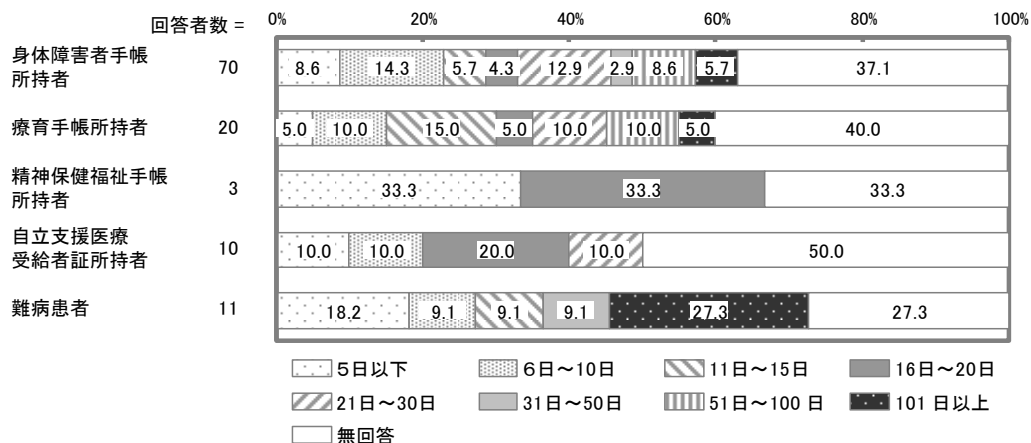
区分	有効回答数 (件)	食事の介助	食事の支度や後片付け	トイレの介助	着替えの介助	入浴の介助	掃除・洗濯・炊事などの家事
身体障害者手帳所持者	430	2.3	5.6	4.4	2.8	6.3	4.9
療育手帳所持者	143	1.4	4.2	1.4	0.7	4.2	3.5
精神保健福祉手帳所持者	50	—	4.0	—	2.0	2.0	8.0
自立支援医療受給者証所持者	62	1.6	11.3	4.8	1.6	3.2	8.1
難病患者	37	5.4	8.1	8.1	2.7	13.5	5.4

区分	室内移動の介助	買い物	外出時のつきそい	外番、外出、外泊時の留守番	特にない	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	1.9	4.7	7.0	4.9	11.4	0.9	68.6
療育手帳所持者	1.4	4.9	7.0	5.6	16.1	1.4	69.9
精神保健福祉手帳所持者	—	12.0	6.0	4.0	16.0	—	68.0
自立支援医療受給者証所持者	—	8.1	8.1	4.8	12.9	—	71.0
難病患者	5.4	5.4	5.4	10.8	18.9	2.7	51.4

問 53 介護・介助者が緊急の用事ができたときや、介護・介助に疲れたときに、ショートステイ（施設への短期入所）を利用したいですか。（1つに○）



問 54 問 53 で 1、3 をお選びになった方は、ショートステイを利用する場合、年間に何日程度利用したいですか。



問 55 子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

単位：%

区分	有効回答数（件）	子どもの成長発育・発達の確認や病気の早期発見のための専門的な検診・検査機関	子どもの成長発育・発達について継続して相談できる専門的な相談機関	子育ての悩みについて身近に相談できる場	障がいを専門的に相談・対応できる医療機関	子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関	幼稚園・学校等において障がいの専門的な知識を有する職員	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	5	40.0	40.0	20.0	60.0	40.0	60.0	40.0	20.0
療育手帳所持者	19	47.4	47.4	36.8	68.4	68.4	52.6	5.3	15.8
精神保健福祉手帳所持者	1	—	—	—	—	—	—	—	100.0
自立支援医療受給者証所持者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
難病患者	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問 56 学校等での生活についてはどのようなことを望んでいますか。(3つまで選んで○)

単位：％

区分	有効回答数(件)		保育士や教師の就学相談や進路相談などの相談体制を充実させてほしい	保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの特性・状態にあった指導をしてほしい	学校等での介助・支援体制や障がいに配慮した施設の整備を進めてほしい	障がいの有無にかかわらず、学べる環境整備を進めてほしい	まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流の機会を増やしてほしい	放課後に子どもを預かってくれる場所を整備してほしい	その他	特に希望することはない	無回答
身体障害者手帳所持者	5	20.0	40.0	40.0	40.0	20.0	—	20.0	—	20.0	
療育手帳所持者	19	47.4	57.9	26.3	15.8	15.8	21.1	—	5.3	15.8	
精神保健福祉手帳所持者	1	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	
自立支援医療受給者証所持者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
難病患者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

問 57 学校教育終了後の進路について、どのような対策が必要だと思いますか。(主なもの3つまで○)

単位：％

区分	有効回答数(件)		就職先での差別や偏見をなくす対策	一般企業等への雇用促進・職業開拓	就労の充実	福祉的就労(施設での生産活動等)の場の充実	レクリエーション・学習などの日中活動ができるサービスや福祉施設の充実	一貫した相談支援体制の構築	教育から就労・福祉等につながる	障がいがあっても問題なく過ごせる環境整備	次のステップへの移行や再挑戦ができる仕組み	継続して支援をしてもらえる仕組み	就職した職場に定着できるように	その他	特にない	無回答
身体障害者手帳所持者	5	—	20.0	20.0	20.0	—	40.0	—	40.0	—	40.0	—	20.0	20.0		
療育手帳所持者	19	10.5	42.1	36.8	21.1	21.1	26.3	—	36.8	—	5.3	21.1				
精神保健福祉手帳所持者	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0			
自立支援医療受給者証所持者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
難病患者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

◆自由記載【原文のまま掲載】

①福祉サービス全般

- ・市役所内の対応が数年前と比べると親切になってきたように感じます。それぞれの窓口に行くのが嫌でなくなり、日頃のみなさんの努力に感謝します。ありがとうございます。
- ・親が元気な間はよいですが動けなくなった後を市によりしく願います。
- ・恵那市から瑞浪市に移転しているが、恵那市に比べると瑞浪市のサポートはすごく少なく感じます。もっと多くのサポートを入れてほしい。
- ・健常者でも本人が調べないとわからない制度などが多くあると聞く。対象者であっても本人がそれを知り申請しないと受けられないというのは基本的人権が守られているとは思えない。市民の生活を把握し、その人に合う制度があれば市から当人に案内し、すすめるのが税金を徴収して運営している機関の責任であり、公僕である者の義務だと思う。障がい者だということを把握している以上それに対する支援や案内は市からきちんとしてほしい。1人1人がどのような状態かを特に高齢の1人暮らしや認知症の人、そして障がい者については把握して、どんなことなら援助してもらえるのか、どんな制度をどのように利用できるのかを教えてください。知っているものだけが得をして、知らない者は損をするような不公平を自らがつくり出すような状態はやめてほしい。
- ・市は障がい者支援のみならず充分配慮できていると思う。特に市役所の対応は他と比べ特によい。指導が行き届いている。感謝している。
- ・子どもはまだ5歳ですが、今までにもいろいろな支援をしていただき、相談できる場所もあり、とても過ごしやすくていただいています。今回は、もう少し先のことなので、「わからない」ことが多いですが、今からこのような計画をしていただき、子どもが大きくなった時に安心できるまちづくりが実行されているとうれしいなあ、ありがたいなあと思っております。ありがとうございます。
- ・これからも精神的に安定した生活を送れるよう支援の方よろしくお願い致します。
- ・子どもを中心とした医療、福祉、教育、職場という環境を整えることが大切だと思います。情報の一元化で成長にあわせたサポートづくりをしてほしいと思います。
- ・福祉課の職員の方にはいつも親切な対応をしていただき感謝しております。現在はほぼ満足していますが、ここに至るまで制度とかサービスとかを知る術がなく、なかなか上手に利用することができませんでした。もっと早く知っていたらということが多々あったので、もっと利用すべき人が簡単に利用できるようなとうれしいです。いつもありがとうございます。
- ・郵便物が福祉課からであるのをあからさまにわからないようにしてほしい。配達員や近所へ障がいがあることを公表しているのと同じなので、違う市では、わからないよう、配慮してあるところもあります。
- ・母の障害手帳（精神保健2級）の有効期限が平成29年3月31日までになっているのでこのままでよいかわかりません。何か通知がきているのか週1回しか実家に来られていないので確認もれがあり見過ごしてしまったかもしれません。

②将来の不安

- ・今は元気ですけれど今後はどうなるか。
- ・途中から瑞浪市に住むこととなりましたが、福祉課の方たちも優しく、いろいろ教えてくださいましたので不安を感じることはあまりありません。介護者が病気になったり面倒がみられなくなったりした時にどうなるかわからず不安に思います。いざという時のためにショートステイも利用してみましたが、本人がすごく落ち込むのでかわいそうで利用できずにいます。施設を利用していないといざという時の受け入れがむずかしいとも聞き、どうしたらよいかわからずにいます。
- ・今のところ何とか自分でやっていますが、将来は不安です。どなたかの介護・介助のお世話になることになるとは思います。

③生活環境

- ・私は股関節手術のため4級の障がいを持つのですが、現在はまったく問題がなく、自分が障がい者であることを忘れていますが、疲れやすく、長い徒歩は困難なこともあります。それ故これらの問いは他人ごとのように感じてしまうのです。個人的には91歳の母がヘルパーさんにお世話になっています。一つ思うのですが、普通の人カーマなどで車に貼る障がい者マークを買って駐車場で駐車の際取ったり、貼ったりして利用されている様子を見るとわり切れません。もっとシールを買う時は何か障がい者の証明書を見せてしか買えないようにしてほしいと思っています。
- ・私は両股関節の手術で人工関節です。無理をしなれば15～20年もつと言われていました。でも車椅子の人は私よりもっと大変だと思います。バリアフリーが増えると車椅子の人も杖をつけて歩く人も少しは楽になると思います。障がい者シールが自由に買えるので駐車場の障がい者用に健常者の人が堂々と止めています。シールの売り方も考えていただけたらと思います。
- ・住んでいるアパートに手すり等を付けたいが、付けると元に戻すのにお金がかかる。
- ・昨年冬の寒さで温水器、自家水道（モーター焼け）が壊れているので、古いモーターがあつたら知らせしてほしい。浄化槽のくみ取りや点検に必要な費用がかかる。（一人住まいで透析のため使用回数が少なく、

低所得で苦しい。)妹も73歳となり、妹が世話できなくなると、どうしてよいか心配。透析は週3回で送迎していただき感謝しています。

- ・視聴覚障がいの方が、駅のホームから落ちたとニュースで聞く度に胸が痛みます。瑞浪駅にも転落防止の策を考えていただきたいと思います。特に七夕まつりの時は大勢の利用客がいるので、障がい者の方は危険を感じていないでしょうか。
- ・なぜ次々と商業施設が少なくなってきたのかがわからない。アミューズメントを増やしてほしい。
- ・駅裏に障がい者用の駐車場を増やしてほしい。
- ・もっと障がいの人のことを考えてほしい。障がい者の行く場所、施設を増やしてほしい。
- ・かつて行政の都合により通所していた授産所が閉鎖された経験があり、次に進めなくて主に住宅なのですが(今は)障がいがあっても本人の希望もあることもあり地域の中での生活を第一に考えます。その地域の中での唯一の社会資源の活用が増えるのならばともかく、なくすということだけは公共の場ではしないでほしいと願うところです。
- ・オストメイトトイレの設置を要望します。
- ・交通インフラが弱い、ガス、水道が異常に高いなどの基盤の改善。上記が改善されれば健常者にとっても障がい者にとっても住みやすくなり税収も増えるのではないのでしょうか。
- ・現在一番悩んでいることは、運転免許返上のことです。高齢者の交通事故増加で車の運転を止めることが社会的風潮になっています。次の免許更新は90歳になるので更新はしないことにしようと考えていますが、日常の買い物、通院などをどうしたものかと悩み迷っています。市として何か対応策をお持ちでしょうか。
- ・みんなの目が怖いのでまったく外へ出られない。十年以上病院へ行けないので親が薬を病院へ取りに行っただけで飲ませています。
- ・介護者にもしものことがあったら面倒みる人がいなくなるので、車は手離しました。一番困っているのは、買い物です。スーパーは遠いし、介護用品は大きくて重いし、歩いていくにはとても無理です。タクシーを使うしかありません。駅の近くでは必要な物が調達できず、食品も含めて市外へ(多治見、恵那)電車を使っていると聞きました。年寄りには、体力、時間に限りがあります。瑞浪を住みやすい場所にしていただけたらと思っています。

④居宅サービス

- ・一人暮らしの障がい者に対して、もっと積極的に会いに行き、助けてあげてほしいです。
- ・忙しいことと思いますが、月に1度くらいは様子を見に来てほしい。声が出せないから電話はできない。
- ・介護介助者は介護を受ける人の状態に合った方法で丁寧な行いができる人や体の状態を丁寧に聞くよう努められる人が必要。
- ・介護が必要になった時のケアマネジャーの選び方がわかりません。父が昨年11月に亡くなったのですが、結局ケアマネジャーがいても、自分で施設を探し、連絡を取り、調整をはかることになり、何のためのケアマネジャーなのかわかりませんでした。また、自分の思いがなかなか理解してもらえず、心が苦しかったです。親の思いに寄りそえるような介護をするには、どうしたらよいのか、誰に相談したらよいのか悩みました。介護する側の心のケアにも配慮してもらえたら、うれしいです。

⑤交通・外出支援

- ・病のため、本人は車に乗れず、家族所有の車もないため、コミュニティがたよりでしたが人がなくなりつつある方向で困ります。
- ・送迎なしでは生活できない。交通手段がない。自立したくてもできない事情も多いです。
- ・親の意見ですが、現在就職でき通勤のことで心配があります。本人にてんかんがあるため、車や自転車に乗れず自宅から駅まで(距離が5km程あるため)の交通手段(通勤時)現在は家族の車で行っています。通勤時間帯にバスが通っていないので、今は親が送り迎えできますが、親が年をとってくるとそれができず働きに行くことができなくなるのでは、と今から少し不安になります。通勤のために何か支援が受けられるとよいです。
- ・今後年齢がかさむとともにバスだけでなくタクシーも利用させていただくと思いますので、タクシーの格安料金制度などもつくっていただくと非常によいと思います。老人のための利用期間の拡充とその場所に行ける交通機関の利便性等の充実を図っていただきたいと思います。
- ・タクシーの助成を2.3級にも増やしてほしい。病院の通院が無料で助かっている。
- ・障がい者がひどくなって自分で運転できなくなった時タクシーなどの運賃をもう少し安くしてもらいたいです。
- ・身体障害者手帳の1級を持っています。一つ疑問に思うことがあるので書きます。電車やバスなどを利用する時に、介護の必要な人がいたら半額になります。それは、それでよいと思うのですが、私のように内部障がいの場合は、1人でも出かけられるので、その時に電車の場合は何km以上でないで半額になりません。そういう時にでも、半額になる制度になったら、もっといろんな所に出かけられるのと思っています。いろいろな方がいると思うのですが、病院の先生の診断書が必要なものでどんな障がいかわかると思うのですが、これからは障がい者が生活しやすい市にしてください。

⑥経済的支援

- ・生活費をもう少しなんとかしてほしい。
- ・年金が少ないため生活がむずかしい。

- ・施設に入所したくても年金ではまかなえないと思う。充実した支援と援助が必要だと思う。

⑦情報提供、相談支援

- ・住みなれた瑞浪市で住むためにどうしたらよいか考えた時に相談にのってもらい生活するための費用も心配になる。
- ・いつでも相談できる窓口が開いていることが幸いに思います。これからも何かとお世話になることと思いますが、よろしく願います。
- ・最近私たちに対して間違ったことを言う人がふえてきていることが多い。正しいことを言うようにしてほしい。市民を守る人が特に多い。
- ・障がいの程度は様々で、一人一人に対して異なるので、対応が大変だと思うが、こちらからすると、どういうサービスがあるのか明確ではなく、「あるのかないのか」「あるけれど使えないのか」がわからない。役所というのは、「問い合わせに行かないと、サービスについて知ることができない」と感じる。障がい者に「サービス一覧」みたいなものを毎年送付する等のサービスをするのはどうか。そうすれば「知るきっかけ」としては与えられる気がする。
- ・いつも、市役所福祉課の方、デイサービス等のコーディネーターの方には大変お世話になっております。いつもありがとうございます。現在、息子が中学部（支援学校）3年生です。高等部を終え、支援学校を卒業してからが親として不安でいっぱいです。今後とも、いろいろと相談にのってもらえたらと思います。よろしく願います。
- ・息子が職場でパワハラを受け、心身を傷つけられた時、瑞穂市役所内で相談に応じてもらえる所がなかった。多治見に連れて行くには、電車とバスかタクシーでその金銭余裕も体力の余裕も親子にない時に、助けてもらえる所がなかった。人権擁護委員会もなく、それに代わるところもなく、多治見に電話相談しても、心ない対応で更に傷ついた。自分でインターネットで探せない人はどうするのですか。探せても行く体力がない人はどうするのですか。市で対応できないからと他に丸投げするのは、無責任です。非情です。

⑧家族介護・老老介護

- ・老老介護世帯の増加について。
- ・老老介護の場合や介護する方が病気の場合の援助に力を入れてほしい。高齢化に対するの対策、設備を充実してほしい。

⑨生きがい・趣味

- ・障がいの人でも、結婚相手が探せるコーナーをつくってほしい。（脳障がい、精神障がい）がある方、身体的障がい（軽度）の人ができるスポーツ、同じような人と、友達に会い、話しや外出等してみたい。本人と同じような人と交流したい。

⑩医療・医療費

- ・充実した支援をいつもありがとうございます。医療費の援助や災害時の薬や医療的ケアの確保を今後もよろしく願います。
- ・小児医療の充実、夜間急病の場。電話するがすぐことわられる。小児リハビリ施設が少ない。瑞浪市はないため県病院に紹介状を持って行くが市外はダメだしをされます。
- ・病院が嫌いで、行くことを拒否。今はどこにも通っていないが、本当に動けなくなったら、どこの病院なら訪問していただけるのか知りたい。

⑪施設サービス

- ・中年で障がいが出た者に対して、運動訓練してくれる施設がなく困っています。老人施設へ入所しているため。
- ・デイサービス施設によって、職員のスキルの低さが目立ちます。施設長等にご指導いただけると、よりサービスを利用したいと思えるような施設であってほしいです。利用者側からのお願いです。
- ・重度障がい者のグループホームをつくっていただきたいと思います。親が高齢か亡くなった場合、施設入所になります。親が亡き後、ありがたいことですが、中身を知っている私たちは人間らしい生活を送るにはグループホームが最適だと思います。重度障がい者は自分では何もできないので無理かと思われグループホームの仲間には入れません。でも、何もできない障がい者でも入らせていただけるグループホームを社会にいつかはつくっていただきたいと思います。
- ・親亡き後に面倒をみってくれる場所がない。先が見えない。障がいのある人が家族にいない人たちには、この気持ちがわからない。老人ホームばかりつくっていないで、障がいのある人たちが最後まで幸せに平和に安心して生活できる場をつくれ。自殺しろというのか。市はもっと動け。瑞浪市何も変わらない。もっと考えてほしい。
- ・施設、デイサービス利用費をもう少し安くしてほしい。
- ・今はよいのですが、動けなくなった時、入所する所、少しでも安く入れる所ができることを望みます。
- ・現在脊髄小脳変性症の病人二人を介護しておりますが、いつかは施設に入所しなければいけない時期がきます。市の施設で用意して入所できる所があるとありがたいです。
- ・障がいを持つ親族の一番心配なことは本人（障がい者）が1人残された時の生活の安定です。行政機関の施設等の整備をお願いします。

- ・保健士さんに話しを聞いてもらえたり、手当てがあつたり、サポートしていただけることもある一方で県外でも県内でも障がい者支援に大きく差があるようで、病院・学校のことを考えると引越した方がよいのではと思うことがあります。官民と分けることなく個人に合った福祉施設の紹介をしていただけると助かります。

⑫就労

- ・障がい者の働く所を増やし、環境を整えてほしい。
- ・障がい者が安心して働く場所をつくってほしい。
- ・障がいの人たちの給料の金額を増やしてほしい。
- ・長年勤めて来たのであまり不満はないです。自己の考え方や年長の人たちに相談して18歳～67歳まで同じ場所ではなかったけれど自己の努力もあったと思う。ただ年金のわりにたくさんいろいろ給料から引かれていたと思います。
- ・僕が瑞浪市役所社会福祉課へ相談に来たことを、現在通っている就労継続支援A型事業所のサービス管理責任者の職員さんに話してほしいこと。市役所の職員さんの異動が、度々あるのであまりかわってほしくないです。
- ・今は親の介護などがあり仕事ができないがいつかはしたいと思う。その時が、40代か50代かわからないが若者は支援があると思うがこの年だとあるかどうかかわからないし、不安に思う時がある。僕の病気は予後不明なので気持ちとしては治りたい、治したいと思うが、もし治らないのであれば判断をすることについてアドバイスする人が将来的に必要なと思った。
- ・福祉就労で得られる収入が少なすぎるので、今は、私も主人も働けるので大丈夫ですが、定年した後の息子のことがとても心配です。
- ・精神保健福祉手帳を持っていますが、瑞浪市内で使える場所が少ないです。就職先を探す手伝いをしてほしい。

⑬自立・自助

- ・高齢になり2人暮らしは支えがあり、今は問題ないと思います。いずれ何が起きるかわかりませんが起きた時は時だと思っています。その折はよろしく。足の不自由や痛みは整形外科へ通っています。今は自分で運転しています。何とか生きていますのでご心配しないでください。迷惑かける日も来ると思います。よろしく。
- ・いろいろ大変ですがなるべく人に迷惑かけないように努力したいです。
- ・去年ペースメーカーをとり付け身体障がい者になりました。見た目は健常者と何も変わりませんので仕事も続けさせていただいております。なるべく医療機関にお世話にならないよう皆様の税金で成り立っていることです。健康に気をつけて、助けていただいた命を大切に自分でできることは自分で。瑞浪市にとついできてよかった。感謝です。

⑭障がいへの理解・啓発

- ・障がい者は精神障がい、発達障がいと思われる風潮を正すべし。
- ・瑞浪市にはまだまだ差別や偏見が多くあります。障がいがある人がいることは普通であるという町になってほしいと思います。昔からある古い地域に住んでいる人ほど差別や偏見を持っているように感じます。人権教育がなされてもそれはうわべだけのようです。中学生が車椅子に乗った人を追い越す時に、ためいきをついたり舌打ちしたりすることがありました。社協に車椅子を寄贈すれば福祉活動だと考える今の学校活動には疑問を感じます。
- ・この3月まで市内の高等学校に通っていましたが、学校関係者に障がい者差別解消法に対する理解が進んでいない現実があり、バリアフリー等の整備よりも健常生徒に対する利益を優先する意識がまだまだあるように感じました。障がい者はマイナーな存在で優先順位も低くなりがちなので法整備と並行して行政の指導、説明等を強化して意識を高めてもらう活動が必要だと思います。

⑮アンケート調査

- ・個々の意見要望がどこまで受け入れてもらえるか楽しみです。
- ・このアンケートで自分の22年間の介護の大変さを思い出し、自分に介護がんばったねと心で言いましたが、本人の夫は、私以上にっらい日々を送っているのだと、上を見たらきりがなく、22年間の間、いろいろな方(病院の先生、看護師さん、ケアマネジャーさん、施設のスタッフさん等)、福祉の支援体制、ありがたいなと感じたことも多々ありました。施設のスタッフさんが人数不足で大変だなと今は思うばかりです。
- ・このアンケートで何か具体的に新たに対応されるのでしょうか。情報について(同じ病気の人との交流など)。医療機関への常通は絶対対応願いたい。(月1回)
- ・アンケートの集計結果を市報か福祉だよりに掲載してください。
- ・今回のアンケートについて、先のことと考えていたので回答に悩みました。もう少し具体的な質問だとよかったです。利用したいか。現在は、したくないと思っているし、しない方向でいきたいと思っても人生何かあるかわかりません。その時利用したくないと言っていたのに利用しなければならなくなった時のことを考えると、難しく考えているのでしょうか。アンケートと思っても簡単には答えられない気もしています。ジャンル別で障がいの違いから質問も細かく考えるべきだと思います。利用する気になるような充実した施設や設備が整ってくれることを願っています。この先のことを考えると不安で仕方がないです。金銭的なことが大きいですが持ち家があっても死ぬまで安心とは限らないですから、もっと福祉が他市、他県よりも恵まれていると言われる

よくなることを願ってしまいます。期待しています。

- ・ 病院に入院中なので、1日1日精神的に変化しますので、アンケートの答えができません。
- ・ お世話になっています。ありがたく思っています。今後ともよろしく願います。アンケートは代理で答えたいと思いましたが、事故により話をしたり、歩いたりできず、すべてを病院の方々のお世話になっています。自分からは意思表示などできません。
- ・ アンケートの内容で記入できないものがたくさんあり、未記入のまま提出します。すみません。
- ・ 今回のアンケート調査に関しての感想です。私は89歳の姑を介護している者です。アルツハイマー型認知症と重度の糖尿病、高血圧症及び膝関節に障がいがあり1人で外出することできない姑と一緒に暮らしております。今回のアンケートはあまりに曖昧でどんな方法で何に反映されるのか疑問です。
- ・ 高齢のため介護保険を利用しています。アンケートに答えづらい部分がありました。
- ・ 障がい者である小生たちに市役所の皆様方より御理解あるアンケートいただきありがとうございました。感謝致します。
- ・ ペースメーカーをつけて日が浅いので自分のわかっていることだけ書きました。

⑩療育・教育

- ・ 園では加配の先生をつけてもらい、細かく見ていただいております。今後、小学校に入るので、またいろいろあると思いますが、ぼけつとや幼稚園などお世話になりながら進めていただきたいと思います。特別支援学校に入るので、下の子の幼稚園入園をできたら優先してほしい。(学校の時間が短い。バスの迎えがある。付き添いがあるので、なかなか働けない。)介護優先にはならないのですか。
- ・ 支援学級の担任には特別支援学校教諭養成課程を修了した方を当ててほしい。軽度の知的障がい者だが「私は免許をもっていないので理解できません」と支援学級の担任に言われ絶望した。今は支援学校での生活に安心している。
- ・ 瑞浪市は特別支援学校が充実していて、知的、自閉の子どもたちに合わせた学習内容で、とてもよいと思う。高校(普通)にも特別支援学級をつくってもらえると、もっとよいと思う。瑞浪市内にぜひつくってほしい。就職先(A型、B型)がもっと増えるとよいと思う。瑞浪市にも、もう少し増やしてほしい。
- ・ できるだけ普通の学校を卒業させる市の取り組みが、大切であると思います。子どもはみんな人間として生まれて来たので、大人が支援して、卒業できる仕組みをお願いしたいし、子どもだって大人を信用しているし、そのことについて、応えてあげられる市の愛ある充実した学校の開拓を、お願いしたい。
- ・ 学校、幼稚園の先生の障がい者に関する専門性の向上。
- ・ 幼稚園から県外で引っ越す時も、しっかり対応してほしいです。小学校が県外になります。(年長3月までいて、引っ越す時)発達テストは瑞浪ではできませんと言われましたので。

⑪その他

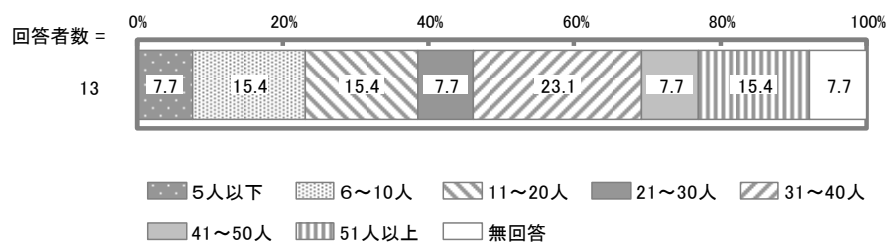
- ・ 今の市長は積極性が不足している。情けない。(前の市長は交流があった)
- ・ 障がい者もがんばっています。
- ・ お世話になります。できる限りがんばりますが、宜しく願い致します。
- ・ いろいろとお世話様になります。一年経てばまた身体も違ってきます。一生懸命がんばります。本当にありがとうございました。

● (2) 関係団体アンケート調査の結果

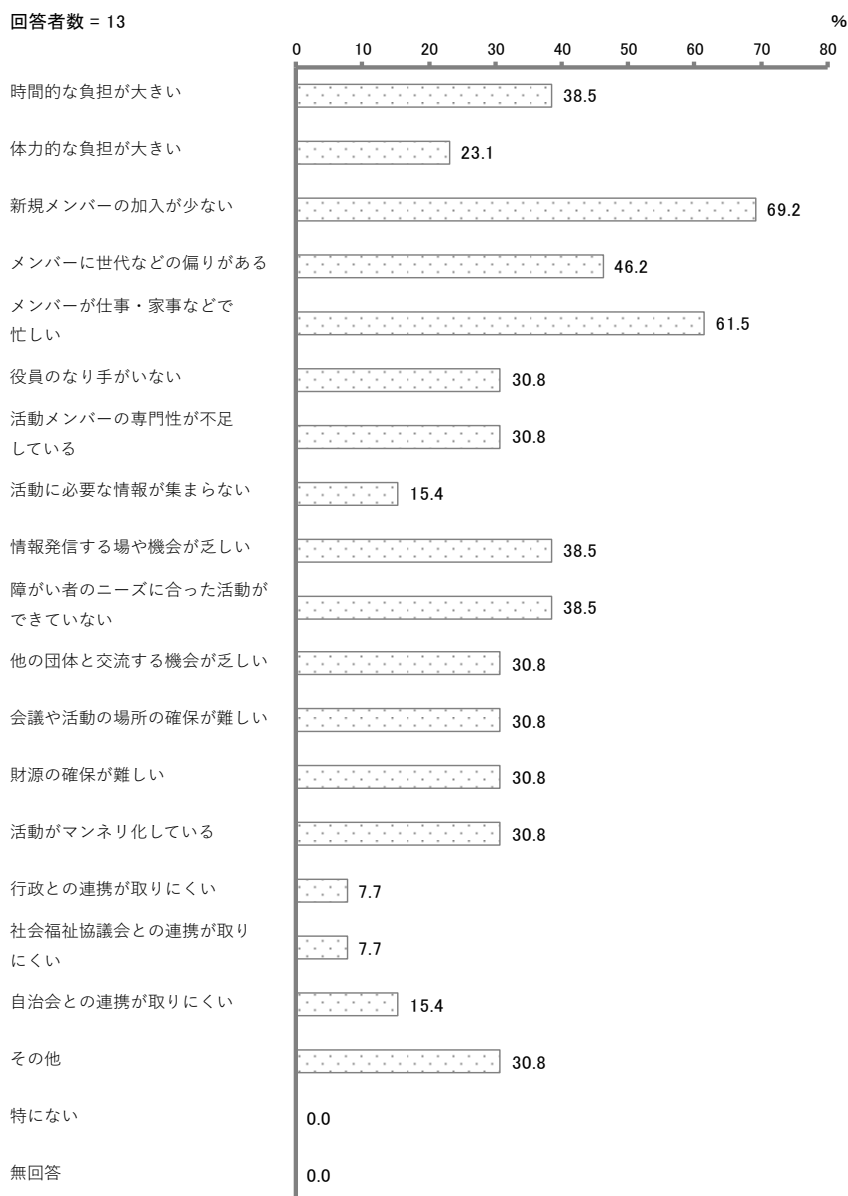
① 当事者団体・ボランティア団体

問1 貴団体はどんな活動をしていますか。(回答略)

問2 貴団体の構成員数を教えてください。

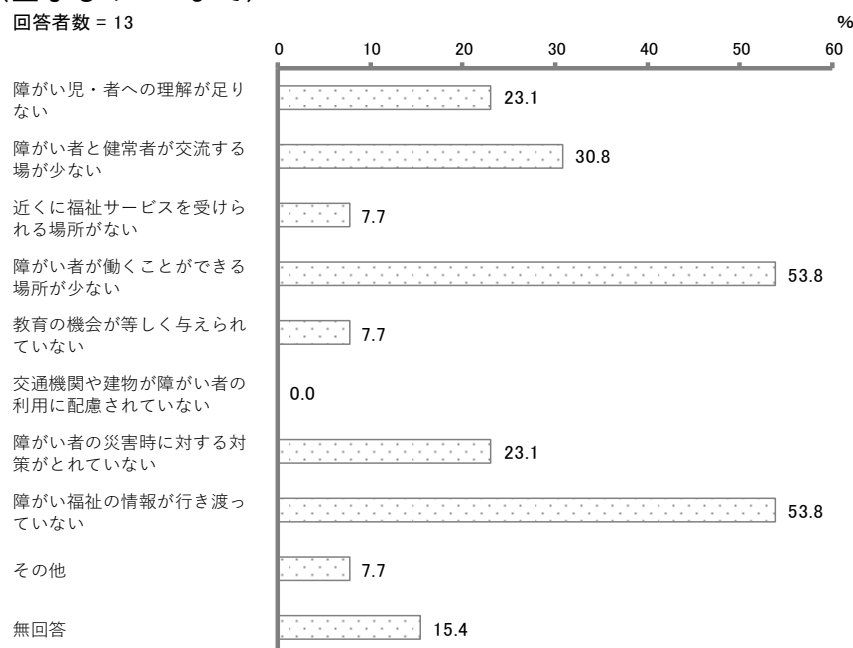


問3 貴団体が活動上で困っていることは何ですか。(〇はいくつでも)



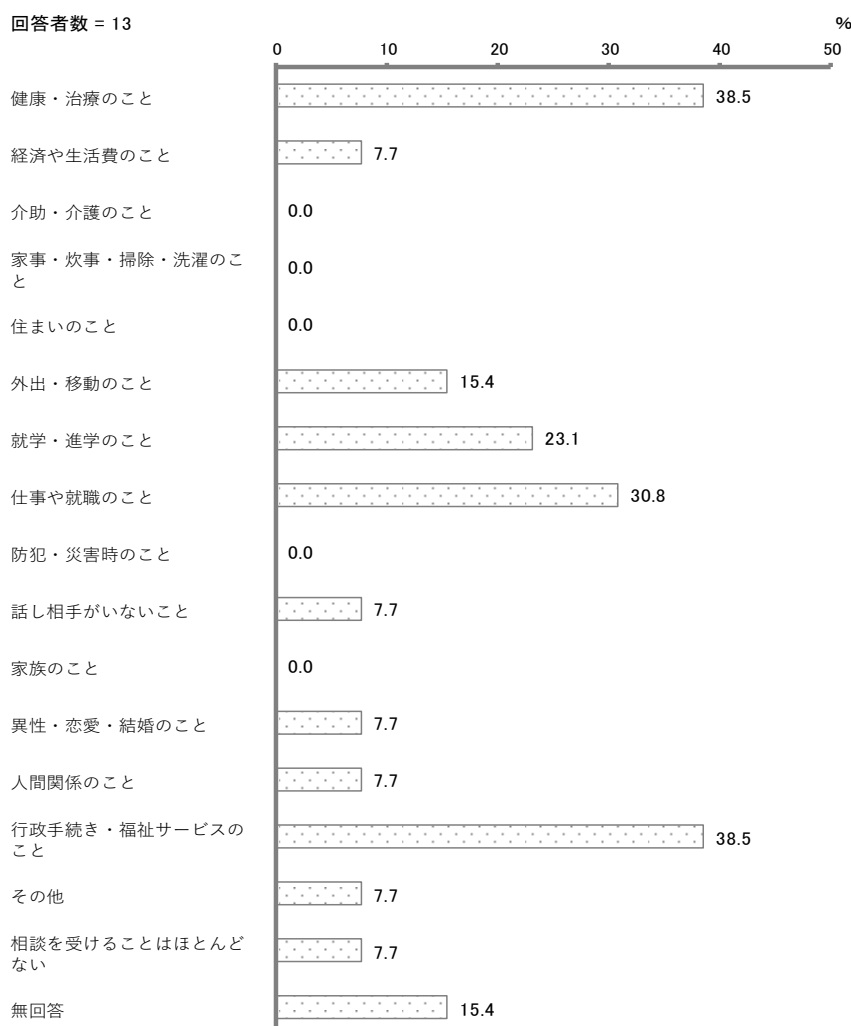
問4 ふだんの活動を通じて感じておられる地域の課題にはどのようなことがありますか。（主なもの3つまで）

回答者数 = 13



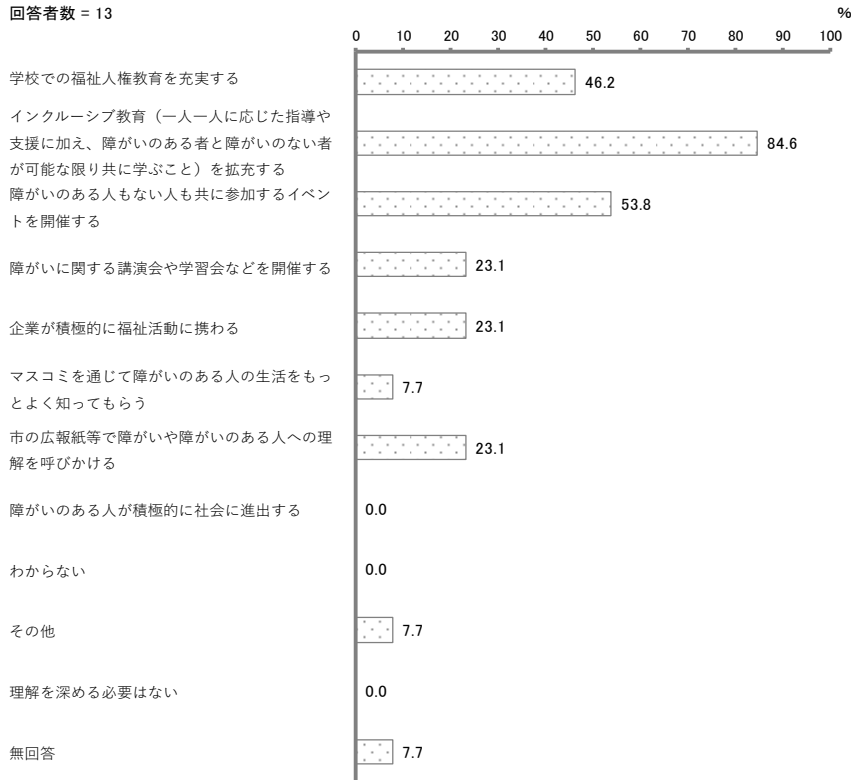
問5 貴団体が障がいのある人本人や家族から受ける相談はどのようなものがありますか。（主なもの3つまで）

回答者数 = 13



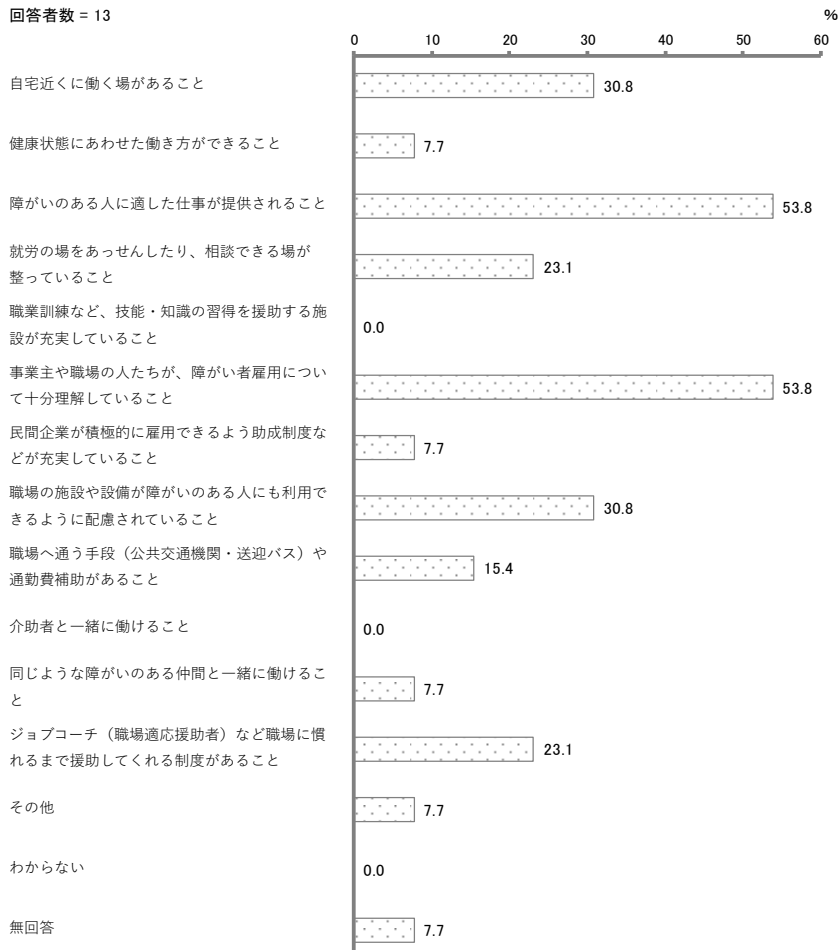
問6 障がいのある人への市民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。
(主なもの3つまで)

回答者数 = 13



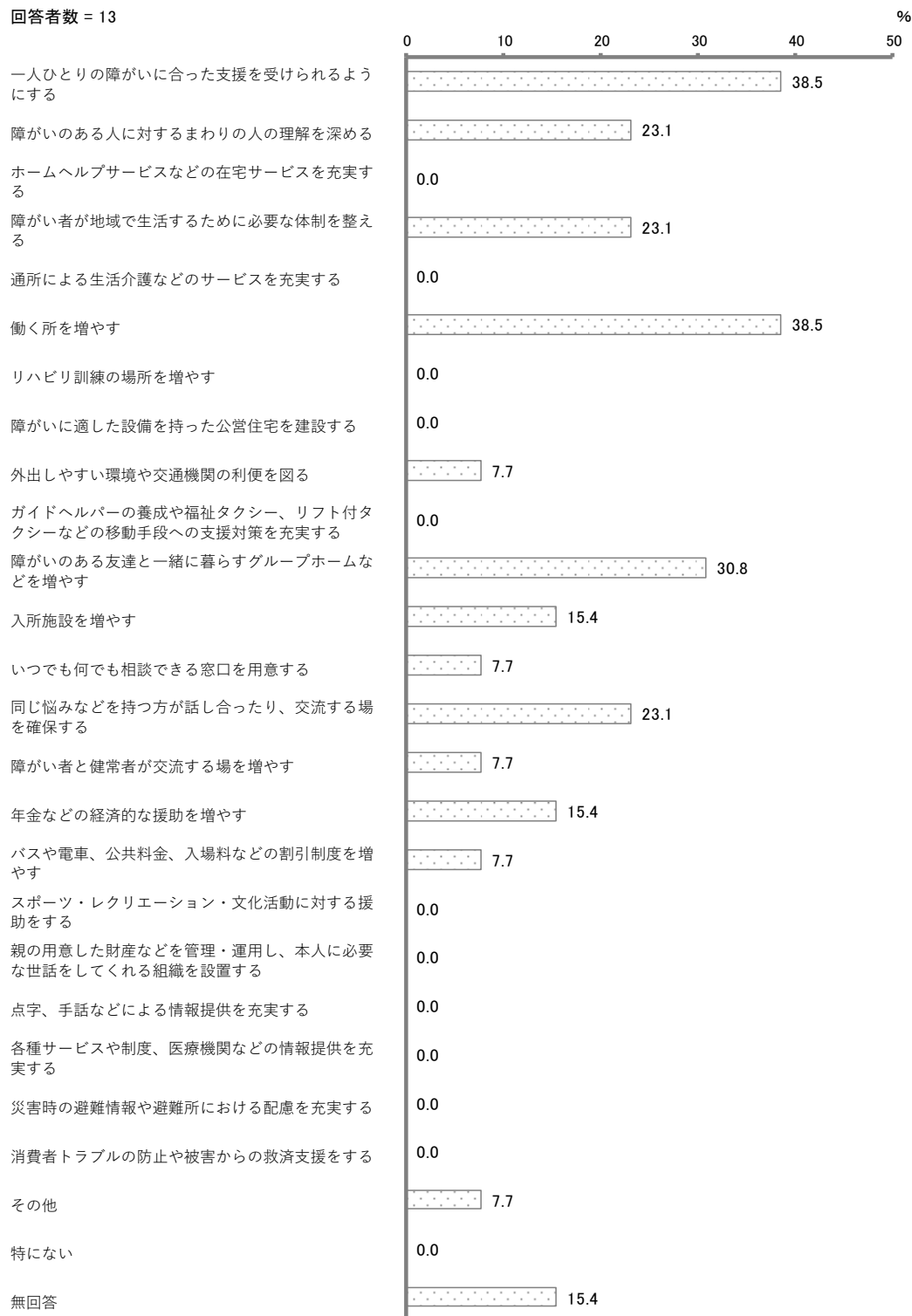
問7 障がいのある人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(主なもの3つまで)

回答者数 = 13



問8 これからの瑞浪市の障がい福祉では何が必要だと思いますか。必要だと思う内容に○をつけてください。（主なもの3つまで）

回答者数 = 13



◆自由記載【原文のまま掲載】

①保健・医療について

- ・バスの本数が少ないのでタクシー代がかかる(タクシー券が少ない)。
- ・障害のある人が医療にかかった場合、障害に応じて(特に車イス使用者)診療待合時間短縮を考慮するよう医療機関に指導してほしい。又、県病院での車イス再使用手続きの検診の待ち時間が長過ぎと聞く。要改善。
- ・市に対して求める。病院、保健所など、手話通訳者を設置してほしい。
- ・医療補助を高校生まで引き延ばしてもらいたい。
- ・専門的な治療やリハビリは、市外や県外にある病院に通い、風邪などの一般的な治療に関しては近くの個人病院に通っています。今のところそれで対応できていますが、県外までとなるとやはり負担は大きいです。在宅リハビリを土岐市にある病院から来ていただいて受けることもできますが、瑞浪市内すべての地域が対象にはなっていないようです。また、自閉症児専門のS先生が〇〇病院にみえますが、診察を希望する子どもさんが多いため、なかなか受診できず困っているという話も聞きます。新たに専門病院を…というのはかなり難しいと思いますが、現在ある病院に専門知識のあるお医者さんやOT、PT、ST他スタッフの方々が増えていただけると、安心して地域で暮らせると思います。
- ・市で、大きな病院は、東濃厚生病院しかないが、医師不足のために、小児科の入院ができなかったりしていると聞いています。イコール、難しい障がいを持つ人たちは、もっと病院にかかりにくくなっている気がします。お医者さんの確保、または訪問診療を行ってくださる病院があると助かると思います。
- ・自閉症の子供はなかなか理解されず、病院へ行った時におとなしく待つことや、暴れてしまうこともあるので、病院にそれを理解していただけないと、受診も難しくなります。病院によっては、拒否されることもありました。
- ・心の苦しさは薬で治らなくて、人との関係で治していくことを、当然のように言い合える地域になってほしいです。そのスタートはまず、保健・医療に関わる人たちが、その本質を見る目を持ち、人の回復する(自ら)力を信じる人であってほしい。
- ・重度の障害がある場合は、愛知県春日井市の〇〇しかありません。この〇〇も縮小の方向であるとのことです。将来に不安があります。

②生活環境・住まいについて

- ・障がいの人が気軽にに行ける団欒場所があると良い。そこで地域の人達とも交流し、障がい者に対する理解を深めてもらう。
- ・銀行などで視覚障がいのため書類記入できないのに書いてほしいと言われる。
- ・身障者の生活場所、就労場所を一体とし、各地に就労施設の増設を考えていただきたい。
- ・市内放送(タブレットみたいなもの)。
- ・字が小さすぎて見にくいので、スイッチを切る、置いたまま使えない。また、ランプも小さいので気づきにくい。
- ・字とランプを大きくしてほしい。
- ・瑞浪市では、どの市、他市よりも高くない。金がないかな。聴覚生活の人が頑張って生きています。でも恥ずかしいとは思っているか。
- ・現状のままでは、親がみられるうちは通所施設やヘルパーを利用しながら自宅で暮らし、どうしてもみられなくなったら選択する余地もなく入所。いきなり環境が変わることで、本人のストレスも大きくなるだろう、と想像しています。自ら選んだ住まいで安心して暮らすためには、圧倒的にグループホームや入所施設が足りません。新たな施設や選択肢を増やすには、例えば障がい者施設と高齢者施設の垣根をなくす等、新たな取り組みも必要ではないかと思えます。そういった新たな取り組みに向けて行政が率先して動いていただけるとありがたいです。
- ・バリアフリーを目指してみえますと思いますが、駅ひとつとっても、遠い所にエレベーターが設置してあったり(どの駅もそんなふうに感じました)、道路も、車いすを押してみると、やはり段差が気になって、動かしにくい所が多く見られます。外出しやすい街づくりを目指していただけると嬉しいです。
- ・地域で障がいの方が暮らすには、周りの方々の理解や協力、支援がなければできません。それが今、地域の方にあるのかは疑問です。
- ・障害者がアパートに一人で住むことはかなりハードルが高いと思えます。さりとてグループホームがどこにあるのか、というのが現実です。

③相談・情報提供について

- ・視覚障がい者は多くいるのに、音訳CDの利用者は5人だけです。他の人達はどうしておられるのでしょうか。今年、社協でCDのダビング機を購入していただき、9月よりCD録音をしています。一度に10枚のCDがダビングできます。現在利用者さんはプレクストークで聞いてみえます。市の方から障がい者の方にもっと情報提供をしていただきたいです。
- ・障がい者のみのサロンがあると、そこで障がい者同士で相談や情報の交換が出来る、また行きやすいと思

- う。
- ・ 障害者の親が高齢者になり、今後の障害者の生活について、親の貯えでどの施設なら過ごすことができるのか、施設紹介等具体的な試案を作成して、障害者親族の心の環境を良好にしてあげてほしい。
 - ・ 身体障害者手帳を渡すときには、岐阜県身体障害者福祉協会について説明していただき、協会へ紹介する同意書を戴きますよう、ご尽力をお願いしたい。
 - ・ 現時点では、学校など相談できる場となっているが、卒業後はどうなるのか、不安です。
 - ・ 現在私の家庭内では障がい児一人だけですが、今後親（祖父母）や自分自身（親）が介護が必要になる可能性があります。そういった場合に、まとめて相談できる窓口や、事業所があると、負担が減ると思います。
 - ・ 福祉サービスについて、障がい者手帳を取得した時には説明していただいています、それ以降は自ら調べて問い合わせなければならない状態です。年月が経つにつれ状況は変わるので、本当に必要としている方が受け入れていない可能性もあるのではないかと思います。
 - ・ 話に行くのが不安だったり、なかなか市役所まで足を運べなかつたりする方がいるかと思われま。昨年学校でやっていただいた、福祉サービスの説明会が定期的にあると、ありがたいです。
 - ・ 国の制度もいろいろと変わっていく中で、それぞれの障がいの方に合った制度やサービスなどの情報を知るには難しいです。
 - ・ 障がいがある人を助けるのは、専門のところや専門の人でないとできないという決めつけがなくなっていくように、誰でもできる（そういう面のほうが多いし、重要）ということを広めていけるといいと思う。
 - ・ 福祉課のみ。

④雇用・就労について

- ・ 障がい者を雇用する会社及び障がい者が通所する作業所が市内に増えると良い。
- ・ 障害者が職業についたとして、家族は通勤方法に支障が出ると思う。障害者用の就労施設の増設を図ると共に交通手段も配慮してほしい。
- ・ 働く場所が瑞浪市内でどのくらいあるのか。受け入れ定員なども不安なところもあります。働ける場所が確保されているのか。
- ・ 市内に就労先が少ないように感じます。商工会議所の方への働きかけ等していただいているとは思いますが、他市では障がい者施設に仕事を集中していると聞きます。また、市有地を障がい者施設に無償で提供したとの話も聞きました。それも、施設からお願いしたのではなく、市のほうから募集をかけ、手を挙げたいいくつかの施設の中から選んだとのこと。こういった一歩踏み込んだ支援をしていただきたいです。
- ・ ②の中で述べたあらたな取り組み（障がい者施設と高齢者施設が垣根をなくす等）は、働ける障がい者がその中で役割を持って働くことで、雇用や生きがいにもつながるのではないかと思います。
- ・ 最近、「農福連携」という取り組みについて新聞やテレビで見える機会がありました。瑞浪は農業をされている方が多いので、この取り組みに向いているのではないかと思います。うまく連携していくには、コーディネートする立場の方も必要とのことだったので、行政がうまくバックアップしていただけないかと思いました。
- ・ まだ少ないかと思えますし、どれくらいの求人があるのか全くわからないのが現状です。また、作業所等での職員さんの確保も大変だと聞いているので、障がいを持って働く大変さを感じます。学校で、いろんな作業をしているのに、ちょっともったいないと思います。
- ・ 瑞浪市に障がいの方が働く場所は少ないと感じます。企業だけでなく、公共の場での仕事を障がいの方と健常の方と共に働ける場所を提供していただきたいです。健常の方が関わることで、障がい者への理解も深まると思えます。
- ・ 生きづらさを抱えたまま、ただ働けばいいとは思わない。生きづらさを克服し、支え合っていける場が必要と思うし、あれば十分働ける人は多い。
- ・ 知的障害の就労はやはりハードルが高いので、福祉就労として、働ける場を増やしてゆけると良いと思います。

⑤教育・保育について

- ・ 教育 全員ろうあ者の徳のため高めるようお願いしたい。市の住んでいるろうあ者を知っているか。
- ・ 一人一人の個性を活かせる教育を望みます。
- ・ 共生社会の実現には、やはり障がい者に対する理解が必要です。兄弟姉妹や近所の子どもたちと接する中で、関わり始めた年齢が低ければ低いほど、障がい者に対するハードルも低いことを実感しています。居住地交流などを通じて、私たちも知ってもらう努力をしなければならぬですが、居住地区でも福祉教育を行ってほしいです。高齢者の方や車いすの方などに対しては行われているようですが、知的障がい者についてはほとんどされていないように思います。また、学校内だけではなく、ボランティア活動に参加したり、交流の一環として特別支援学校に来ていただいたりするのも、理解を深める一つの方法だと思います。
- ・ 保育の障がい児に対する受け入れは、以前に比べてとても充実してきたと思います。感謝です。教育は、先生方の専門性も問われてくるので、専門知識を持った先生の確保も大切かと思えます。
- ・ インクルーシブ教育、同じ学校の中に障がいのある方もない方もいる。子供たちの身近に障がいの方がいて、共に助け合って学ぶことができれば、もっと障がい者の理解もできると思います。小さな頃から障がい者とふれあうこと、健常者も障がい者も誰もが同じように一人一人その人たちに合った教育を受けることができる学校がほしいです。そして先生方にも障がいの方を学んでほしいです。

- ・学校や保育の現場で、先生たちが、マイノリティになる人たちをどのように見てどのように対応しているかがカギになると思います。尊重し、大事にしてくださいとところにその人の居場所はできるので、あまりにも分けること、特別な場をつくるのがベストではないと思う。
- ・現在の教育の中で、担任が1～3年で代わるということが当たり前になっていますが、知的に障害がある子どもは担任の先生に慣れるのに半年かかります。ようやくコミュニケーションが取れた頃に担任の先生が代わるのは、子どもたちがかわいそうです。やはり、1年～6年間は持ち上がりで担任の先生が変わらないことを望みます。

⑥障がいへの理解と交流について

- ・ヘルプマークや白杖を上にあげるポーズでヘルプを求める動作の理解が少ない。視覚障がい者には様々な場所で声かけしてもらい、わかりやすくことばで伝えてほしい。
- ・障がいへの理解を深める内容の授業を小学校から子供達に教えて行くと良い。障がい者と小・中学生との交流を通し理解を深め、困っている所はどんなことか見て感じさせることにより、理解を深めることが出来ると思う。
- ・様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互の理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを「心のバリアフリー」。そのためには、一人一人が具体的な行動を継続することが必要と思う。「心のバリアフリー」を浸透させるための手法を考えて戴きたい。
- ・情報保障として、手話通訳をつけてほしい。
- ・講義を一般市民にもやってほしい。
- ・市民の平和として、活動見て聞き、参加するように。
- ・個性に応じた交流の場(絵が得意であれば絵に関するような交流など)。
- ・交流できる場がかなり少ないと思います。交流がないから、理解してもらうのも難しいかと…。例えば、防災訓練の時に、車いすの方に参加してもらって、どんな手助けが必要かやってみたり、もっと身近な所で交流できたらいいかと思います。
- ・交流する機会に参加するのを悩むことがあります。母一人で連れて行くのが大変だとか、知らない人ばかりに行くのは抵抗もあるとか理由はいろいろです。交流するにも橋渡しになってくれる方も必要になると思います。
- ・障がいを持っている方が、それを忘れさせてもらえるような空間や、人間関係のある場があれば、本当の意味で相互に生きやすい町になると思います。
- ・これは親の思いは多くありますが、どうしても理解が進むには時間がかかると思います。

⑦防犯・防災（災害時の対応）について

- ・電話の「サギ」対応について心配。
- ・各町内の委員会において、避難行動支援に関する取り組み方を策定し、町内に行動内容を明確にし周知させる。
- ・要支援者名簿を作成し、資料の使用法の徹底を図ってほしい。
- ・119、110に連絡方法…各自メール、FAXを取り付けてほしい。無料中型スマホを配慮してはどうか。(その代わりタブレットより)
- ・自宅にいる時に地震等が起こり、親が身動きできない状態で障がいある子どもだけが残った場合どうなるんだろう、という不安は常にあります。「避難行動要支援者名簿」に登録はしてあるので、どなたか来ていただけるのかもしれないとは思いますが、その方と日頃交流がないので、実際その場面になった場合かなり戸惑われるのではないかと思います。初めに提出した時から状況が変わっていいこともあります。今どなたかがそれを持ってきてどういう体制になっているかもわからないこと、それからご迷惑かもしれないと感じてしまうこともあり、問い合わせできないままです。
- ・避難所に関しては、慣れない場所で大勢の人の中で過ごすのは難しいと思っています。どうしても利用しなければならなかったら福祉避難所にと考えていますが、ハートピア1か所だけのようなので、大勢の人が詰めかけてしまうのではないかと不安もあります。
- ・特に寝たきりの生活をしている我が家では、災害時も何とか自宅にいて過ごせる方法をついつい考えてしまいます。外に出ると迷惑もかけてしまうし、個人的に必要な物もいっぱいあるし…。シミュレーションがあると、本当に起こった時、どう動くか、考えられるようになるかもしれません。
- ・災害時にどこへ行ったら安心して過ごせるのか、全くわかりません。自閉症の子供にとって、たくさんの人、いつもと違う場所、すべてがとても不安でパニックを起こしてしまいます。そんな中で、他の方々も災害で大変な時に、障がいを理解して下さる方がどのくらいみえるでしょうか？特別扱いをしてほしいのではなく、どれくらい障がいの特性を理解した配慮が災害時にできるのか、その準備はあるのか、考えていただきたいです。
- ・車の中に避難するしかないと思います。

⑧その他

- ・介護保険のサービスになると利用料金が発生することが負担になる。
- ・平成30年度を目途に障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一マークを着用する予定

との事、出来るだけ早く瑞浪市が導入してほしい。又、障害のある人に関する施策の検討及びバリアフリーの評価に当たっては、障害のある人が参画し、障害のある人による視点を施策に反映させてほしい。例えば、瑞浪市各支所、総合文化センター等公共施設に身障者を案内し、障害者が感ずる視点を反映し、対応を検討してほしい。

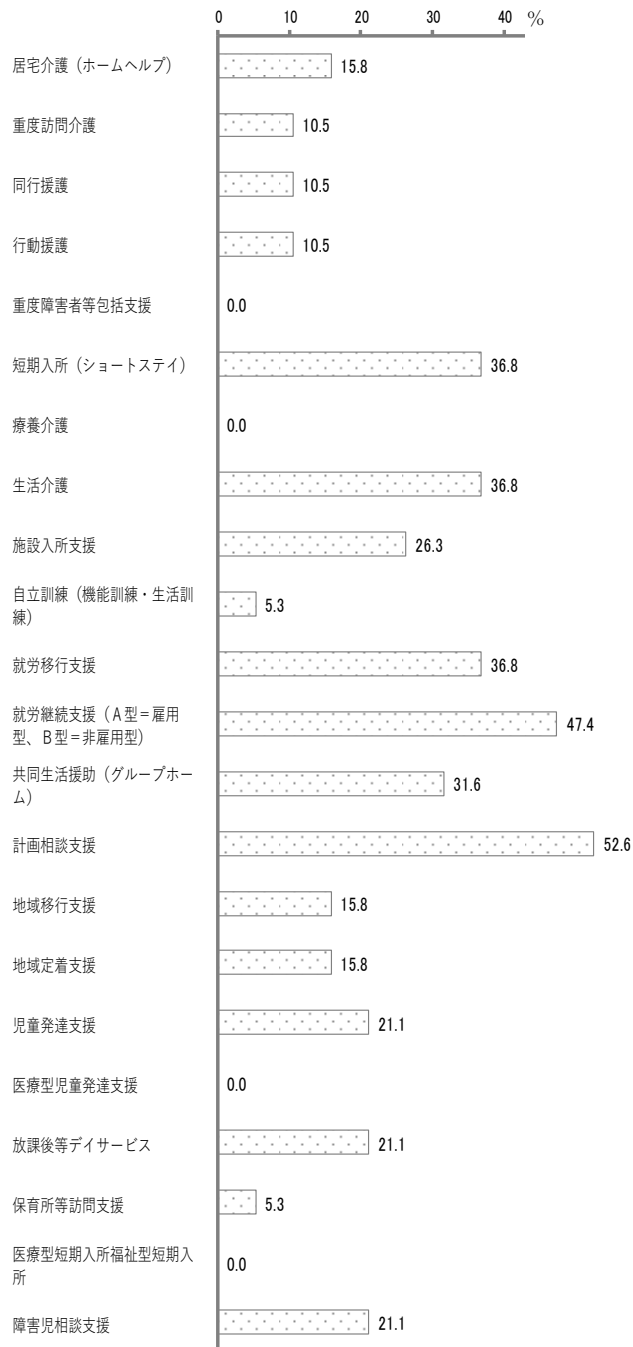
- ・タクシー券少ない。1年分 50 枚求める。
- ・聴覚障害者に対するサービスはありませんか。何かありますか。
- ・環境が整ったとしても、結局は全て人の力が必要となります。福祉業界は人材不足だとよく聞きます。設備面だけではなく、どうすれば良い人材が育つかも共に考え指導していただきたいです。
- ・知的障がい、精神障がい、重度障がい、いろんな障がいを持った方が、それぞれ必要としているニーズが多すぎて、個々に合ったサービスを求めるのも難しいと思います。まずは「地域社会の理解」があると、助け合える部分が出てくるように思います。これからもよろしくお願いします。
- ・瑞浪市の地域の方、そして市役所の方々に障がいの方を理解していただけるよう、私たちが日々がんばっています。障がいの方の住みやすい町は、健常者にも必ずすばらしい町です。そんな魅力的な瑞浪市にしていくことを目標に活動しています。私たちが、親としてやるべきこと、そして、地域の方々に理解していただけるように、市役所の方々と共に考え、ご協力、ご支援お願いいたします。
- ・当事者の人たちこそ（立ち直ってきた人たち）、人を本当に助けられる人になってくれることが広まってほしいと思います。（そのご本人にも周りにも）
- ・知的障害の子はすぐ「だまされたり」「いじめられたり」します。これは時代が変わっても続くと思います。知的障害の子は、社会性を身につけ生き残るしか、方法はないと思います。皆から愛され、なごまされる子たちになると良いと思います。地域の守り神（七福神の布袋様のような…）のような存在になれば良いと思います。

② サービス提供事業者

問1 貴事業者で提供している障がい児・者に対する自立支援給付等サービスに○をつけてください。また、今後提供を考えているサービスに○をつけてください。
(○はいくつでも)

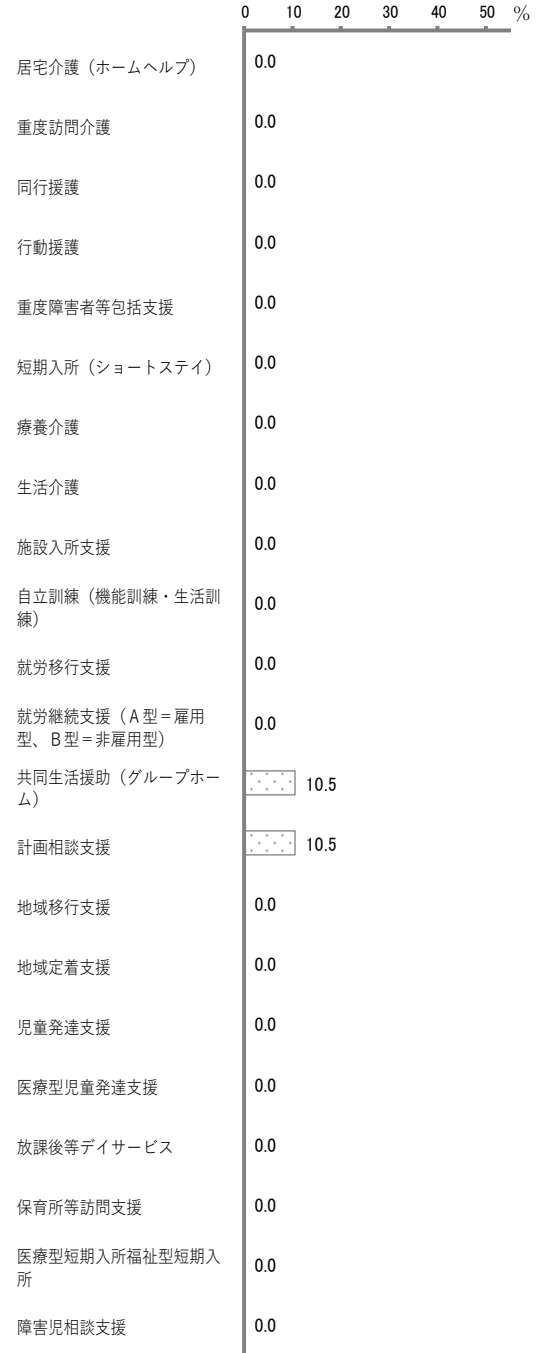
A 提供しているサービス

回答者数 = 19

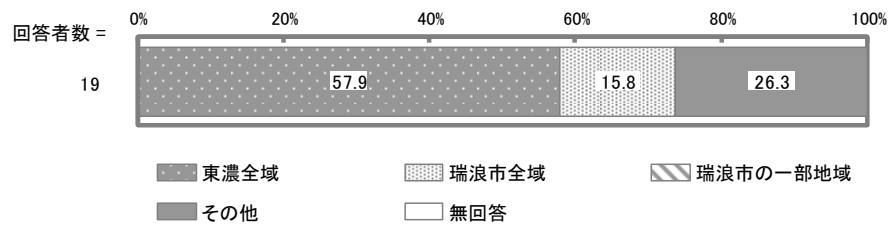


B 今後提供を考えているサービス

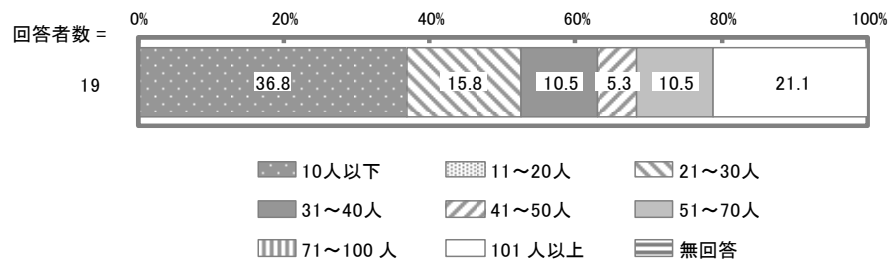
回答者数 = 19



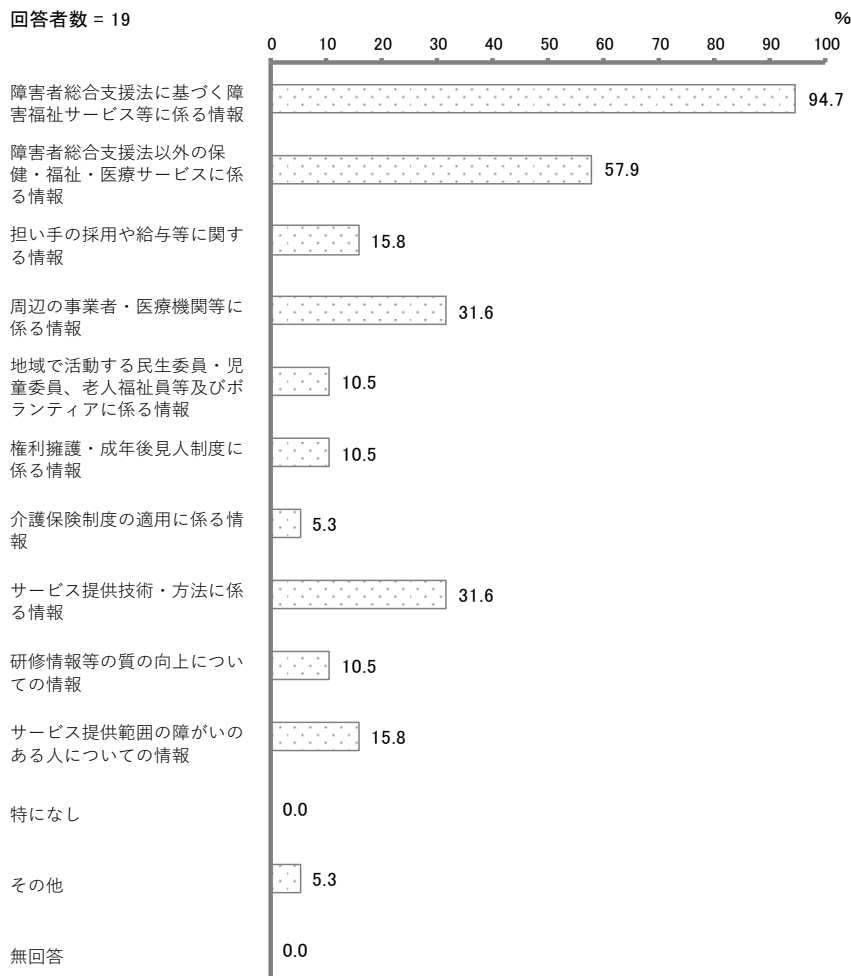
問2 貴事業者のサービス提供範囲はどちらですか。（〇は1つ）



問3 貴事業者の従業員数（役員・総務関係も含む）を教えてください。

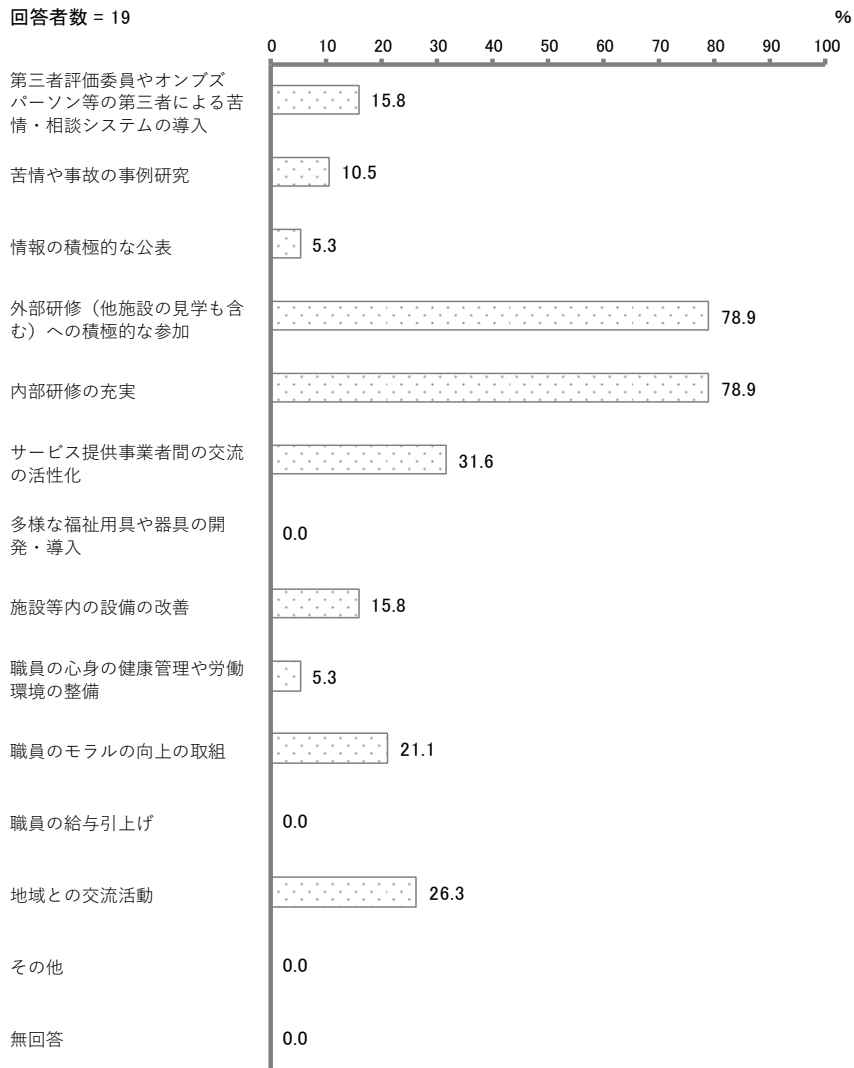


問4 貴事業者が適切な事業を運営するために特に必要な情報は何か。（主なもの3つまで）

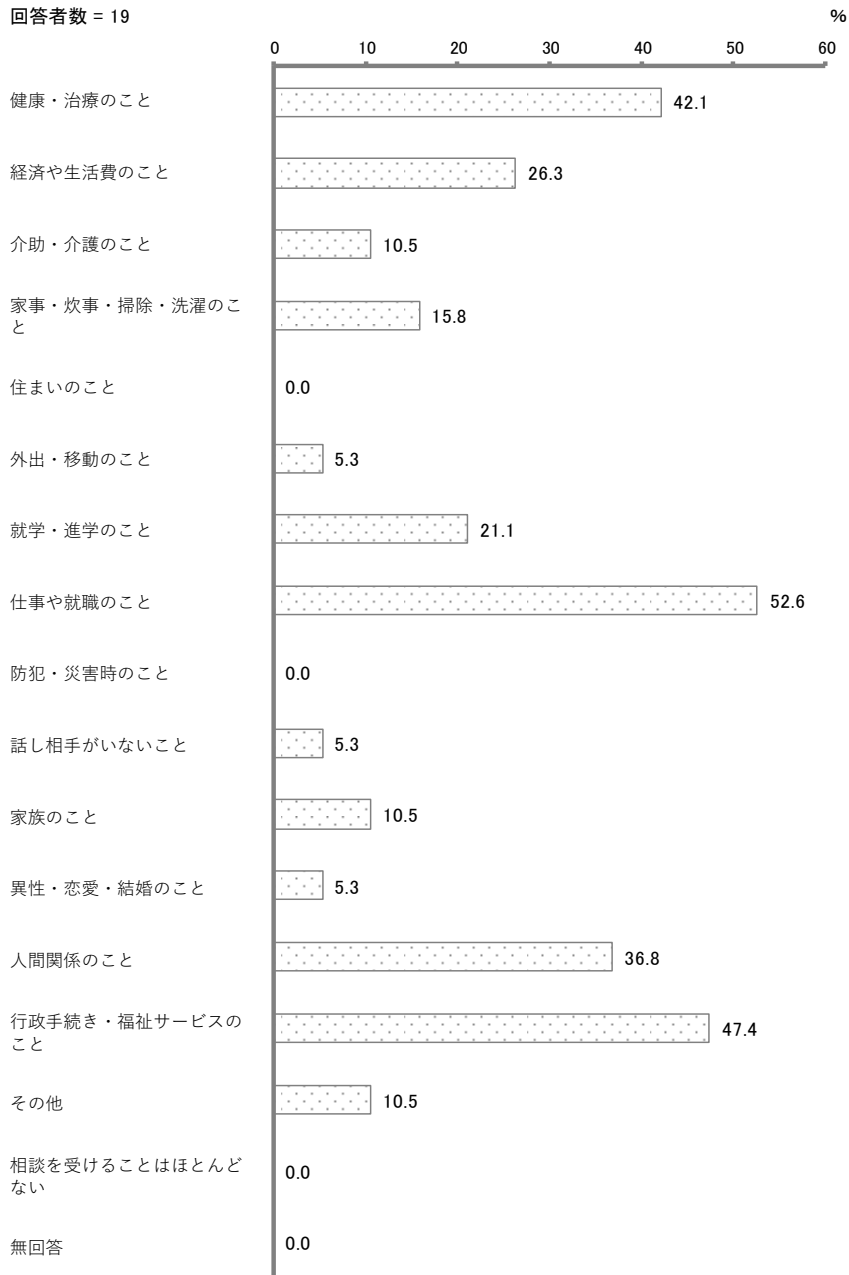


問5 貴事業者がサービスの質の向上のために取り組んでいることは何ですか。
 (主なものを3つまで)

回答者数 = 19

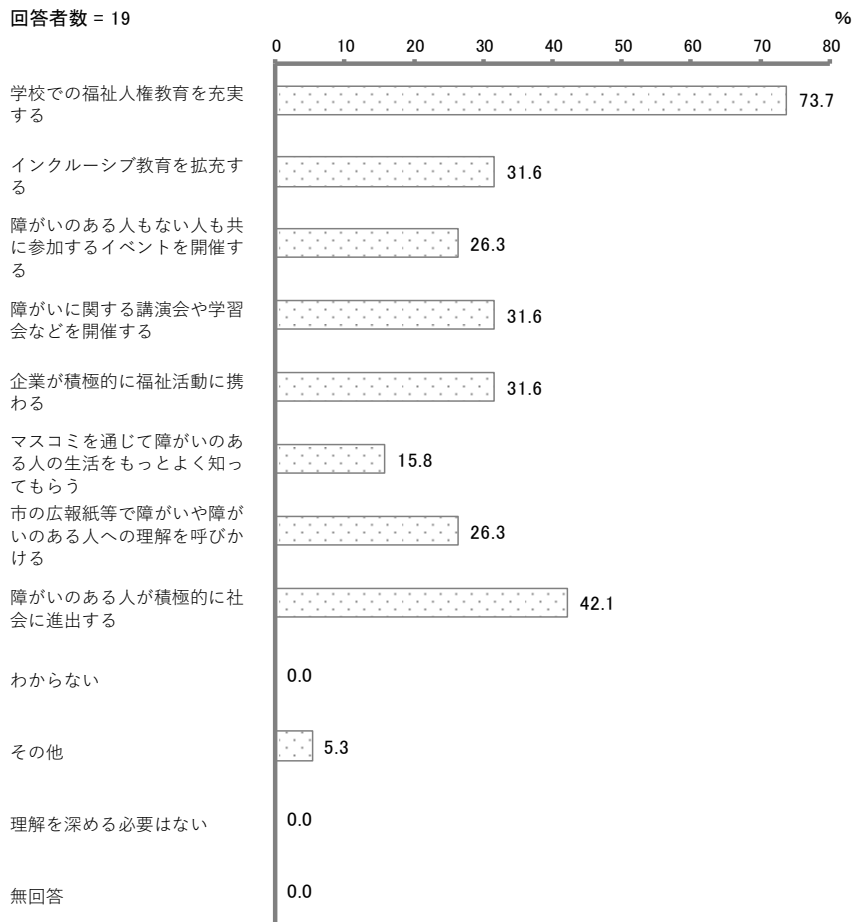


問6 貴事業者が障がいのある人本人や家族から受ける相談はどのようなものがありますか。（主なもの3つまで）



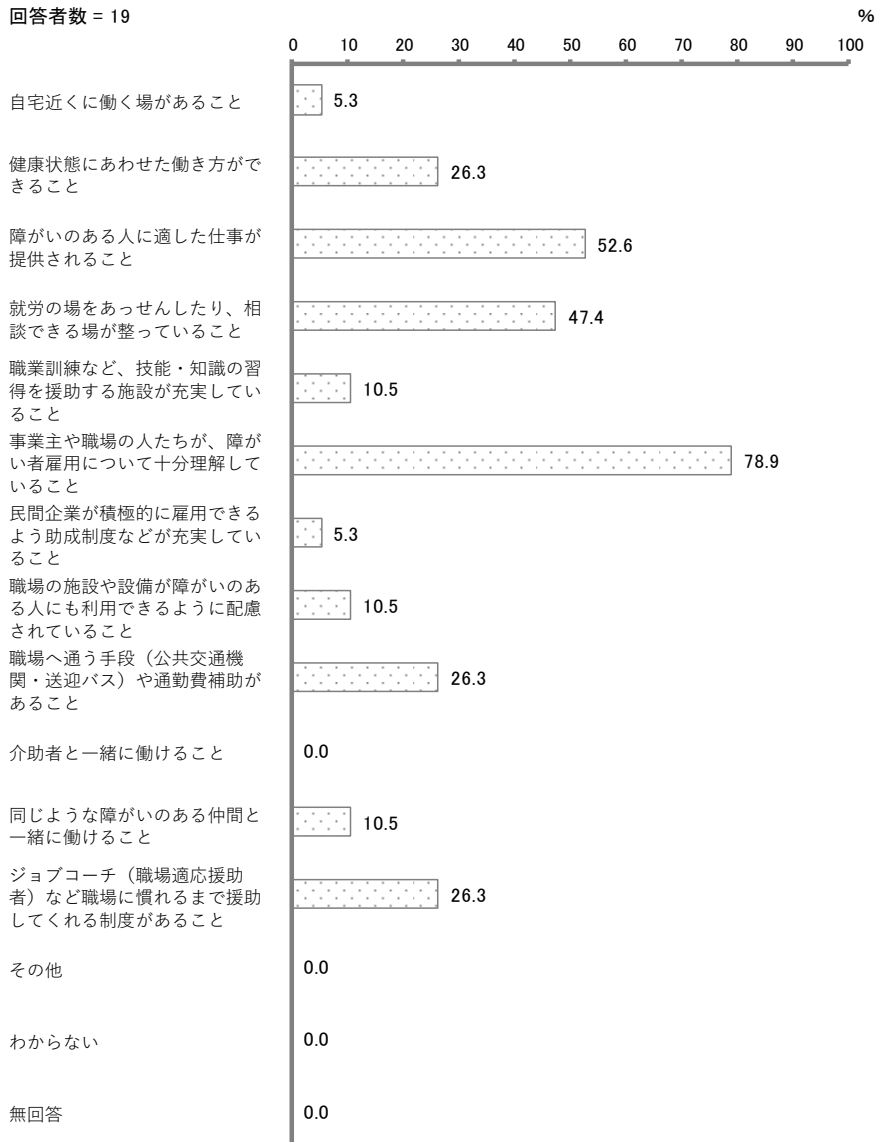
問7 障がいのある人への市民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。
 (主なもの3つまで)

回答者数 = 19



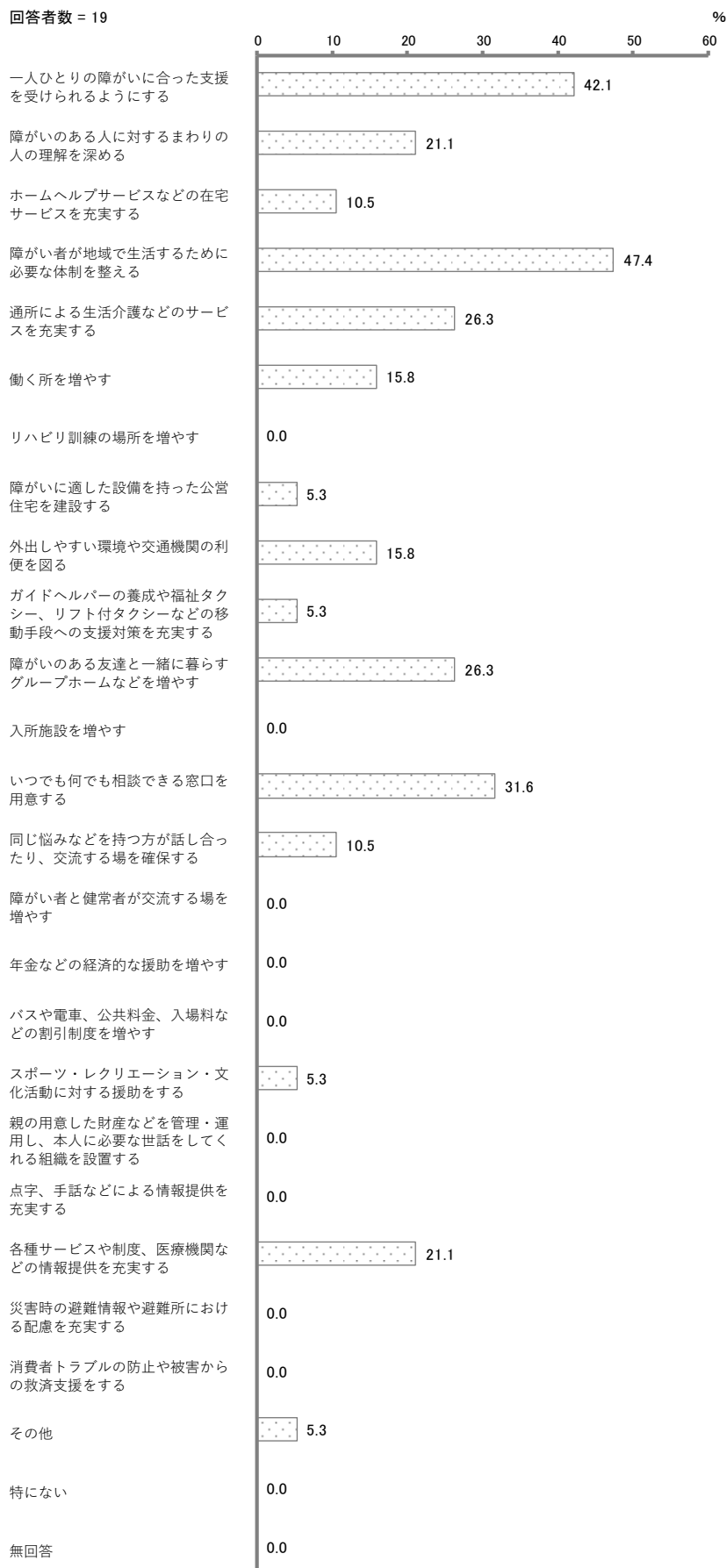
問8 障がいのある人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。（主なもの3つまで）

回答者数 = 19



問9 これからの瑞浪市の障がい福祉では何が必要だと思いますか。必要だと思う内容に○をつけてください。(主なもの3つまで)

回答者数 = 19



◆自由記載【原文のまま掲載】

①保健・医療について

- ・乳幼児期の子育てに関する保護者向けの講座や相談の場は充実している。それ以降学校以外の保健医療に関わる子育ての相談窓口は激減する。
- ・医療機関と情報を共有し、医療と福祉の連携の強化が重要。お互いの立場や役割について再確認する必要がある。（そういった場を作っていく必要がある）
- ・障がい者が病院を受診した場合、支援者へ報告できる方はいいが、できない方、もしくはしようしない方の場合、本人の変化に迅速に対応できないため、病院と支援機関などのさらなるネットワークの強化が必要になってくるのではないかと考える。
- ・精神科医の増員を希望する。〇〇病院S先生の人気が高く、予約が取れない。障がい児は精神科医との関わりが重要。
- ・発達障害（特に幼児）の診断ができる病院があるとよい。
- ・支援対象者の情報の共有化ができるとよい。
- ・この地域で生涯に渡って継続して見て頂ける病院の設立。現在は春日井まで行く方が多い。
- ・障害福祉サービス利用の多くは、事業所等での健康維持のための適切な措置を講じ、健康診断及び歯科診断や予防接種を実施し、健康状態の把握、管理に努めていますが、在宅生活が主な障害者にとっては、生活習慣病などに不安を抱えてみえます。関係機関との連携がさらに必要になります。
- ・精神疾患の方々の支援が少ないのではないのでしょうか。市・保健師さんが窓口になり、症状や、受診への抵抗を減らし、早期の支援ができると思われます。
- ・「引きこもり」の方について、広く、各関係者の方との情報共有したいです。家族も疲弊し、共倒れになることがあります。
- ・障害の方が何か医療面で困った時に相談しやすいよう、福祉・医療が連携できるとよいと思います。

②生活環境・住まいについて

- ・福祉タクシーの利用助成の対象の枠が条件つきで広げることができないか。地域移行や地域生活の継続を考えた時、自分で通院可能な（買い物等も）レベルの方の自立にもつながるのではないかな。
- ・障がい者が一人で生活できる住居の確保が難しい。保証人の確保など障壁も多い。
- ・市営は不便な場所が多い。
- ・現在関わっている障がい者の方の中で、部屋が片付かないケースがあるが、本人もそれについて困り感がなく、家庭訪問をして初めてわかる場合がある。清潔と不潔の判断ができず、地域住民とトラブルになることも考えられるため、地域で暮らす障がい者を見守る支援制度の充実が必要になるのではないかな。
- ・障がい者が老人になっても安心して生活が出来る（一生涯安心プランづくり）。
- ・グループホームなど、支援の手が受けやすい環境での生活。
- ・地域で理解のある環境が望ましい。
- ・障害者が地域で暮らすということは、特別な環境ではなく、普通の環境の中で一人の住民として暮らしていくということが含まれています。そのためにもショートステイや体験入居の機会が得られる環境整備が重要になります。一般住宅やアパート・マンション等を利用した共同生活援助（G・H）が進むためにも、事業者負担に対し市町村補助を実施していく姿勢を県にお伝え願います。
- ・市内や東濃地区にグループホームや小規模な入所施設が増えるとうれしく感じます。出来ることなら生まれ育った町で。施設も町の中にあるとうれしく思います。
- ・交通の便が悪い地域が多く、精神障害や自閉症スペクトラムの方には自閉傾向を助長してしまう要因となっている。
- ・車いすで入れる飲食店の情報が知りたい。
- ・障害のある方もない方も、生まれた地域、生まれた家で、できるだけ生活ができるよう、日常的な介護などの在宅医療サービスや、ショートステイ、保健・医療サービスの充実、GHの増設ができるとよいと思います。また、小さな頃から、地域の中で理解が深まるような活動が必要かと思います。
- ・障がいのある方が、環境的にも経済的にも選択し、居住しやすい公営住宅があるとよいです。施設入所や在宅の方が、グループホームを経て生活力を身につけ、アパートなどの一人暮らしを希望する方は少なくなっていると思いますが、民間アパートもよいですが、公営住宅は安心感があります。新しい公営住宅がよいです。

③相談・情報提供について

- ・福祉サービスがどこで何のサービスを受ける事ができるのか情報提供におけるツールを整備する事で、よりサービスが選択肢が広がるのではないかな。
- ・相談の窓口はいくつかあるが、市民が困った問題を抱えた時、どこに相談すればいいかという情報の提供は定期的に必要。スマホやパソコンのない世帯も多い。
- ・障害認定を受けている方であれば、福祉課を通じて必要な窓口につながるが、例えば認知の問題を抱えた高齢者世帯、生活困窮の問題など市役所と市民の間に入るような窓口や人があると、相談の敷居は下が

- る。
- ・ 基幹相談支援センターを基点にした体制を整えていく。
- ・ 時折、事業所へ「〇〇市役所にこの事業所へ電話してみるように言われ、電話をしました」と相談が入るものの、支援の範囲外の事例であり、他の事業所へつなぐケースがあるため、相談者のたらい回しを防ぐためにも、市の窓口内に市内や東濃圏域の事業所やサービスに詳しい専門員を配置し、相談者のニーズに合った事業所へつなげるようにできれば良いのではないかと。
- ・ 障がい者への就職、生活、医療についての助言。
- ・ 就学後の個人情報の引きつぎが明確になっていくとよい。
- ・ 福祉課の窓口は専門の知識を持った方がおられるのが望ましい。
- ・ 相談支援体制を充実させるには、身近なところで相談できる体制が必要であり、障害者が日常的に交流のある社会福祉法人やNPOが日常生活にかかる様々な相談に応じていくことである。さらに地域の関係機関の連携強化や情報共有について具体的に活動できる地域総合支援協議会の役割が重要である。
- ・ 市内に成人の相談支援事業所がない。(東農圏域で瑞浪市のみ)行政とパートナーとして協働できる事業所の存在は重要だと思います。
- ・ 福祉相談窓口があれば、具体的な相談に対する対応や、制度の情報などがわかりやすいのではないのでしょうか。福祉サービスは多様でわかりづらいものです。まずは、相談する場があるということで安心につながるのではないのでしょうか。その窓口から各専門分野を紹介することにすれば、福祉課の職員の方々の負担も軽減されると思われます。
- ・ 者の相談支援事業所がないので、開設することが重要と思います。
- ・ 特に児童さんについては、情報共有をしたいので、各機関での(子育ての相談員さん、放デイの職員さん、相談員)等の月1回もしくは「招集」にて顔を合わせる日があるといいです。
- ・ 相談支援事業所を開設してほしい。恵那市、土岐市など、社協で相談支援事業を行っている。
- ・ 瑞浪市内に相談支援事業所が増え、地域の障がい者の支援に関わるとよい(〇〇病院等)。
- ・ 瑞浪にも委託相談事業所や特定相談事業所があって、身近な所で様々な相談ができ、支援につながれたらよいと思います。

④雇用・就労について

- ・ ジョブコーチ支援や障がい者トライアル雇用を知ってもらい、多くの企業に理解を深めてもらえると良いのではないかと。
- ・ 市から定期的に障害者施設向けに封入、封書のあて名貼り等の仕事を頂けるとありがたいです。
- ・ 精神障害者の理解を会社で深めて雇用促進をうながす。また受け入れ後のフォロー体制も強化していく。(研修等)働く場所を増やしていきたい。(知的、身体に関しても上記と同様ですが、精神障害よりは窓口も広いように感じます。)
- ・ 就労支援を行っているが、瑞浪市は企業は多くあるものの、障がい者求人が少ないため、市内在住の障がいを持った方で車など移動手段が無い方にとって、きびしい現状だと感じる。地域で生活していく為には制度や働く場の充実が必要と考える。
- ・ 就労出来る様、気軽に出来る就労訓練(企業が協力し合って就労訓練に協力する)
- ・ 障害者雇用のための地元企業などの理解。
- ・ 地域で地域でと言うわりに、受け皿が無いと言う事を障がいを持つ子供の親御さんから聞きます。
- ・ 精神障がい者は、その特性を理解し対応できれば、企業でも充分働ける方が多くみえます。そのためには、地域の企業が障がい者を雇用できるよう、就労支援事業所と企業が話し合う機会をつくり、つながっていきけるようにしていく必要があるのではないかと考えます。
- ・ 障害者の就労は、経済的な裏付けを含めた社会参加を可能にするための重要な課題であります。平成30年12月に生産開始予定されている株式会社〇〇での障害者雇用に期待しています。また同時に施設授産品等の販売機会を願っています。
- ・ 安心して働ける場所が増えることを望みます。御自分で車に乗ったり、電車に乗ったり出来ない方の交通手段を充実させることも必要と思います。
- ・ (相談支援専門員の立場として)一般企業様に向けた障がい者雇用についての「ジョブコーチ」もっと広く知ってもらえると、雇用者も良いのではないかと考えます。意外と知らない方が多いです。
- ・ 障害の重度化もあり、福祉的就労のサービスの量が増えるとよい。
- ・ 精神障害の方、発達障害の方が多く、一般就労を希望される方が多い。雇用主、また地域の方の、障がいに対する知識が深まるとよいと思う。
- ・ 交通の便は良いほうではないのでしょうか。(詳しくはわかりません) 就労の際、田舎では通勤手段がなく困ります。また、よくあるケースでは、会社で困った時に、理解してサポートしてくれる人がいるかないかで、トラブルになったり離職したりするようです。また、駅前あたりに交流や相談、余暇利用できる場所があると心強いと思います。

⑤教育・保育について

- ・ 見た目にはわからない精神、内部障害等の理解を深めるような福祉教育の推進。精神障害は誰でも罹患する可能性があり、周りの関わりやサポートによって行きづらさを軽減できるため、メンタルヘルスの問題を低年

齢から取り組む必要がある。

- ・ 将来的な展望も考えていくことも重要で、横の連携だけでなく従の連携も強くしていくことが必要。
- ・ 昔と比べ、障がい者に対する理解は増えていると感じるが、やはり教育の場での関わりが大きな要因ではないかと考える。子どもの頃から障害が身近なものであれば、障害に対する偏見も少ないため、教育の場での障害についての学びや障がい者との交流を増やしてみてもどうかと感じる。
- ・ 感覚統合の取り組み。自立と社会参加への早期の取り組み。
- ・ 将来を考えた支援方法の共有化ができるとうい(排除という考えでなく、正しい発達支援・特別支援教育の理解を広めてほしい)
- ・ 就学前の時期は健常のお子様と一緒に過ごせる大切な時なので、障がいの重さに関係なく同じ空間で教育、保育を受ける事が望ましい。
- ・ 小学校・中学校さんでの障がい児の様子が知りたい。
- ・ 一人の障害の方が、生まれてから連続的に保育、教育、福祉サービスと支援を受けていけるような連携していける体制づくりがあるとよいと思います。
- ・ 瑞浪市の詳しいことはわかりませんが、時々節目で、つながっていくことが大切です。それぞれの枠内で完結するようでは、人生全体からみると、困ってしまうのではないのでしょうか。教育で社会のあり方、歴史もどうにでもなると思います。健常の子どもも障がいのある子どもも、将来の市民であるので、当たり前に関し合える教育が大切です。

⑥障がいへの理解と交流について

- ・ 障がいへの理解不足により、就労へ結びつかないのではないだろうか。
- ・ 10代前半～18歳未満の若年の精神疾患発症のお子さんの交流の場や、進学、学業の継続、生活全般にわたる相談の場があるといい。在宅でご家族で抱えているケースも聞く。対人関係がうまくいかない、片づけができないなど、行きづらさを抱えた成人の発達障害者を対象とした交流、学習の場を支援機関との連携でできるといい。二次障害である精神疾患や犯罪につながらないような地域の啓発活動を。そういう活動を推進するためのボランティアの育成が大切。
- ・ 学校教育を充足させていくことが重要(当事者もどう地域とかかわり、理解してもらおうのかを考える機会をもつことが必要)
- ・ 地域で暮らす障がい者を支える為には家族、行政、支援機関だけでなく、地域の方の協力も必要となる。しかし障害への理解がないと中々関わるできないので、地域の方に少しでも障害について知っていたできるようにする必要がある。就労支援を行う事業所としては、地域の企業にも理解を得られると働く環境が増えると思う。
- ・ 住民同士の支えあい、見守りを基本として、地域で理解、交流を深める。民生員、児童員、ボランティアが障がい施設にての参加。
- ・ 支援・共同・尊重ということを大切にしていきたい。
- ・ 理解して頂く機会がなかなか無いので、広報等でどんどん発信してほしい。4コママンガ等で入りやすく読みやすくするなど。
- ・ 障がいをもって一人暮らしをしている方を、地域で見守っていけるようにしてもらいたい。特に、災害などが起こった時にパニック状態にならないためにも、普段からの地域での見守り、障害への理解が必要ではないでしょうか。
- ・ 障害者週間(12月)についての周知を図ると共に、市役所ロビー等において事業所紹介や作品展示及び販売を行うことで、障害のある人の理解を浸透していく。障害者・子ども・高齢者が事業所を交流の場として活用していく。優先調達推進により、障害のある人が働く機会を得て、地域住民との関わりを深める。
- ・ やむを得ず住み慣れた所ではなく、全く違う所で暮らすことになった時、まわりの方にご理解いただく。交流するというのは難しさを覚えます。テレビで見たり聞いたりしても、いざ身近なことになった時、私達のこととして促えるにはどうしたらよいでしょうか。
- ・ 地域交流センターときわでの居場所活動らしくの活動を広めてほしい。それ以外でも「居場所」があるといいです。障がいへの理解については、「研修会」等の催しがあることで、知ってもらおうことが、まず先決ではないかと思えます。
- ・ 地域において、障がいの方も高齢の方も、いろんな人が共生していけるよう、地域での交流の機会、活動が増えていくとよい。
- ・ 何かのきっかけで知ることとなり、交流や活動を深めていくこともあると思いますが、参加する人がその人自身のために満足したり、楽しんだりすることも、永く深く浸透していくことにつながると思います。超高齢社会になって、第一線を退いた人も、障がいのある人や子ども、いろんな人と関わることで、再出場し、生きがいある暮らしになるのではないのでしょうか。

⑦防犯・防災（災害時の対応）について

- ・ 災害時等地域や福祉避難所とすぐ連携できるような体制が必要と思われる。広報活動や地域訓練を通じて、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求められるようになるとうい。
- ・ 近所(地域)にまずは知ってもらい、理解を得ておく必要がある。となり近所から少しずつ輪を大きくしていくことが大切。

- ・一人暮らしをする障がい者にとっては災害時、又悪徳業者などの被害に遭った際、対応が遅れてしまう為、地域で見守りができるよう、地域住民の理解が必要だと感じる。
- ・非常時の時パニックを起さない様、周囲が気を配る。避難する場所を決め、わかりやすく説明し理解する。
- ・障害のある方の生活実態を把握しながら対応して欲しい。家族の話をしつかりときいて、生活の様子やたいへんさなどを実感してほしい。
- ・「避難所には行けない」と言われる親さんの話を聞きます。災害時の避難所を何とかして下さい。
- ・災害時、障がい者(特に一人暮らし)への対応ができる体制をつくるべきではないでしょうか。
- ・近い将来、必ず起きるといわれている大震災を考える時、一般の人との避難所生活が難しい障害者が多く見受けられます。環境の変化に対応しきれないために、被災者でありながら避難所生活を一般の人に認めてもらえない状況は、阪神・淡路及び東日本大震災で大きな課題になりました。本人や家族を含めた方の避難を、障害者の事業所で安心して支援できる対策を考えていただけると有難いです。
- ・災害があった時、避難所で高齢の方、病気をもってみえる方、障がいをもってみえる方は、健康な方のように食事をもらいに行けなかったり、入浴できなかったり、必要な情報が入ってこなかったりと厳しい現状で生活されていました。まわりの方ともトラブルになったりしていました。一般避難所の運営のマニュアルの中にそういった方々への支援の仕方ももりこんでおくことが必要なように感じます。
- ・災害時、障害者・高齢者の方に配慮された避難経路、避難所の環境、避難生活の計画が必要。その計画ができるよう、日頃からの地域とのつながりを強くできるような地域の活動、機会を増やし、顔と顔がわかる地域づくりを望みます。
- ・視覚障がいの方と防災の話をした時、「逃げる所もわからんし、逃げれんから家にじっとして、地震だったらぺちゃんこになるしかない」と笑ってみえました。実際、障がいのある立場として、防災訓練に参加したこともないし、どこが避難所かわからないといってみえました。ご近所の手助けがあるのでは…とと思っていましたが、「最近では近所の葬式の連絡もない。ご近所さんが気を遣って黙ってくれとるかもしれん」と言ってみえました。いざ！という時には、自治会や消防が来てくれると思いますが…。

⑧その他

- ・新しいハードを作るのではなく、各事業所の機能を効率的に利用していくことが重要で、連携や情報の共有により、有効活用できていない部分を掘り起すことが重要。
- ・年々障がい者の増加と人口減少で支える環境も厳しくなっています。支えられる側から支える側へと進んでいける体制を広げる施策が必要。
- ・ずっと面倒をみてこられたご両親に何かがあった時、それまで何も公的サービスを利用されていなかった障がいをもった方が、外の世界との関わりを持っていくというのは大変困難さがあるように感じます。どういったアプローチが必要なのか、考えさせられます。
- ・福祉サービスの利用にあたり、支援計画を作成しています。困難事例も次第に多くなっている中で、福祉課の職員の方々も親身になって相談にのってもらっています。とてもありがたいです。そんな中で、少し気になる点があります。児童の場合、子育て、家庭子ども相談の方や、保健師さんとの連携がなく、もう少しあると、早期での対応により、困難ケースも困難ケースで終わらないように思えますので、今後もご指導のほどをよろしくお願ひします。

5 用語解説

用語	解説	初出頁
イクセイイリョウ 育成 医療	18歳未満の児童で、身体上の障がいの有るか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方が、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受ける時、その医療費の自己負担額を軽減する制度。	9 頁
イッパンシュウロウ 一般 就労	福祉サービスに基づく福祉的就労ではなく、一般企業等において雇用契約を締結して働く就労の形態。一般の方と同様の形で働く一般雇用と、障がいがあることを前提として働く障がい者雇用とがある。	28 頁
イリョウテキ ジ 医療的 ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な子ども。	25 頁
インクルーシブ キョウイク 教育	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、可能な限り同じ場でともに学ぶ教育のこと。障害者権利条約は「障害者が一般的な教育制度から排除されないこと」を求めており、国の障害者基本計画において、インクルーシブ教育システムの推進が提示されている。	23 頁
キカンソウダンシエン 基幹相談 支援 センター	地域の相談支援の拠点として、あらゆる障がいや困難ケースに対応した専門的・総合的な相談業務を行う機関。障害者総合支援法に基づき、市町村が設置または委託することができる。	32 頁
コウジノウキノウショウ 高次脳機能 障 がい	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とし、失語・失行・失認の他、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等により、日常生活または社会生活に制約がある状態。外見上はわかりにくいいため、周囲の人に理解されにくい。	15 頁
コウセイイリョウ 更生 医療	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療（人工透析や人工関節の手術など）を指定医療機関で受ける時、その医療費の自己負担額を軽減する制度。	9 頁
ゴウリテキハイリョ 合理的 配慮	「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。	13 頁
シテイナンビョウ 指定難病	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいて厚生労働大臣が指定する疾患。原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする難病のうち、患者数が人口の0.1パーセント程度以下で、客観的な指標による一定の基準が定まっているもの。国の医療費助成制度の対象となる。	10 頁
ジュウショウ 重症 シンシンショウ 心身 障 がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。	15 頁
ジリツシエンイリョウ 自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、精神通院医療・更生医療・育成医療の3つの区分がある。	9 頁
セイシンショウガイシャイリョウ 精神障害者医療	福祉医療のうち、精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方が、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を指定医療機関で受ける時、その医療費の自己負担額を軽減する制度。	10 頁
セイネンコウケンセイド 成年 後見 制度	知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組み。家庭裁判所に申し立てをして選任された後見人が、財産管理や契約手続き等を支援することにより、財産や権利を守り、不利益を被ることを防ぐ。	13 頁

チイキソウゴウシエン 地域総合 支援 キョウギカイ 協議会	関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。障害者総合支援法において地方公共団体に対して設置努力義務が定められている。	32 頁
トクテイシカン 特定 疾患	厚生労働省が難病対策の対象として定めた疾患をいう。難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 27 年施行）により、医療費助成対象となる疾患のさらなる拡大と見直しが図られ、その多くは新たに「指定難病」として医療費助成の対象とされている。	10 頁
トクベツシエンガッキウ 特別 支援学級	学校基本法に基づき、小学校・中学校・高等学校または中等教育学校内に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。	12 頁
トクベツシエンガッコウ 特別 支援学校	学校基本法で規定された心身障がい児を対象とする学校。幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする。	12 頁
ニチジョウセイカツジリツシエン 日常 生活 自立支援 ジギョウ 事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。瑞浪市では瑞浪市社会福祉協議会において実施している。	37 頁
ハッタツショウ 発達 障 がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。	13 頁
パブリックコメント	基本的な政策等の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表するもの。	5 頁
バリアフリー	障がい者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方のこと。	19 頁
フクシイリョウ 福祉医療	乳幼児等・母子家庭等・父子家庭・重度心身障がい者・一部の精神障がい者の方に、医療費の保険診療にかかる自己負担額を助成する制度。	10 頁
フクシテキシュウロウ 福祉的 就労	病気や障がいにより一般就労が難しい場合に、福祉的支援を受けながら働く就労の形態。障害者総合支援法の福祉サービスに基づく就労支援施設として、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型等がある。	28 頁
ユニバーサルデザイン	障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。	39 頁
リョウイク 療育	心身に障がいをもつ児童に対して、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。	22 頁
レスパイトケア	在宅で障がい者等の介護をしている家族の休息やリフレッシュを図るため、一時的に介護を代替する家族支援対策。	35 頁

第4次瑞浪市障害者計画・第5期瑞浪市障害福祉計画

・第1期瑞浪市障害児福祉計画

発行／瑞浪市（平成30年3月） 編集／瑞浪市民生部社会福祉課

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL (0572) 68-2113 FAX (0572) 68-0294

■ 障がい者マーク



障害者のための
国際シンボルマーク

公益財団法人日本障害者
リハビリテーション協会

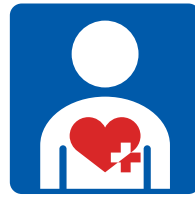
障がい者が利用できる
建物、施設（トイレや
駐車場など）である
ことを明確に示すため
の世界共通のシンボル
マーク。「すべての障
がい者」を対象とし、
車いすを利用してい
ない障がい者も対象。



ヘルプマーク

岐阜県他

援助や配慮が必要な
方が、そのことを周
辺に知らせるため
のマーク。義足や
人工関節を使用し
ている方、内部障
がいや難病の方、
妊娠初期の方など
、援助や配慮を必
要としていて、配
布を希望する方
々に渡している。



ハート・プラスマーク

特定非営利活動法人
ハート・プラスの会

内臓に障がいがあ
っても見た目には
わからない方への
配慮を求めるマ
ーク。



オストメイトマーク

公益社団法人
日本オストミー協会

トイレの入り口に
表示され、人工肛
門・人工膀胱を
保有する方（オ
ストメイト）が
利用できるトイレ
であることを示
すマーク。



白杖 SOS シグナル
普及啓発シンボルマーク

岐阜市

視覚障がい者が
白杖を高く掲げて
周りに手助けを
求めるシグナル
を啓発するための
マーク。



盲人のための
国際シンボルマーク

社会福祉法人
日本盲人福祉委員会

視覚障がい者の
安全に配慮した
建物、設備、機
器などにつけら
れている世界共
通のマーク。



ほじょ犬マーク

厚生労働省

盲導犬、聴導犬、
介助犬の同伴の
啓発のために、
店舗の入り口
などに貼られて
いるマーク。



耳マーク

一般社団法人全
日本難聴者・中
途失聴者団体連
合会

耳が聞こえない、
聞こえにくいな
どの障がいの方
が、自身の障
がいを表すため
に身につけるマ
ーク。



聴覚障害者標識

警察庁

耳が聞こえない、
聞こえにくいな
どの障がいの方
がある方が運
転する場合に、
車に表示するマ
ーク。



身体障害者標識

警察庁

手や足などに障
がいがある方が
車を運転する
場合に、車に
表示するマーク。



障害者雇用支援マーク

公益財団法人
ソーシャルサービス協会
ITセンター

障がい者の就
労を応援する
企業や団体
などがホーム
ページや広告
物などに表示
するマーク。